第 3 部　　災害応急対策計画

第１章　　風水害・震災・津波災害共通応急対策計画

第１節　　災害対策本部の組織・運営計画

１　佐渡市災害対策本部の設置

市長は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、災害対策基本法第 23 条の規定により災害対策本部を設置し、又は廃止する。

なお、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の災害応急対策の実施は、災害対策本部が設置された場合に準じて行う。

また、各防災関係機関は他機関との連絡調整を図り災害応急対策にあたるが、それぞれの災害対策本部を設置したときは、これを佐渡市防災会議会長に連絡する。

(1)　設置基準

ア　市内の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要があると認められる場合

イ　その他市長が必要であると認めた場合

(2)　設置場所

災害対策本部は、佐渡市役所（本庁）３階大会議室に設置する。

(3)　廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合又はその他必要がなくなったと認めた場合

(4)　設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに職員に伝達し、次に掲げる機関にその旨を通知又は報告するとともに、市民に対しても周知する。

ア　県知事（防災局危機対策課）

イ　佐渡市防災会議構成員

ウ　報道機関

２　災害対策本部の組織編成

災害対策本部の設置及び組織体制等は、佐渡市災害対策本部条例及び佐渡市災害対策本部運営規程に基づき、市の行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。

なお、災害対策本部設置前の体制については、市の行政組織における平常時の事務及び業務を基準とする。

(1)　組織編成

災害対策本部及び各班の組織は、別図に示すとおり編成する。

(2)　本部長及び副本部長

ア　市長を本部長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

イ　本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

(3)　本部員

本部員は、議会事務局長、会計管理者、総務部長、企画財政部長、市民福祉部長、産業観光部長、建設部長、学校教育課長、両津病院管理部長、消防長をもって充てる。

(4)　対策会議

ア　本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、直ちに災害対策本部の会議（以下「対策会議」という。）を招集する。

イ　対策会議は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

(ｱ)　災害対策本部の設置に関すること。

(ｲ)　災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。

(ｳ)　配備体制その他防災に関し重要なこと。

(5)　事務分掌

災害対策本部及び各班の事務は、別表に掲げるとおりとする。

(6)　現地災害対策本部

ア　本部長は、必要があると認めるときは、被災地に現地災害対策本部を置く。

イ　現地災害対策本部長は副本部長、本部員のうちから、現地災害対策本部員は本庁本部の各班のうちから本部長が指名する。

(7)　本庁本部と地区支部間の職員応援

ア　災害対応に人員が不足する場合は、本庁本部の各班長指示により同一の班内で応援を受ける。

イ　上記の応援でなお人員が不足するときは、統括調整班長（防災管財課長）に協議する。

3　佐渡市防災会議との総合調整

市が災害対策本部を設置したとき、佐渡市防災会議は、必要に応じて連絡員室を設置し、関係機関相互間における連絡調整の円滑化を図る。

連絡員室が設置されたときは、関係委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて連絡員室にこれを駐在させるものとする。

関係機関との相互間系統図

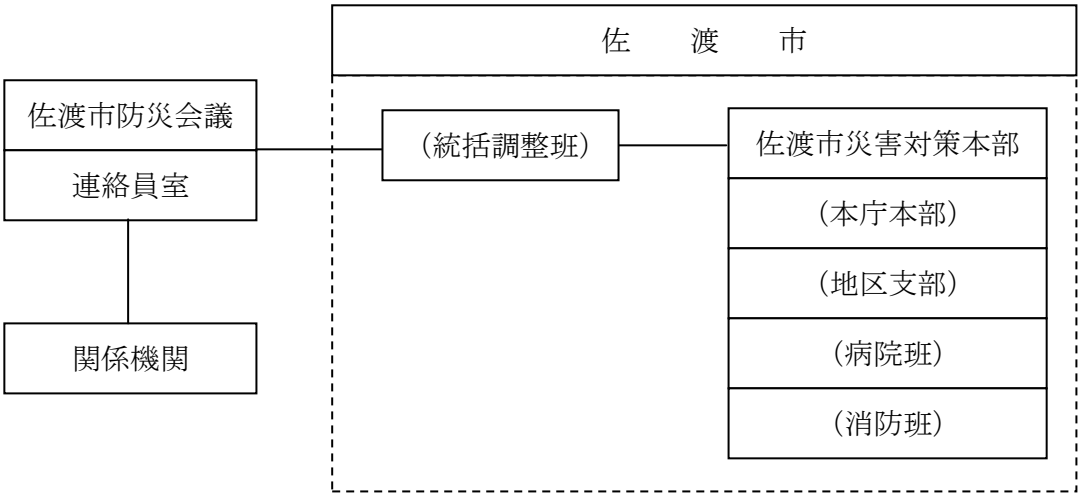

4　災害対策本部の組織整備と職員の服務基準

(1)　組織整備

本部長は、災害対策本部の組織機構に基づき、災害に常に対処し得る体制の整備強化のため、各班に所属する者の職氏名と任務分担を明確にしておかなければならない。

(2)　職員の服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定める。

ア　災害時における職員の自覚

災害時においては、職員としての自覚を持ち、災害に対処し、人命を第一に、市民の信頼を得るよう努力しなければならない。

イ　災害時の招集及び参集の義務

災害時に招集の連絡を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。

ウ　災害時の責任分担の的確な履行

災害時において、各職員は、与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。

エ　各関係機関との連絡協調

災害時において、各関係機関と常に連絡協調し、迅速かつ的確な災害対策に努めなければならない。

オ　被災者に対する応接態度

被災者に対しては、親切、丁寧に接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。

5　災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

(1)　総括調整班長（防災管財課長）は、災害対策本部が設置されたときには、災害対策本部開設に必要な資機材を準備するものとする。

ア　佐渡市災害対策図

イ　被害状況図板の設置

ウ　携帯ラジオの確保

エ　テレビの確保

オ　電話回線の確保（大会議室内 10 台）

カ　パソコン

キ　プロジェクター一式

ク　その他必要資機材の確保

(2)　総務班長（総務課長）は、災害対策本部が設置されたときには、災害対策本部活動に必要な通信手段を確保するものとする。

本章第 4 節「防災通信施設応急対策」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を調査し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

別図

災害対策本部等の組織編成

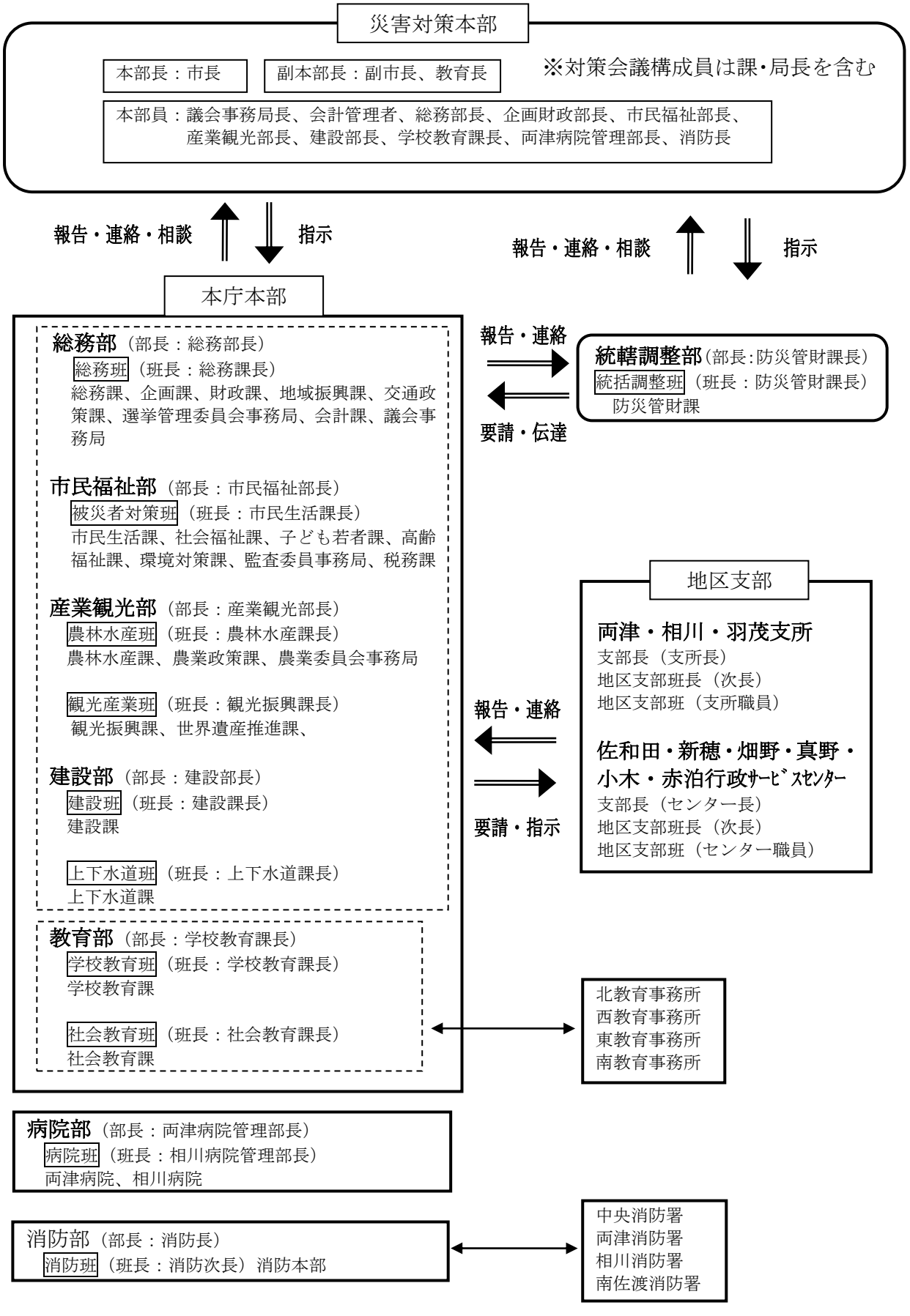

別表

災 害 対 策 本 部 等 の 事 務 分 掌

○　災害対策本部会議

災害対策会議構成員		所　掌　事　務
災害対策本部長	市　長	1　災害対策本部設置及び廃止の決定に関すること。 2　職員配備体制の決定に関すること。 3　災害対応全般における協議及び決定に関すること。 4　避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示(緊急)の決定に関すること。 5　災害救助法等の適用に関する協議及び決定に関すること。 6　現地対策本部設置及び廃止の決定に関すること。 7　県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請の決定に関すること。 8　その他重要事項の決定に関すること。
災害対策副本部長	副市長	
	教育長	
災害対策本部員	議会事務局長	
	会計管理者	
	総務部長	
	企画財政部長	
	市民福祉部長	
	産業観光部長	
	建設部長	
	学校教育課長	
	両津病院管理部長	
	消防長	
	本庁　課長・局長	

○　本庁本部

部名	班名	班　長	班　員	事　務　分　掌
統括調整部	統括調整班	防災管財課長	防災管財課 　防災安全係 財産管理室 　庁舎整備係 　管財係	1　対策会議の開催、運営及び庶務に関すること。 2　本部長指示等及び対策会議決定事項の伝達に関すること。 3　県との連絡調整に関すること。 4　本庁本部各班及び各地区支部の連絡調整に関すること。 5　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 6　防災関係機関との連絡調整及び合同会議開催に関すること。 7　庁舎等管理施設に関すること。 8　県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請及び受入りに関すること。
総務部	総務班	総務課長	総務課 　総務係 　法規係 　人事係 　秘書係 　拉致被害者対策係 　地域支援係 広報戦略室 　広報広聴係 　情報政策係 選挙管理委員会事務局 　選挙係	1　自主防災会及び町内会等との連絡調整に関すること。 2　職員の配備に関すること。 3　職員の被災状況の把握に関すること。 4　職員の健康管理に関すること。 5　事務分掌外事案に係る対応調整に関すること。 6　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 7　避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。 8　報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 9　写真等による災害情報の収集及び記録に関すること。 10　関係機関等との連絡調整に関すること。 11　災害時の通信統制及び非常通信に関すること。 12　災害時における全ての通信手段の機能確保に関すること。 13　電算処理システムの機能確保に関すること。 14　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等） の発信に関すること。 15　災害状況のビデオによる記録に関すること。 16　関係機関等との連絡調整に関すること。

総務部	総務班	総務課長	財政課 予算係 調査係 契約検査室 契約係 検査係 補助金等適正化推進係	1　災害対策関係予算に関すること。 2　災害救助基金の管理・運用に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。 4　救援物資の受入れ管理に関すること。 5　生活必需品の調達に関すること。 6　関係機関等との連絡調整に関すること。
			企画課 政策推進係 行革推進係	1　災害救助法等の適用申請に関すること。 2　激甚災害の指定等に関する要請・陳情の調整に関すること。
			地域振興課 地域振興係 移住交流推進係 商工振興係 雇用促進係	1　ライフライン（電力及び電話施設）の被害状況調査に 関すること。 2　危険物施設の被害状況調査に関すること。 3　各班からの被害状況・対策状況報告の収集・整理に関すること。 4　関係機関からの被害状況報告の収集・整理に関すること。 5　中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。 6　関係機関等との連絡調整に関すること。
			交通政策課 交通対策係 空港整備対策室	1　人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 2　応援車両の要請及び配車調整に関すること。 3　輸送全般に係る管理に関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。
			議会事務局 庶務係 議事調査係	1　議員との連絡調整及び議会全般に関すること。 2　議員の招集に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
			会計課 出納係 審査係	1　災害対策事務の現金支払い及び必要物品の出納に関すること。 2　義援金及び見舞金に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。

市民福祉部	被災者対策班	市民生活課長	市民生活課 戸籍係 国民健康保険係 年金係 消費者行政係 健康推進室 健康増進係 保健係 温泉施設係	1　被災者の名簿作成に関すること。 2　市登録外国人被災者の名簿作成に関すること。 3　行方不明者の名簿作成に関すること。 4　死体の埋火葬の許可に関すること。 5　医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 6　救護所の開設に関すること。 7　救急医薬品の確保に関すること。 8　助産に関すること。 9　医療施設等の被害調査に関すること。 10　被災住民の健康保持及び栄養指導等に関すること。 11　乳幼児・妊産婦・外国人の被災調査及び救護・相談に関すること。 12　こころのケアに関すること。 13　関係機関等との連絡調整に関すること。
			税務課 市民税係 固定資産税係 収納係	1　被災者に対する市税の納税猶予、減免の調査に関すること。 2　家屋等の被害状況調査及び報告に関すること。 3　住家の被害認定に関すること。 4　り災証明に関すること。 5　関係機関等との連絡調整に関すること。
			環境対策課 環境エネルギー係 環境対策係 クリーン推進係 施設管理係	1　衛生及び防疫に関すること。 2　遺体の収容及び埋火葬に関すること。 3　衛生材料の確保に関すること。 4　災害廃棄物の処理に関すること。 5　し尿・ごみの応急処理に関すること。 6　仮設トイレに関すること。 7　清掃活動に関すること。 8　関係機関等との連絡調整に関すること。
			社会福祉課 地域福祉係 援護係 障がい福祉係 子ども若者課 子育て支援係 子育て企画係 園児支援係	1　避難所の設営に関すること。 2　避難所収容者の受付及び報告に関すること。 3　炊き出しに関すること。 4　社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5　保育園児童の安全確保に関すること。 6　生活保護世帯、身体障害者世帯等の被災調査及び救護・相談に関すること。 7　ボランティアの受入れ等に関すること。 8　義援金の支給に関すること。 9　災害弔慰金の支給に関すること。 10　関係機関等との連絡調整に関すること。

市民福祉部	被災者対策班	市民生活課長	高齢福祉課 高齢福祉係 介護保険係 地域包括ケア推進室 中央地域包括支援ｾﾝﾀｰ 地域包括ケア推進係	1　高齢者世帯の被災調査及び救護・相談に関すること。 2　老人福祉施設に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
			監査委員事務局 監査係	1　避難所等の設営状況及び収容状況等の収集・整理に関すること。 2　避難所等への食料及び生活必需品等の支給計画に関すること。 3　その他避難所における総合調整に関すること。
産業観光部	農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農村整備係 林業振興係 水産振興係 農業政策課 農業企画係 生産振興係 販売流通係 里山振興係 トキ保護係 農業委員会事務局 農政係 農地係	1　農林水産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　農林水産施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3　漁港区域内の津波対策に関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。
	観光産業班	観光振興課長	観光振興課 観光振興係 観光施設係 ３資産ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ室	1　観光産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　観光客の安全確保に関すること。 3　観光業者の資金融資のあっせんに関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。
			世界遺産推進課 調査係 登録推進係 文化財室 文化財保護係 埋蔵文化財係	1　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　調査団、視察団等の受入れ調整に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。

建設部	建設班	建設課長	建設課 管理係 建設係 住宅係 都市計画係 建築係 用地係 道路公園維持係	1　道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関すること。 2　道路、河川、橋りょう、がけ地等の応急復旧工事の実施に関すること。 3　交通規制に関すること。 4　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 5　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 6　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 7　市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 8　避難所の応急危険度調査に関すること。 9　家屋等の応急危険度調査に関すること。 10　応急仮設住宅等の建設及び入居者選定に関すること。 11　災害復興住宅資金の融資に関すること。 12　関係機関等との連絡調整に関すること。
	上下水道班	上下水道課長	上下水道課 水道総務係 業務係 水道維持管理係 水道工務係 下水道総務係 下水道維持管理係 下水道工務係	1　上下水道施設及び農漁業集落排水施設等に係る被害調査及び応急復旧に関すること。 2　応急給水に関すること。 3　水道に係る資材及び備品の調達管理に関すること。 4　導管、送水管及び配水管の応急復旧工事の実施に関すること。 5　浄水場・供給所が管理する施設の被害状況の把握及び記録並びに施設の管守に関すること。 6　取水、導水、送水及び配水の総合的な計画立案に関すること。 7　市街地のたん水排除に関すること。 8　関係機関等との連絡調整に関すること。
教育部	学校教育班長	学校教育課長	学校教育課 総務係 施設係 学事指導係 学校給食係	1　教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　学校給食に関すること。 3　児童及び生徒の避難に関すること。 4　児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 5　応急教育に関すること。 6　学用品の給与に関すること。 7　幼稚園児の安全確保に関すること。 8　関係機関等との連絡調整に関すること。
	社会教育班	社会教育課長	社会教育課 社会教育係 社会体育係	1　社会体育施設、社会教育施設及び文化施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　施設利用者の安全確保に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。

教育部	社会教育班	社会教育課長	ジオパーク推進室 推進係 中央図書館 中央文化会館 佐渡学センター 文化学芸係 文化振興係 各教育事務所等	
病院部	病院班	相川病院管理部長	両津病院 相川病院	1　両津病院及び相川病院全般の被害状況・対策状況の集約・報告に関すること。 2　関係機関等との連絡調整に関すること。
消防部	消防班	消防次長	消防本部	1　消防班全般の統括調整及び被害状況・対策状況の集約・報告に関すること。 2　消防・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
			中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	1　火災等における消火活動に関すること。 2　消防団の活動に関すること。 3　緊急避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 4　警戒区域の設定に関すること。 5　危険物の保安に関すること。 6　被災者の救出及び搬送に関すること。 7　行方不明者の捜索、手配及び収容活動に関すること。 8　り災証明に関すること。 9　被災地の秩序維持に関すること。 10　救急救助活動に関すること。

○　地区支部

両津・相川・羽茂　支所		事　務　分　掌
支部長	支所長	1　地区支部全体の取りまとめに関すること。 2　職員の配備・招集に関すること。
地区支部班 （班長：支所次長）	支所職員	本庁本部の総務班、被災者対策班、観光産業班、農林水産班、建設班、上下水道班の事務分掌に関すること。
佐和田・新穂・畑野・真野・小木・赤泊 行政サービスセンター		事　務　分　掌
支部長	センター長	1　地区支部全体の取りまとめに関すること。 2　職員の配備・招集に関すること。
地区支部班 （班長：センター次長）	センター職員	管内における被害状況調査及び報告に関すること。

第２節　　職員の配備・招集

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の招集方法、自主参集の基準等を次のとおり定める。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係（室）	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	職員の配備・招集に関すること。
災害対策本部設　置　後	各　　班	－	

２　配備基準

配備区分	配 備 基 準	配 備 内 容
第１次配備（警戒体制）	(1)　大雨警報、洪水警報が発表された場合 (2)　台風情報が発表され、影響が予想される場合 (3)　水防本部（県土木部河川管理課）から洪水予報又は水防警報通報が伝達された場合 (4)　市内における最大震度が震度４の地震が発生した場合 (5)　津波注意報が発表された場合 (6)　その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準として職員の少人数を配備し、情報収集、連絡行動を行い、状況によっては上位の配備に移行できる体制をとる。
第２次配備（本部設置準備体制）	(1)　気象警報が発表され、かつ災害発生が確実と判断される場合 (2)　局地的又は散発的に小災害が発生した場合 (3)　市内における最大震度が震度５弱の地震が発生した場合 (4)　津波警報が発表された場合 (5)　その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準とし、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、状況によっては更に上位の配備に迅速に移行し得る体制をとる。

第３次配備 （本部設置）	(1)　災害が発生し、被害が広範囲又は全域に及ぶ場合 (2)　市内における最大震度が震度５強以上の地震が発生した場合 (3)　大津波警報が発表された場合 (4)　その他市長が必要と認める場合	災害対策本部長は、職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる。

３　勤務時間内における配備

実施担当班長（所属長）は、前項の配備基準または市長の配備指令により、配備体制をとる。

４　勤務時間外における配備

職員は、勤務時間外及び休日等においてテレビ・ラジオ等により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備基準に基づき自主的に参集する。

災害規模により道路が寸断されるなど参集経路が断たれたときは直近の本庁または支所等へ参集する。

また、実施担当班長（所属長）は、必要に応じ緊急連絡網を活用し配備体制をとる。

５　配備体制

配備体制は、次の表のとおりとする。

なお、災害対策本部員、班長及び支部長、支部班長は第１次配備から配置につくものとする。

(1)　本庁本部

班　名	班　名	第１次配備 （警戒体制）	第２次配備 （本部設置準備体制）	第３次配備 （本部設置）
統括調整部	統括調整班	全　職　員	全　職　員	全　職　員
総務部	総務班	部長、班長 **※地震の場合は、役職が係長以上の職員**	役職が係長以上の職員 **※地震の場合は全　職　員**	〃
市民福祉部	被災者対策班	〃	〃	〃
産業観光部	農林水産班	〃	〃	〃
	観光産業班	〃	〃	〃
建設部	建設班	〃	〃	〃
	上下水道班	〃	〃	〃
教育部	学校教育班	〃	〃	〃
	社会教育班	〃	〃	〃
病院部	病院班	病院職員非常招集計画による。		
消防部	消防班	消防本部・署職員非常招集計画による。		

(2)　地区支部

部　名	班　名	第１次配備 （警戒体制）	第２次配備 （本部設置準備体制）	第３次配備 （本部設置）
地区支部	地区支部班	支部長・班長 **※地震の場合は、 役職が係長以上の職員**	役職が係長以上の職員 **※地震の場合は 全　職　員**	全　職　員

６　参集時等の留意事項

(1)　自ら又は家族が被災した職員は、可能な限りその旨を班長（所属長）へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(2)　交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、可能な限りその旨を班長（所属長）に連絡し、その後の指示を受けるものとする。

(3)　職員は、登庁途中において可能な限り、市域の被害状況を把握し、班長（所属長）へ報告する。

(4)　登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

７　配備状況等の報告

班長（所属長）は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備状況を統括調整班長（防災管財課長）に報告し、併せて職員が登庁途中において確認した市域の被害状況を被害速報（災害様式１）により総務班（総務課）へ報告する。

８　配備指令発令様式

統括調整班（防災管財課）から連絡します。	
※１	１　○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。 ２　○○地区に、○○のため、○○が発生しました。
このため、○日○時○分	
※２	１　「第○次配備」が発令されました。指定された職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。 ２　「第３次配備」が発令されました。全職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。

注：　※１は、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。
※２は、同じ内容を３度繰り返すこと。

第３節　　防災関係機関の相互協力体制

大規模な災害が発生した場合は、単一の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、他の市町村、民間団体等の協力を得て防災対策を行う必要がある。このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	１　県及び他市町村等に対する災害応援要請等に関すること。 ２　自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	－	

２　応急対策に関する応援等の要請

(1)　県への応援又は災害応急対策実施の要請

市長は、災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。

ア　連絡先及び方法

県（防災局危機対策課）へ、口頭又は防災行政無線、電話、ファックスで行う。

口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、後でファックス等で処理する。

イ　応急対策実施要請事項

(ｱ)　応急対策の内容

(ｲ)　応急対策の実施場所

(ｳ)　その他応急対策の実施に関し必要な事項

(2)　他市町村への応援要請

ア　市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めたときは、相互応援協定に基づき、次の市町村長に対し応援を要請する。

＜協定に基づく応援要請市町村等＞　「災害時の相互応援に関する協定」（資料編参照）

イ　市長は、上記協定締結市町村の応援でもなお十分な応急対策が実施できないと認めたときは、協定以外の市町村長に対し応援を要請する。

(3)　民間団体への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、医師会、(社)新潟県建設業協会佐渡支部、新潟県トラック協会佐渡支部、その他の民間団体に協力を要請する。

(4)　応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、とりあえず電話等で要請する。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする場所
ウ　応援を必要とする期間
エ　その他応援に関し必要な事項

(5)　知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（本章第 8 節「自衛隊の災害派遣計画」参照）

ア　市長は、災害の発生に際し本市の市民の生命、身体又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

イ　市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに所定の手続きをとるものとする。

(6)　消防広域応援（本章第 12 節「消火活動計画」参照）

消防本部自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防組織法第 39 条及び第 44 条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。

3　職員の派遣（あっせん）等に関する要請

(1)　職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、都道府県知事もしくは市町村長又は指定地方行政機関の長もしくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(2)　職員派遣のあっせんの要請

災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関もしくは特定地方公共機関又は都道府県もしくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。

(3)　職員の派遣要請に関する共通事項

職員の派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員
ウ　派遣を必要とする期間
エ　その他職員の派遣について必要な事項

4　応援受入体制の確立

(1)　情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2)　受入体制の確立

国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。

ア　宿泊先

原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等をあっせんする。

イ　食料の供給及び炊事施設の確保

他自治体からの災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に食料及び炊事用具の携行も依頼する。

第４節　　防災通信施設応急対策

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため防災関係機関は、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替え通信手段の確保に努めるものとする。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課 総　務　課	防災安全係 情報政策係	１　災害時の通信統制及び非常通信に関すること。 ２　災害時における全ての通信手段の機能確保に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	－	

２　市の責務

防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

市の災害対策本部通信設備の運用は、次のとおりである。

(1)　市デジタル防災行政無線

(2)　その他の通信回線の運用

ア　地域衛星通信ネットワーク（ＶＳＡＴ）

イ　消防無線（消防本部）

ウ　ＮＴＴ電話（一般加入、災害時優先、応急復旧用無線電話）

エ　ケーブル回線（ＣＡＴＶ・イントラ網）

オ　携帯電話（衛星携帯等）

３　業務の内容

(1)　防災通信施設機能確認

所管する防災行政無線の状況を確認するとともに、防災相互通信機能を利用できるよう準備する。

(2)　電気通信事業者の設備の利用

災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール（インターネット）を利用する。また、災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることのないように、電話番号の秘匿に努める。

(3)　緊急連絡用回線設定

電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

(4)　他機関の通信施設の支援要請

関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。また、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(5)　応急復旧計画の策定

所管する防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。

(6)　非常通信の利用

非常通信協議会構成員の防災関係機関は、非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、有線通信ができないか、あるいは利用が著しく困難なときに、同協議会の要請会議を通じて、他の構成員に対し人命の救助や災害の救援等のために行われる非常通信の取り扱い要請を信越地方非常通信協議会（信越総合通信局内）に行うことができる。

(7)　その他の通信の利用

ア　移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、ＭＣＡ（一部エリアのみ）等の移動式通信設備を借用し緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

イ　アマチュア無線の活用

災害時においては、ボランティアのアマチュア無線により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地、避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。

ウ　すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

(8)　防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、的確な措置を行い、市と県及び防災関係機関相互の通信回線の確保に当たる。

ア　通信設備の機能確認

通信の疎通状況の監視及び機能確認を行う。

イ　災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常招集体制をあらかじめ定めておく。

ウ　設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検業者をあらかじめ定めておく。

(9)　所管する通信手段の稼動状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

4　市デジタル防災行政無線の災害時の運用

(1)　無線回線の確保

災害時等において情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、次により通信統制を行う。

ア　回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ　通話統制

任意の話中回線に緊急割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(2)　無線利用の範囲

市デジタル防災行政無線は、災害現場の情報収集を行うとともに、他の通信手段の機能障害が生じた場合は、代替通信手段としても利用する。

5　他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条の規定により、市長は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備は次のとおり。

(1)　警察通信設備

(2)　海上保安通信設備

(3)　電力通信設備

(4)　気象通信設備

第５節　　被災状況等収集伝達計画

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の要である。

市、県及び関係機関は、災害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

市は、収集した情報を集約し、被害の概要を掌握し、ただちに必要な行動を起こして、各防災機関や県と情報の共有化に努め、被災地内外の市民に各種の手段を使って情報を伝達する。

要配慮者に対する情報伝達として、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

１　実施担当班（課）及び県への報告

災害対策本部設置前においては、防災管財課長が各課に被害状況等の報告を求め、これを整理して県（防災局危機対策課）へ報告する。

災害対策本部設置後においては、各班は総務班へ被害速報（災害様式１）により報告し、報告を受けた総務班は情報の整理を行い、県（防災局危機対策課）へ報告する。

ただし、「消防庁への火災・災害等即報基準」に該当する場合は消防庁及び県防災局に対しても報告する。

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	１　ライフライン(電力及び電話施設)の被害状況調査に関すること。 ２　危険物施設の被害状況調査に関すること。 ３　各班からの被害状況・対策状況報告の収集・整理に関すること。 ４　関係機関からの被害状況報告の収集・整理に関すること。 ５　家屋等の被害状況調査及び報告に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班 被災者対策班	－	

２　ヘリコプター等による情報収集

市及び消防本部は、災害による被害が発生したときは県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の情報収集活動を要請し、その結果を県に報告する。

(1)　連絡先

県消防防災航空隊　ＴＥＬ　０２５－２７０－０２６３

(2)　要請する主な調査事項

ア　火災の発生状況（消火活動）

イ　道路・橋りょう被害状況

ウ　建築物被害状況

エ　公共機関被害状況

オ　その他災害の発生場所の把握

３　町内会、自主防災組織と連携した情報収集・伝達

市は、町内会又は自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

(1)　避難情報

(2)　人的被害

(3)　市民避難状況

(4)　住家被害状況

(5)　ライフライン被害状況

４　総務班長の任務

総務班長は、各班から報告のあった被害状況・対策状況を集約・整理し、効果的な応急対策活動実施のために情報を統括する。

(1)　実施方法

ア　各班からの定時報告のほか、必要により適時報告を求め情報の集約化を図る。

イ　関係機関からの情報収集及び整理

(2)　情報収集系統

★災害発生

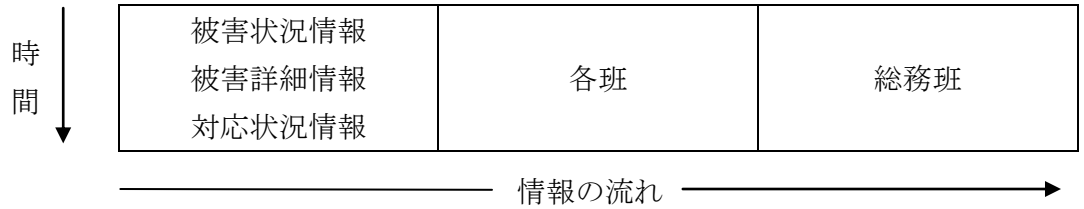

５　各班長の任務

各班長は、所管事項に係る被害状況及び対策状況等を迅速かつ的確に収集し、総務班長に報告する。

(1)　実施方法

ア　報告は、被害速報（災害様式１）により、その都度定める時間までに行うことを原則とする。

イ　上記の報告のほかに他の関係機関への報告が必要な場合は、本庁本部の各班から別途報告すること。

(2)　報告の内容

ア　被害速報（災害様式１）にある項目

イ　災害写真、ビデオ等（任意）

ウ　災害状況図（任意）

エ　応急対策活動実施状況図（任意）

(3)　その他の様式

ア　災害応急対策従事者名簿［災害様式 2］

イ　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

ウ　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

エ　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

オ　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

カ　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

キ　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

ク　災害情報指示伝票［災害様式 17］

ケ　災害救助法様式

６　災害報告

(1)　災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成６年４月 21 日付け消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものにより生ずる被害とする。

(2)　報告義務

災害対策基本法第 53 条第１項の規定に基づき、市長は必要な報告を県知事に行うものとする。

(3)　報告すべき災害等

市長は、市の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あてに報告するものとする。

ア　災害速報は、被害を覚知したとき、ただちに別紙様式に定める事項について判明したものから順次無線電話等により報告するものとする。

イ　災害確定報告は、応急対策を終了した後 10 日以内に、別紙様式により報告するものとする。

ウ　雪害は長期にわたるので個々の被害ごとにア、イと同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式により報告するものとする。

(4)　報告先

新潟県　防災局　危機対策課　危機対策第１

電話　　025－282－1638（直通）

防災無線　（発信番号）－401－20－6434、6435、6436

NTT FAX　025-282-1640

(5)　記入要領

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

ア　人的被害

(ｱ)　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

(ｲ)　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(ｳ)　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、１月以上の治療を要する見込みの者とする。

(ｴ)　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。

イ　雪害による人的被害として計上する必要がある事案

(ｱ)　雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの

(ｲ)　雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの

(ｳ)　屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの

(ｴ)　屋根雪等の落下によるもの

(ｵ)　除排雪中に川等に転落したことによるもの

(ｶ)　除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの

(ｷ)　雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの

(ｸ)　吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの又は凍死したもの

(ｹ)　吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは、川等に転落したことによるもの

(ｺ)　除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む）

(ｻ)　除雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、次の事項が客観的に認められるもの

ａ　明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと

ｂ　当該疾病の発病が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること

ウ　住家被害

(ｱ)　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない

(ｲ)　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

(ｳ)　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

(ｴ)　「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(ｵ)　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

(ｶ)　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

エ　非住家被害

(ｱ)　「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。

(ｲ)　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(ｳ)　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

オ　その他

(ｱ)　「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

(ｲ)　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(ｳ)　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(ｴ)　「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(ｵ)　「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(ｶ)　「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(ｷ)　「河川」とは、河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(ｸ)　「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第２項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。

(ｹ)　「砂防」とは、砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(ｺ)　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(ｻ)　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(ｼ)　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。

(ｽ)　「電話不通」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(ｾ)　「電気停電」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(ｿ)　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(ﾀ)　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(ﾁ)　「ブロック塀倒壊等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(ツ)　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

　例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(テ)　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(ト)　「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

オ　その他

　欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

第６節　　広報計画

県・市・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ県民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

１　実施担当班（課）

(1)　気象情報等の収集及び提供、災害情報発信の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	①　地震情報、津波情報及び気象情報等の収集及び提供に関すること。 ②　雨量・風速等のデータ収集及び提供に関すること。 ③　防災行政無線、有線放送設備等及び広報車による情報伝達に関すること。 ④　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。
災害対策本部設　置　後	総務班	―	

(2)　報道要請等の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	総務課	広報広聴係	報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	総務班	―	

２　実施方法

(1)　広報すべき情報の整理及び検討

実施担当班（課）長は、災害及び防災対策に係る情報等を整理し、広報手段別の広報内容を検討の上、広報する。

(2)　災害発生時や災害発生が予想される時の広報活動の基準

ア　災害発生直前

避難情報（準備・勧告・指示）の発表・発令

イ　災害発生直後

(ｱ)　災害発生情報（規模等）

(ｲ)　避難情報及び二次災害防止情報

ウ　災害応急対策初動期

(ｱ)　人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況

(ｲ)　ライフラインの被害状況と使用に関する注意

(ｳ)　交通規制情報

(ｴ)　避難所に関する情報（避難者数等）

(ｵ)　市民等の安否情報

(ｶ)　水や食料、生活物資供給に関する情報

(ｷ)　保育所の休園や学校の休校等に関する情報

(ｸ)　社会福祉施設等の稼動状況、受入状況に関する情報

(ｹ)　災害ごみの処理に関する情報

(ｺ)　その他、応急対策に必要な情報

エ　災害応急対策本格稼動期

(ｱ)　消毒・衛生・医療救護

(ｲ)　小中学校の授業再開予定

(ｳ)　仮設住宅への入居

オ　復旧対策期

(ｱ)　被災相談に関する情報（り災証明書の発行等）

(ｲ)　生活再建に関する情報（生活再建支援制度等）

(ｳ)　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

(ｴ)　その他、復旧・復興対策に必要な情報

３　広報の手段

(1)　緊急情報伝達システムによる広報

災害の発生した区域の大小にかかわらず実施するものとし、あらかじめ用意した広報文例に従い、簡潔な広報に努める。

(2)　広報車による広報

災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、特に災害の危険に切迫した地域に、確実に情報を伝えるため実施する。

車両の確保については、担当部署の協力を得て広報車により実施するが、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を実施する。

(3)　ラジオ、テレビを通じた広報

実施担当班（課）長は、佐渡市ケーブルテレビジョン（コミュニティネットワーク佐渡（ＣＮＳ））を通じて災害情報等を広報する。広報にあたっては、民間ＣＡＴＶ局の㈱佐渡テレビジョンと協力、連携し広域的に広報を行う。

また、災害対策基本法第 57 条の規定により、ＮＨＫ新潟放送局、ＢＳＮ新潟放送、ＮＳＴ新潟総合テレビ、ＴｅＮＹテレビ新潟、ＵＸ新潟ＴＶ２１、ＦＭ新潟ラジオ及びＦＭＰＯＲＴラジオに要請する。

なお、放送要請は、原則として県知事を通じて放送申込書に必要事項を記入の上、行う。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により直接、放送事業者に申込を行う。

＜放送機関への放送要請を行なう場合＞

放　送　申　込　書

<table>
<tr><td>放送要請の内容</td><td>○○地区避難勧告の放送要請</td></tr>
<tr><td>放送事項</td><td>集中豪雨に伴い、○○時○○分に佐渡市長（佐渡市災害対策本部長）から避難勧告が出されました。
<table><tr><td>地区名</td><td>避難場所名
（ふりがな）</td></tr><tr><td>○○地区</td><td>○○○小学校</td></tr><tr><td>○○地区</td><td>○○○公民館</td></tr></table>速やかに避難をお願いします。</td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td>文字及びアナウンスにより放送願います。</td></tr>
</table>

平成　　年　　月　　日

新潟県県民生活・環境部防災局長　（放送関係機関）　様

佐渡市長　　印

※原則として県知事を通じて放送要請を行う。

＜新潟県緊急時情報伝達連絡会加盟報道機関の連絡先＞

機　関　名	所　在　地	電　話	FAX
Ｎ　Ｈ　Ｋ	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	025-265-1145
Ｂ　Ｓ　Ｎ	新潟市中央区川岸町 3-18	025-267-3469	025-267-4410
Ｎ　Ｓ　Ｔ	新潟市中央区上所 1-11-31	025-249-8900	025-241-7602
Ｔ　ｅ　Ｎ　Ｙ	新潟市中央区新光町 1-1	025-283-8152	025-283-8159
ＵＸ新潟ＴＶ２１	新潟市中央区下大川前通 2230-19	025-223-7009	025-223-8628
Ｆ　Ｍ　新　潟	新潟市中央区八千代 2-1-1	025-246-2314	025-245-3399
ＦＭ ＰＯＲＴ	新潟市中央区万代 2-1-1	025-246-5190	025-246-5185

災害時の佐渡市ケーブルテレビジョン、㈱佐渡テレビジョンの放送の体制

区分	内　　容
佐渡市ケーブルテレビジョン	1　情報収集 (1)　市に設置される「災害対策本部」からの情報収集 (2)　警察、消防本部その他防災関係機関からの情報収集 2　放送体制 「災害対策マニュアル」に基づき、緊急報道体制を取って放送を行う。 3　番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報伝達に努める。
㈱佐渡テレビジョン	1　情報収集 (1)　市に設置される「災害対策本部」からの情報収集 (2)　警察署、消防本部その他防災関係機関からの情報収集 2　放送体制 当社「災害対策マニュアル」に基づき、緊急報道体制を取って放送を行う。 3　番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報伝達に努める。

(4)　その他の伝達手段

ア　広報紙、チラシの掲示、配布

イ　避難所への広報チームの派遣

ウ　総合案内所、相談所の開設

エ　ホームページ、佐渡市メール

4　要配慮者に対する配慮

(1)　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

(2)　視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

(3)　外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

(4)　一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

(5)　自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

(6)　企業・事業所等は、観光客等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

５　報道機関への発表

報道機関に対しては、庁舎内に設ける臨時記者会見室において、副本部長が災害に関する情報等を発表する。

また、総務班が、被害状況など新たな情報、伝達情報（警報、勧告など）を、逐次、報道機関に対して発表、連絡する。

(1)　佐渡記者会加盟の報道機関

社　　名	所　在　地	電話・ＦＡＸ
朝日新聞社佐渡支局	佐渡市両津福浦 2－240	(TEL)27-3516 (FAX)23-2177
新潟日報社佐渡支局	佐渡市春日 1143－9	(TEL)27-2495 (FAX)27-2090
読売新聞社佐渡通信部	佐渡市東大通 1205-5 サンライズ　Ｊ棟	(TEL)51-4033 (FAX)51-4034
ＮＨＫ佐渡報道室	佐渡市長木 765	(TEL)57-8455 (FAX)57-8477
ＵＸ佐渡通信部	佐渡市秋津 1638	(TEL)23-2021 (FAX)27-7797
ＢＳＮ佐渡通信部	佐渡市両津湊 348-6	(TEL)58-9003 (FAX)27-4684
ＮＳＴ佐渡通信部	佐渡市窪田 538－1	(TEL)52-3491 (FAX)52-3491
ＴｅＮＹ佐渡通信部	佐渡市宮川甲 543-1	(TEL)67-7019 (FAX)67-7486

(2)　広報文例（市の緊急情報伝達システムを中心に）

ア　大雨洪水警報に関する広報案文

(ｱ)　警戒時

（チャイム）　佐渡市からお知らせします。ただいま、大雨洪水警報が発表されました。低地の浸水、河川の増水、土砂崩れなどに厳重に警戒してください。（繰り返し）

以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

(ｲ)　発災時

（チャイム）　佐渡市からお知らせします。大雨の影響で市内で土砂崩れ、低地の浸水、河川の増水などの被害が出ています。現在、大雨洪水警報が継続中ですので、引き続き、厳重に警戒してください。なお、既に床上浸水している場合は漏電の恐れがありますので、至急、東北電力へご連絡ください。（繰り返し）

以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

(ｳ)　応急対策時

（サイレン）　佐渡市災害対策本部から○○地内の皆さんに連絡します。○○川が増水し（決壊し）、危険です。直ちに、○○○小学校へ避難してください。（お互いに助け合って）直ちに避難してください。消防、警察の誘導に従い、落ちついて避難してください。（繰り返し）
　以上、佐渡市災害対策本部からのお知らせでした。（チャイム）

（チャイム）　佐渡市災害対策本部から道路の通行止めについて連絡します。国道 350 号では、○○○から○○○まで通行止めとなっています。（繰り返し）
　以上、佐渡市災害対策本部からのお知らせでした。（チャイム）

イ　台風接近等に関する広報案文

(ｱ)　警戒時

（チャイム）　佐渡市からお知らせします。大型で非常に強い台風○○号が近づいています。これから、雨や風が強くなる見込みです。火の始末や低地の浸水、土砂崩れなどに十分注意してください。（繰り返し）
　以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

(ｲ)　発災時

（チャイム）　佐渡市からお知らせします。市内数カ所で強風による被害が発生しています。この風は、明日の朝まで続く見込みです。外出の際は、落下物などに十分注意してください。（繰り返し）
　以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

ウ　火災に関する広報案文

（チャイム）　佐渡市からお知らせします。ただいま、火災警報が発令されました。空気が乾燥し、火災が起こりやすい状態です。たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。（繰り返し）
　以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

エ　大雪に関する広報案文

（チャイム）　佐渡市からお知らせします。ただいま、大雪警報が発表されました。（されています。）スリップ事故や転倒事故に十分注意してください。（繰り返し）
　以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

第７節　　避難及び避難所計画

地震及び風水害等の災害から市民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置（災害による避難のための立退き勧告及び指示、並びに避難所の設置及び避難所への収容）について、次のとおり定める。

１　実施機関

(1)　市長

ア　市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（準備情報、勧告、指示）を発令する。

イ　避難情報の伝達は、緊急情報伝達システム、サイレン、佐渡市メール、広報車など多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。

また、市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルートの手段による。

ウ　避難情報を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難情報発出前に市民が自主的に避難した場合は、必要な支援を行う。

エ　避難情報を発出した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。

(2)　避難等に係る実施担当班（課）は、次のとおりとする。

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部設置前	防災管財課	防災安全係	避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示（緊急）に関すること。
災害対策本部設置後	統括調整班	―	避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示（緊急）に関すること。
	総務班	―	①　防災行政無線、有線放送設備等及び広報車による情報伝達に関すること。 ②　町内会等との連絡調整に関すること。 ③　人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 ④　救援物資の受入れ管理に関すること。 ⑤　生活必需品の調達に関すること。 ⑥　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。

	被災者 対策班	―	①　避難所の設営状況及び収容状況等の収集・整理に関すること。 ②　避難所への食料及び物資の支給計画に関すること。 ③　避難所の設営に関すること。 ④　避難所収容者の受付及び報告に関すること。 ⑤　炊出しに関すること。
	消防班	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	①　消防団の活動に関すること。 ②　緊急避難の勧告、指示及び誘導に関すること。

(3)　警察官

災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第４条に基づき、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき、危険地域の居住者等に対し、避難のための立退きの指示をすることができる。

(4)　自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第 94 条に基づき、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに限り、危険を受けるおそれのある者に避難のため、立退きの指示をすることができる。

(5)　知事

災害対策基本法第 60 条第５項に基づき、当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のため勧告・指示をすることができる。

(6)　知事又は知事の命を受けた県職員又は水防管理者

地すべり等防止法第 25 条、又は水防法第 22 条に基づき、市民の安全を確保するため、立退きの指示をすることができる。

２　要配慮者に対する配慮

(1)　情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、避難準備・高齢者等避難開始発令時等、一般の市民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

(2)　避難にあたっては、消防本部、消防団、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員及び介護事業者等の福祉関係者の協力を得ながら要配慮者の避難・誘導に当たる。

また、情報の伝達漏れや避難出来ずに残っている要配慮者がいないか点検する。

(3)　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

3　市民等の自主的な避難

(1)　自主的避難の開始

自主防災組織及び市民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市役所及び各支所等へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。

また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛けるものとする。

(2)　市による支援措置

市は、自主防災組織及び市民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、市民が自主的に避難してきた場合に、直ちに利用できるようにする。

市民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が支障なく避難生活を送れるよう配慮する。

4　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	発令時の状況	発令基準	市民に求める行動
避難準備・高齢者避難開始	要配慮者の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・大雨警報（土砂災害）発表中に、土壌雨量指数が実況で各メッシュの大雨警報基準線を越え、今後も引き続き雨量が予想される場合。 ・水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合。 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 ①流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ②水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・土砂災害警戒情報が発表された場合。 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達する見込み」で、今後も引き続き雨量が予想される場合。 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合。 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 ①流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ②水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・異常な漏水・浸食等が発見された場合	・予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所の立ち退きはかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」（注 1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（注 2）を行う。

避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報における予想雨量が「土砂災害警戒情報の基準」に到達し、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ・水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。 ・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ・その他、特に市長が緊急の避難が必要と認めた場合。 ・津波注意報（海岸堤防等より海側の地域が対象）、津波警報、大津波警報が発表されたとき。	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、未だ避難していない人は、予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退きはかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（注 1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（注 2）を行う。

（注 1）　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

（注 2）　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

5　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1)　災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区　分	実　施　者	基　　準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	市民等の生命・身体の保護を目的	災対法第 63 条第１項
	警察官	市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	災対法第 63 条第２項
	自衛官	市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき。	災対法第 63 条第３項
水防上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	市、消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る。	水防法第 14 条第１項
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	水防法第 14 条第２項
火災現場における警戒区域設定権 及び	消防職員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る。	消防法第 28 条第１項 消防法第 36 条

水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	警察官	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があった場合	消防法第 28 条第２項 消防法第 36 条

(2)　警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官または自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3)　避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて、避難所を開設して受入れる。

６　避難情報の発表・発令

(1)　避難情報の実施者

区分	発 令 者	根　拠　法　令	報告・通知等
準備情報	市長	避難勧告発令時に市民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
勧告	市長	災害対策基本法第 60 条第１項 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	知事に報告
	知事	災害対策基本法第 60 条第５項 当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	告示を要する。
指示	市長	災害対策基本法第 60 条第１項 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立退きの必要があるとき。	知事に報告
	警察官	災害対策基本法第 61 条 市長が避難のための立退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	自衛隊法 94 条 避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいない場合に限る。	市長に通知

	知事	災害対策基本法第 60 条第５項 　当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	告示を要する。
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第 25 条 　地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第 22 条 　洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	警察署長に通知

(2)　避難情報の発表

　避難情報を発表するときは、次の事項を明確に伝達する。

ア　避難を必要とする地区名・集落名等

イ　避難を必要とする危険状態

ウ　避難場所及び避難所

エ　避難経路

オ　避難時の注意事項

(ｱ)　家屋の戸締まりをすること。

(ｲ)　火の始末をすること。

(ｳ)　携帯品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること。

(ｴ)　行動しやすい服装であること。

(ｵ)　消防職員、消防団員、警察官、市職員の避難誘導がある場合は、その指示に従うこと。

カ　その他必要な事項

(3)　伝達方法

ア　町内会等への伝達

　実施担当班長（所属長）は、当該地区の町内会長等に連絡し、町内等の組織を通じて市民に伝達する。なお、電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め伝達する。

イ　緊急情報伝達システム等による伝達

　避難を必要とする地域が比較的広域にわたるとき又は緊急を要するときは、実施担当班長（所属長）は緊急情報伝達システム、佐渡市メール、ケーブルテレビ、広報車等あらゆる広報手段により伝達する。

　また、コミュニティネットワーク佐渡（佐渡市）及び㈱佐渡テレビジョンの協力を得て、避難を必要とする地域の市民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示を伝達する。

ウ　ラジオ・テレビ等による伝達

　市長は、広域にわたって避難準備・高齢者等避難開始、指示又は勧告の伝達を必要とするときは、ラジオ、テレビ等を通じて市民に伝達できるよう県知事に放送要請する。

７　避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示発令の県等への報告

実施担当班長（所属長）は、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示を発令された場合は、その旨を県及び防災関係機関へ報告する。（資料編参照）

８　避難誘導

市長は、消防本部、消防団、警察署、防災関係機関、市内組織、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域住民が、安全かつ迅速に避難場所へ避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

(1)　避難誘導者

避難の誘導は、消防本部、消防団、警察署、防災関係機関、市内組織、自主防災組織等の協力を得て行う。

(2)　避難経路の表示

避難場所を関係住民に周知させるため、広報に努めることはもちろん、経路要所ごとに表示板を掲示するよう努める。

特に、危険地点には、張り縄等により危険防止をするほか、必要に応じて誘導員を配置する。

(3)　誘導の順位

誘導員は、誘導に当たって、傷病者、老人、障害者、幼児等の要配慮者を優先的に避難させるよう努める。

９　避難路

避難をする場合には、その時点で最も安全な道路を使い、できる限り集団で避難する。

10　避難所

市は、避難準備・高齢者等避難開始発令時には、直ちに避難所を開設し、開設状況について、市民に速やかに伝達する。

避難所は、資料編（別表１）のとおりとする。

11　避難所の開設及び管理

(1)　避難所の開設

避難所は､原則として市が指定した施設を使用するが､災害及び地域の状況により集会所、寺院等を避難所に充てる。この場合において、夜間、休日の避難所の鍵開けは、指定避難所については職員等が行い、その他の避難所については職員又は施設管理者が行う。

実施担当班長（所属長）は、避難場所へ避難した被災者のうち、必要とする者に対して避難所を開設する。特に、学校が避難所となった場合、避難所運営については、学校教職員の協力を得るものとするが、学校教育活動に支障とならないよう十分留意する。

(2)　避難所開設の報告

総務班長（課長）は、避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間を県知事及び防災関係機関に報告する。

(3)　避難所における主な活動

実施担当班長（所属長）は、次の応急対策活動を行うとともに、関係実施担当班との総合調整を行う。

ア　避難者に対する情報伝達及び避難者からの情報収集

イ　避難者名簿の作成

ウ　必要な食料、飲料水、日用品等の把握

エ　避難所の管理責任者を定める。

オ　避難所の運営に必要な資機材の整備

カ　避難所には収容者心得等を提示し、混乱の防止に努める。

キ　トイレ、ゴミ処理等の衛生の保持

ク　被災者の人心安定を図るための相談業務

(4)　応援職員等の受入

ア　総務班長（課長）は、他市町村からの応援職員受入の調整を行い、避難所に配置する。

イ　被災者対策班は、救援ボランティアセンターと連携し、避難所運営に当たることのできるボランティアの人数を把握する。

ウ　総務班長（課長）は、被災者対策班と調整を行い、避難所へボランティアを配置する。

(5)　避難所運営の留意点

ア　避難所の運営･管理に当たる職員を遅滞なく配置する。

イ　安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室を確保する。

ウ　避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。

エ　避難者２人当たり 3.3 ㎡のスペースが確保できるよう注意する。

オ　風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

カ　トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。

キ　テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

ク　施設の管理は、市職員、町内会、自主防災組織等と協力し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

ケ　高齢者、障害者、傷病者、乳幼児などの要配慮者に配慮した運営とする。

(6)　車中泊など指定避難所外避難者への支援

ア　車中泊避難者及び指定避難所以外にいる避難者の状況調査

指定避難所以外の車、テント、公的施設等に避難する避難者について、町内会、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所以外にいる避難者の把握に努める。(場所、人数、支援の要否・内容等)

イ　車中泊避難者及び指定避難所以外に避難した避難者への支援

車中泊避難者及び指定避難所以外に避難した避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

(ｱ)　新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）

(ｲ)　食糧・物資の供給

(ｳ)　避難者の健康管理、健康指導
(ｴ)　避難者支援のため、地区支部を通じての連絡体制の構築

ウ　エコノミークラス症候群の予防

過去の大災害では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。

このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

(ｱ)　時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
(ｲ)　十分にこまめに水分を取る。
(ｳ)　アルコールを控える。できれば禁煙する。
(ｴ)　ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
(ｵ)　かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもむ。
(ｶ)　眠るときは足をあげる。
(ｷ)　その他必要事項

(7)　要配慮者への配慮

ア　避難所施設内のバリアフリー化に努める。
イ　情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、情報環境に配慮する。
ウ　保健師・看護師等の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所に努める。

(8)　避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

ア　自治組織の結成とリーダーへの協力
イ　ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
ウ　要配慮者への配慮
エ　その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(9)　避難所予定施設への物資等の配置

避難所で使用する物資は､必要に応じて近隣の防災倉庫又は防災備蓄倉庫等から運搬する。

12　トイレ対策

(1)　備蓄携帯トイレ、組立トイレ

ア　避難者の概数を把握する。
イ　避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。
ウ　避難所等で不足するトイレを他の保管場所から回送又は県からの緊急供給で補う。

(2)　仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品

ア　避難所等に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。
イ　仮設トイレのレンタル供給を依頼する。
ウ　調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

(3)　義援物資の配布

ア　市へ送付された救援物資を受入・保管する。

イ　避難者の物資需要を把握し、避難者に物資を配布する。

(4)　要配慮者に対する配慮

ア　避難所等に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する。

イ　避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(5)　快適な利用の確保

ア　避難者に対して､要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ　トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ　避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ　避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理型トイレを設置する。

オ　トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

13　入浴対策

(1)　公衆浴場の再開支援

ア　業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。

イ　要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。

ウ　被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2)　仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

(3)　旅館組合等への協力要請

市内の旅館組合等への協力要請を行う。市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

(4)　要配慮者に対する配慮

ア　入浴施設までの交通手段の確保

イ　要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ　要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

14　冬期間の避難対策

(1)　避難路の確保

積雪地域では、避難路の通行が不可能となることが想定されるため、市は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努める。

(2) 冬季避難場所の確保

グラウンド等屋外施設は、冬季においては避難場所として使用できないことが想定されるため、そうした事態が発生した際には、市は、防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努める。

(3) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

15 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示の解除の公示及び県等への報告

総務班長（課長）は、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示が解除された場合は、その旨を本節６(3)の伝達方法に準じて市民に周知するとともに、県及び防災関係機関へ報告する。

16 整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類帳簿等を整備する。

(1) 従事者名簿［災害様式 3］
(2) 日記［災害様式 4］
(3) 生活必需品受払簿［災害様式 5］
(4) 避難収容者名簿［災害様式 6］
(5) 食品給与簿［災害様式 7］
(6) 食品、飲料水受払簿［災害様式 8］
(7) 生活必需品受領書［災害様式 9］
(8) 救助実施記録日計票（災害救助法第８号様式）
(9) 避難所設置費（災害救助法第９号様式）
(10) 支払関係証拠書類

17 防災を特に必要とする施設の避難対策

次に掲げる施設の管理者等は、居住者、利用者等を安全に避難させるため、防災責任者を定めるとともに避難計画を策定し、災害時の人命の安全確保に努めるものとする。

・学校　・幼稚園　・保育園　・病院　・老人ホーム　・心身障害者施設　・中高層建築物 ・大規模小売店　・興行場　・ホテル　・旅館　・公共交通機関ターミナル ・その他不特定多数の者が利用する施設

第８節　　自衛隊の災害派遣計画

災害発生時における、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	―	

２　自衛隊の災害派遣フロー図

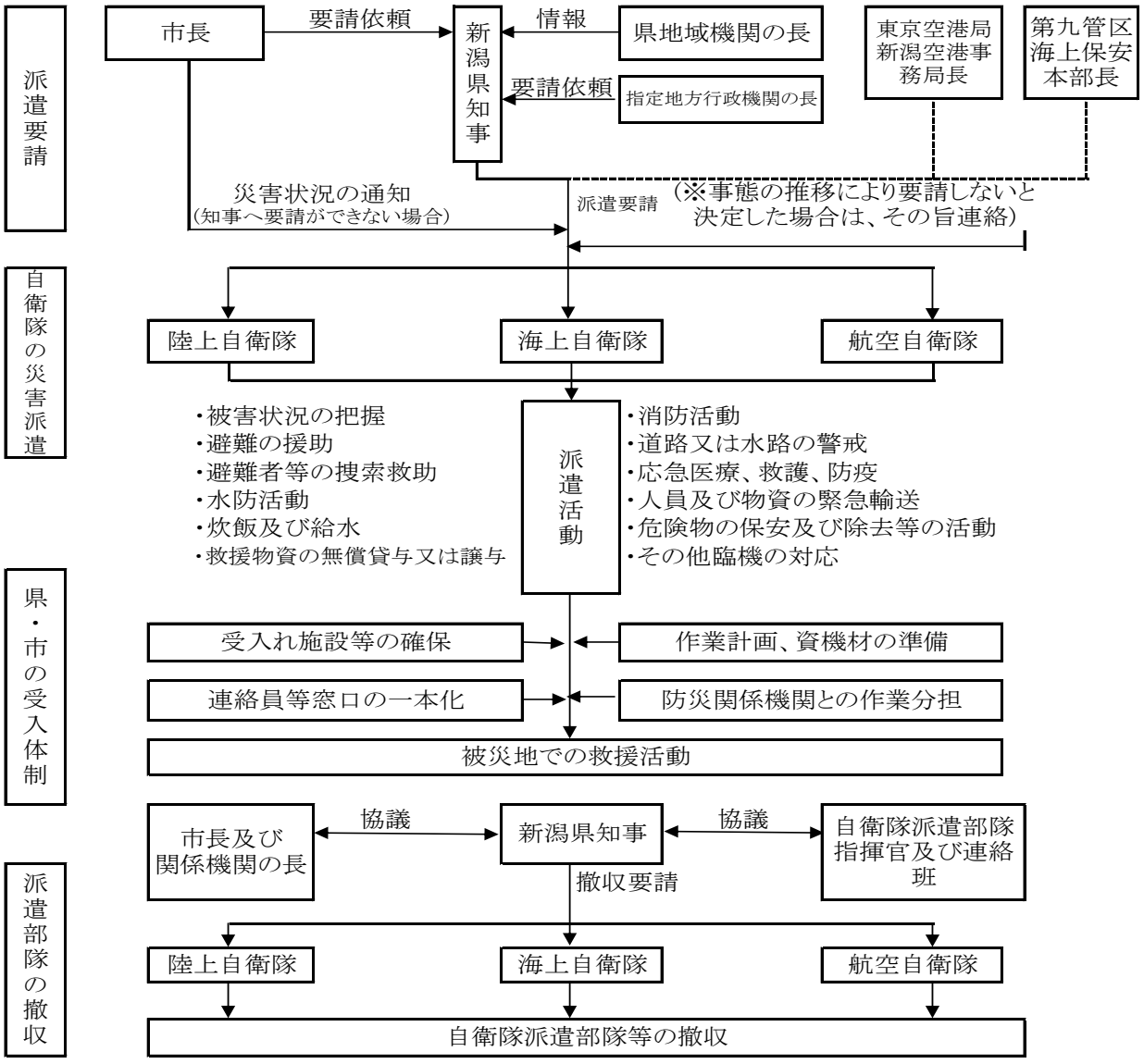

3　自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることが基本となっている。

(1)　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

(2)　差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

(3)　自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

4　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

(1)　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

救援活動区分	内　　容
①　被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②　避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③　遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤　消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥　道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路もしくは水路が損壊し又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦　応急医療､救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧　人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 （航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨　炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 （緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩　救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
⑪　危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫　その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	水害、津波被害等を未然に防止するための措置を実施する。

(2)　陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活　　動　　内　　容
陸 上 自 衛 隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海 上 自 衛 隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航 空 自 衛 隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5　自衛隊災害派遣要請の手続

(1)　市が実施する手続き

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で知事に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、次の事項を明らかにし、防災行政無線、電話等により通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

(2)　知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等

ア　知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を自衛隊へ提出する。

ただし、事態が急なときは、次の事項を明らかにし、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。

(ｱ)　災害の情況及び派遣を要請する事由

(ｲ)　派遣を必要とする期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考となるべき事項

イ　知事は、事態の推移に応じ、要請しないと判断した場合は、直ちにその旨を関係する自衛隊に連絡する。

6　大規模災害における自衛隊の派遣活動

(1)　被害状況把握のための調査活動

知事は、災害の規模、状況等により必要と認めたときは、次により関係各自衛隊に被害状況の把握活動を要請する。

航空機、車両、オートバイ、艦艇等を利用した目視、撮影等に被災地の被害状況把握活動（火山の噴火、荒天等でヘリコプターによる情報収集が困難な場合は、航空自衛隊の写真偵察機の航空写真撮影による調査活動）

(2) 被災地における救援活動

知事は、自ら収集した情報、警察本部の災害情報、前項の自衛隊の調査情報等に基づき、自衛隊の救援活動が必要と認められた場合は、市長からの派遣要請依頼がない場合であっても、関係自衛隊に対し災害派遣を要請する。

7 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の自主派遣

(1) 各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣することとなっている。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ 庁舎、営舎その他防衛庁の施設またはこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合

オ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合と認められること。

(2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(3) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続

(1) 各自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を電話、防災行政無線、電話、FAX 等で速やかに県（防災局危機対策課）へ連絡する。

ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模

イ 指揮官の官職及び氏名

ウ 部隊の受入れに必要な体制

エ その他必要な事項

(2) 県（防災局危機対策課）は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の市にその内容を連絡する。

９　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1)　他の防災関係機関との競合重複の排除

実施担当班長（所属長）は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、緊密な連携を図りより効率的な作業分担を定める。

(2)　作業計画及び資機材の準備

実施担当班長（所属長）は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業実施に必要な図面

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ　派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

(3)　受入れ施設等の確保

実施担当班長（所属長）は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

ア　自衛隊事務室

イ　ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ　駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

エ　幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

オ　燃料給油施設

10　災害派遣部隊の撤収

(1)　撤収の協議決定

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定する。

(2)　災害派遣撤収手続

知事は、とりあえず電話等をもって派遣自衛隊に撤収要請をし、事後速やかに文書を送達する。

11　救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容は概ね次のとおりとする。

(1)　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2)　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等

(3)　派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4)　派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

(5)　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

(6)　災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送関係に係わる運搬費

12　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1)　県の連絡先

災害派遣担当窓口	住　　所　　等
防災局 危機対策課 危機対策第１	住　　所　　〒950-8570　新潟市中央区新光町４番地１ 電　　話　　０２５－２８５－５５１１（代表） 内　　線　　６４３４、６４３５、６４３６ ０２５－２８２－１６３８（直通） 防災無線 FAX　（衛星）－４０１－８８１ NTT　FAX　　０２５－２８２－１６４０

(2)　派遣要請先

災害派遣の要請先	住　　所　　等
陸上自衛隊 新発田駐屯地司令 （第 30 普通科連隊長）	連絡窓口　第３０普通科連隊第３科 住　　所　〒957-8530　新発田市大手町６丁目４番１６号 電　　話　０２５４－２２－３１５１　内線２３５ 防災無線　発信番号－４５１－３０ NTT　FAX　０２５４－２２－３１５１　FAX 切替　内線２４２
海上自衛隊 舞鶴地方総監部 （防衛第３幕僚室）	連絡窓口　防衛第３幕僚室 住　　所　〒625-0087　舞鶴市余部下１１９０ 電　　話　０７７３－６２－２２５０　内線２１３ NTT　FAX　０７７３－６２－２２５５　FAX 切替
	連絡窓口　新潟基地分遣隊警備科 住　　所　〒950-0047　新潟市東区臨海町１番１号 電　　話　０２５－２７３－７７７１　内線２３５ NTT　FAX　０２５－２７３－７７７１　FAX 切替
航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課（写真偵察機による調査活動の要請先）	連絡窓口　防衛部運用課 住　　所　〒197－5803　福生市大字福生２５５２ 電　　話　０４２－５５３－６６１１　内線２３２２ NTT　FAX　０４２３－６２－２９７１　FAX 切替２６３１
航空支援集団司令部防衛部運用課（輸送機・救難ヘリコプターの派遣）	連絡窓口　防衛部運用課 住　　所　〒183－0000　府中市浅間町１丁目１８５５ 電　　話　０４２３－６２－２９７１　内線２５２１ NTT　FAX　０４２３－６２－２９７１　FAX 切替２６３１ 連絡窓口　新潟救難隊 住　　所　〒950-0031　新潟市東区船江町３丁目１３５番地 電　　話　０２５－２７３－９２１１　内線２１８ NTT　FAX　０２５－２７３－９２１１　FAX 切替
中部航空方面隊司令部防衛部防衛課（第４６警戒隊（佐渡分屯基地駐屯部隊）派遣）	連絡窓口　防衛部防衛課 住　　所　〒350-1324　狭山市稲荷山２丁目３番地 電　　話　０４２９－５３－６１３１　内線２２３６ NTT　FAX　０４２９－５３－６１３１　FAX 切替 連絡窓口　第４６警戒隊本部総括班運用係 住　　所　〒952-1208　佐渡市金井新保丙２－２７ 電　　話　０２５９－６３－４１１１　内線２０５・２０６ NTT　FAX　０２５９－６３－４１１１　FAX 切替 内線２０８

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当班（課）等名	部　　課　　係
	担当者名
	tel　　防災無線　　その他
派遣要請依頼日時	年　月　日　時　分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年　月　日から　年　月　日
	年　月　日から必要とする期間
派遣を希望する区域	市町村　　地内
	施設等名称
現地連絡員	部　課　係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※新潟県防災局危機対策課　ＮＴＴFAX　０２５－２８１－２９７９

県防災無線　（衛星）－４０１－８８１

第９節　　輸送計画

災害発生時の緊急輸送は、救助・救急・医療・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。使用可能な交通資源は限られており、効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め､被災地での交通の確保状況を把握したうえで最適な輸送手段を選択しなければならない。

１　実施担当班（課）

(1)　市長は、被災者、避難者の移送並びに災害応急対策に係る要員の移送及び資機材及び物資の緊急輸送を行う。

(2)　輸送等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	１　人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 ２　応援車両の要請及び配車調整に関すること。 ３　輸送全般に係る管理に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	－	

(3)　交通規制等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管　理　係	１　交通規制に関すること。 ２　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 ３　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 ４　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	－	

２　実施要領

(1)　庁用車の整備等

ア　事前準備

実施担当班長（所属長）は、災害時における車両の管理又は民間車両の動員等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査を行い、その実施体制の整備を図る。

イ　集中管理

(ｱ)　実施担当班（課）において庁用車を管理する。

(ｲ)　第３次配備（本部設置）が指令されたときは、各班長は、平常時において直接管理している庁用車について、直ちに総務班長に管理を移すものとする。

この場合において、平常時に当該庁用車を主として運転している者がいる場合は同時に総務班に配置替えする。ただし、各班長は、総務班長に申し出て、当該班が車両を直接管理することが所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められた場合は、移管しないことができる。

(ｳ)　第３次配備（本部設置）が指令されたときは、地区支部各班長は、平常時において直接管理している庁用車について、直ちに本庁本部の総務班長に管理を移すものとする。

この場合において、平常時に当該庁用車を主として運転している者がいる場合は同時に本庁本部総務班に配置替えする。ただし、地区支部各班長は、本庁本部の総務班長に申し出て、当該班が車両を直接管理することが所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められた場合は、移管しないことができる。

ウ　使用

(ｱ)　各班長は、車両を使用する場合は、庁用自動車使用申込書により総務班長に申し込むものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話で申し込むことができる。

(ｲ)　地区支部各班長は、車両を使用する場合は、庁用自動車使用申込書により本庁本部の総務班長に申し込むものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話で申し込むことができる。

(2)　防災関係機関の輸送実施体制等

総務班長は、輸送車両等が不足し災害対策の実施に支障があると認める場合は、新潟県トラック協会佐渡支部、新潟交通佐渡株式会社等と協力し、災害対策基本法又は災害救助法に基づく公用令書による従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保するとともに、その管理に当たる。

ア　新潟県トラック協会佐渡支部

新潟県トラック協会佐渡支部は、日頃から車両の実態を把握し、災害発生時に人員、物資等の輸送の必要が生じたときは、市の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力する。

なお、新潟県トラック協会佐渡支部の会員は次のとおり。

会　社　名 （代表者名）	郵便番号	所　在　地	電話番号 FAX 番号
佐渡汽船運輸株式会社	952-3421	佐渡市吾潟 138 番地 1	27 - 2107 23 - 4665
佐渡急送株式会社	952-0011	佐渡市両津夷 269 番地 10	27 - 3121 27 - 3123
前佐渡運送株式会社	952-0604	佐渡市小木町 1950 番地	86 - 3100 86 - 3780
佐渡自動車整備株式会社	952-0028	佐渡市加茂歌代 315 番地 35	27 - 2148 23 - 4688
佐渡汽船株式会社　貨物部 両津貨物支店	952-0014	佐渡市両津夷 356 番地 6	27 - 3128 27 - 3130
株式会社丸金	952-0513	佐渡市羽茂村山 809 番地 1	88 - 3522 88 - 3482
信栄陸運株式会社	952-0504	佐渡市羽茂本郷 1922 番地 1	88 - 2255 88 - 2400
有限会社渡辺リース	952-0312	佐渡市吉岡 2416 番地	55 - 2360 55 - 4412

株式会社中川運送	952-0302	佐渡市竹田 684 番地 4	55 - 3305 55 - 3921
有限会社中川商会	952-1558	佐渡市相川二丁目 24 番地	74 - 3134 74 - 3135
株式会社環境保全事業	952-0318	佐渡市真野新町 814 番地 1	51 - 2195 51 - 2196

イ　新潟交通佐渡株式会社

災害時において、避難等により人員輸送の必要があると認められる場合は、直ちに車両の手配をし、市の要請があった場合は直ちに車両の提供をするものとする。

ウ　佐渡市ハイヤー協会

ハイヤー協会は、加入会社の車両台数の実体を把握しておき、被災者移送等の必要が生じたときは市の要請に基づき、乗用、乗合自動車等の供給に協力するものとする。

エ　自衛隊

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合は、本章第 8 節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。

オ　その他輸送関係機関

その他の輸送関係機関においても、災害時における市の要請に協力することとする。

(3)　航空機、船舶による輸送

ア　次に掲げる事態が発生した場合は、佐渡汽船株式会社及び各漁業協同組合等に船舶のあっせんを要請する。なお、不足する場合は県知事に航空機又は船舶のあっせんを要請し、航空機又は船舶による輸送を実施する。

(ｱ)　陸上交通が途絶し、輸送又は移送に緊急を要するとき。

(ｲ)　人の生命又は身体の保護上緊急を要するとき。

イ　県に輸送を求める場合又は自衛隊に輸送を希望する場合は、本章第 3 節「防災関係機関の相互協力体制」に定める手続により、次の事項を明示して、県（防災局危機対策課）を通じて行う。

(ｱ)　要請の理由

(ｲ)　輸送するものの所在地

(ｳ)　輸送するものの内容、数量

(ｴ)　輸送先

(ｵ)　輸送希望日時

(ｶ)　荷送人、荷受人

(ｷ)　離着陸を希望する場所及び状況

(ｸ)　その他参考事項

ウ　航空機の発着場（空港・ヘリポート適地）及び荷降ろしができる港湾施設等

航空機の発着には佐渡空港、学校等のグランドを、船舶の接岸には港湾、漁港等を利用する。（資料編参照）

3　輸送の受入れ態勢の確保

実施担当班長（所属長）は、各班において直接実施する輸送活動以外の輸送（航空機、船舶によるもの、委託業者によるもの、応援要請に基づいて地方公共団体が実施するもの等）においては、各班における輸送の受入れ態勢の確保を図るため、連絡・調整に努める。

緊急時輸送施設及び輸送拠点は次のとおり。

施　　設		名　　称	所　在　地
佐渡市	県施設	佐渡地域振興局	相川二町目浜町 20-1
	港湾・漁港	両津港、赤泊港、小木港、二見港、羽茂港 高千漁港、鷲崎漁港、姫津漁港、水津漁港 など	
	車両ターミナル	佐渡汽船運輸(株)佐和田営業所	東大通 22
	空港	佐渡空港	秋津 1814-3

4　輸送の範囲

(1)　被災者を避難させるための輸送

ア　避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示(緊急)による市民の輸送

イ　被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

(2)　医療及び助産のための輸送

ア　重症患者又は産婦を診療所、病院、産院等に入院させる場合の輸送

イ　救護に関する人員の輸送

(3)　被災者救出のための輸送

ア　救出された被災者の輸送

イ　救出のために必要な人員、資材等の輸送

(4)　飲料水供給のための輸送

ア　飲料水の輸送

イ　飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

(5)　救済用物資の輸送

ア　被服、寝具その他生活必需品の給与のための輸送

イ　炊き出し用食料等の輸送

ウ　学用品支給のための輸送

エ　救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送

オ　その他被災者救援の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

(6)　行方不明者の捜索のための輸送

行方不明者捜索のために必要な人員、資材等の輸送

(7)　遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

ア　遺体の消毒、縫合、洗浄等の処理並びに検案のための救護等の人員の輸送

イ　遺体の処理のための衛生材料等の輸送

ウ　遺体発見場所から一時安置所までの移送

エ　遺体の輸送

オ　遺体を移送するための人員の輸送

(8)　その他応急対策活動を実施するための輸送

５　緊急交通道路の確保

建設班長は、道路交通の確保のため、県公安委員会（佐渡西警察署・佐渡東警察署）と連絡・調整を行い、交通規制等を実施する。その実施方法は、本章第 10 節「警備・保安及び交通規制計画」及び第 22 節「障害物の処理計画」による。

６　緊急輸送車両の確認手続

総務班長は、災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制が行われた場合は、県公安委員会（佐渡西警察署・佐渡東警察署）に次の事項を明らかにして緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び同標章を収受する。

なお、あらかじめ人員・物資輸送など災害応急対策活動に直ちに運用する車両を特定し、緊急通行車両等事前届出を行い、同済証の交付を受けておくものとする。

(1)　番号標に標示されている番号
(2)　輸送人員又は品名
(3)　使用者の住所及び氏名
(4)　輸送日時
(5)　輸送経路（出発地、経由地、目的地）

７　整備書類

総務班長は、次の書類を整備する。

(1)　救助実施記録日計票（災害救助法第８号様式）
(2)　輸送記録簿（災害救助法第 25 号様式）
(3)　支払関係証拠書類

第 10 節　　警備・保安及び交通規制計画

1　警備活動等

所轄の警察署は、市内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、次の警備活動を行う。

(1)　警備体制の確立

大災害が発生した場合には、所轄の警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

なお、市に災害対策本部が設置された場合、所轄の警察署長は、連絡員を市災害対策本部に派遣し、市が行う応急対策との総合調整に当たる。

また、署警備本部は、必要に応じて県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2)　警備活動の重点

ア　情報の収集及び伝達

所轄の警察署は、気象予報（注意報、警報）、被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達する。

イ　被害実態の把握

所轄の警察署は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員等からの報告に基づき管轄区域の次の被害状況の把握に当たる。

(ｱ)　初期段階

a　死傷者等人的被害の発生状況
b　火災の発生状況
c　家屋の倒壊等建物被害の発生状況
d　災害拡大の見通し
e　市民の避難状況
f　市・消防等の活動状況
g　堤防・護岸等の損壊状況
h　主要道路及び橋りょう等の被害状況
i　危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
j　電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(ｲ)　初期段階以降

a　「初期段階」に掲げる事項
b　被災地・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
c　被災者の動向
d　被災道路及び橋りょう等の復旧状況及び見通し
e　火災の発生及び被害拡大の原因
f　市・日赤・病院等の救護対策の状況
g　電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
h　重要河川の復旧状況及び見通し

ウ　被災者の救出及び負傷者の救護

被害の程度に応じ、救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、病院など多数の人が集合する場所を重点的に、各種救出機材を有効に活用し救出救護を実施する。

負傷者については、応急処置を行った後、県、市、消防本部、日赤等の救護班に引き継ぎ又は病院に搬送する。

エ　迷子及び行方不明者の捜索

(ｱ)　多数の迷子、迷い人、その他要保護者（以下「迷子等」という。）及び行方不明者の発見・保護及び調査等を迅速に行うため、集中被災地域に所要の捜索部隊を派遣し、早期発見に努める。

(ｲ)　迷子等の保護及び行方不明者の捜索等に関する相談に応じるため、所轄の警察署・主要交番その他適当な場所に「迷子・行方不明者相談所」を設置する。

(ｳ)　迷子等保護者が判明しないものについては、児童相談所、社会福祉事務所又は市等の開設する保護・収容施設に連絡する。

(ｴ)　迷子等について届出を受理した場合は、速やかに事後の届出及び照会、照合に対応するよう努める。

オ　危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導

(ｱ)　警戒区域の設定

危険物の爆発、毒物の流出、山（がけ）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定し、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(ｲ)　被災地域住民の避難誘導

ａ　市、消防本部、消防団等と協力し避難誘導を実施する。なお、実施に当たっては、本章第７節「避難及び避難所計画」に基づき実施する。

ｂ　津波の来襲や火災の延焼など的確な情勢判断を行い、速やかに避難誘導の時期、場所、誘導経路等を決定する。

ｃ　緊急やむを得ず警察官自らが避難の指示を行った場合は、所轄の警察署警備本部長を通じ市長にその旨を通知する。

ｄ　津波警報や火災の延焼などが予想される場合、市長と協議のうえ、傷病者、高齢者、幼児など事前に避難するよう指導する。

また、避難に際しての混乱による事故の防止に努めるとともに避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。

ｅ　避難が広域に及ぶ場合は、県警備本部がその調整にあたる。

ｆ　病院、学校、大規模店その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、病院、心身障害者施設等に対しては、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ　不法事案等の予防及び取締り

(ｱ)　不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民の不安を軽減し混乱の発生を防止するため、窃盗犯、粗暴犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点をおくほか、住民等が集まる場所における混乱の発生防止等の活動を積極的に行う。

(ｲ)　流言飛語の防止

a　被害実態、関係機関の救援活動、復旧活動状況、警察の活動内容を現場広報し、被災者の不安解消を図る。

b　流言飛語発生時には、報道機関に対し正確な情報を迅速に提供し、その打ち消し報道を要請する。

キ　避難地域、避難場所、避難所、重要施設等の警戒

避難地域、避難場所、避難所、重要施設等の警戒活動に当たっては、警戒要員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携に配意して効率的な活動を行う。

ク　地域の保安及び防犯対策

(ｱ)　保安対策

a　危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては警戒要員を派遣し、警戒区域（警戒線）内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

なお、警察官自らが警戒区域を設定した場合は、署警備本部長を通じて市長に通知する。

b　銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

(ｲ)　防犯対策

a　関係行政機関との情報交換を行い、避難後の住宅密集地域、避難所、食料倉庫、金融機関、支援物資集積場所等の防犯対象における各種犯罪の発生状況及び被害予測、不審情報を収集・分析し、各種犯罪の多発予測地域等について重点的に警戒及び広報活動等を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

b　被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ及び暴利販売等について取締りを強化する。

また、各種物資の取扱業者、組合等に対する生活必需物資、復興資機材等の流通確保の指導を行う。

c　地域防犯団体等は、火災及び盗難予防並びに警察及び関係機関が行う諸活動に協力し、防犯活動に当たる。

ケ　市民に対する広報及び相談活動

(ｱ)　広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報及び交通規制状況等について、報道機関・広報車・携帯用拡声器等の広報機器、立て看板等を活用して現場の状況に応じた広報を積極的に行う。

なお、重点をおくべき広報項目については次のとおりとする。

a　災害による被害規模及び区域

b　交通規制状況

c　気象情報（予報、警報等）

d　地震・津波情報

e　被災者の避難状況

ｆ　被害発生状況と復旧見通し
ｇ　救護所・避難場所の設置状況
ｈ　火災の発生状況及び延焼状況
ｉ　死者及び遺体安置場所
ｊ　堤防・護岸の損壊状況
ｋ　危険防止措置

(ｲ)　相談活動

所轄の警察署に「総合相談所」を設置し、被害状況の照会、被災者の安否照会、行方不明者及び迷子等の照会など各種相談等に応じる。

コ　遺体の検視

遺体の見分については、検視規則等により迅速かつ適正に行う。なお、身元不明の遺体に対しては見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置をとり、市に引き継ぐ。

サ　関係機関、団体に対する協力・支援

(ｱ)　市・県等防災関係機関及びボランティア団体の行う救援活動に対し、避難場所への巡回班を確保し、市職員とともに、定期的な巡回により避難者との接触を深め、安心感を醸成し要望事項を把握して救護対策に反映させるなど、避難場所の秩序維持に努める。

(ｲ)　県・市・日赤その他の機関が行う、緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し側面からの支援にあたる。

(ｳ)　自治会・自主防災組織・商店会・消防団等の責任者に対し、被災地の自主警戒や救援活動が積極的に行われるよう要請する。

シ　災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防本部、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

(ｱ)　県・市

ａ　一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
ｂ　警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

(ｲ)　消防本部

ａ　消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
ｂ　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

(ｳ)　その他関係機関

ａ　被災現場における救助･救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから､その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
ｂ　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。

この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

c　本市が被災し、緊急に部隊の輸送が必要な場合には、関係機関に船舶の支援を要請する。

2　交通規制

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認めるときの通行の禁止及び制限（以下「交通規制」という。）について次のとおり定める。

(1)　実施責任者及び実施担当班（課）

ア　実施責任者

区　　分	実施責任者	対象道路
道路管理者	県知事	一般国道
	県知事	県道
	市長	市道
警察機関	公安委員会（所轄の警察署長）	必要な全道路

イ　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部設置前	建設課	管理係	1　道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関すること。 2　交通規制に関すること。 3　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 4　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 5　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。
災害対策本部設置後	建設班	－	

ウ　計画の基本方針

(ｱ)　被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

(ｲ)　被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

(ｳ)　被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(ｴ)　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

(ｵ)　震災時は、走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査する。

(2)　通報

災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の被害及び交通混乱の事実の通報を受けた場合、建設班長は、速やかにその路線の管理者及びその地域を所管する警察関係機関に通報する。

(3)　実施要領

ア　巡回調査

道路管理者は、災害の発生が予想され又は発生したときは、道路、橋りょう等の交通施設の巡回調査に努める。

イ　道路管理者の規制

道路管理者は、巡回調査の結果又は通報等により道路、橋りょう等の危険な状況が予想され又は発見したときもしくは知ったときは、速やかに必要な規制を行う。

ウ　緊急輸送を行う車両以外の車両の通行規制

建設班長は、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を規制する必要があるときは、その旨を制限を要する場所又は区間及び期間（期間を定めることが困難なときは、規制の始期）並びにその対象及び迂回路等を示して県公安委員会（所轄の警察署）に要請する。

エ　規制の標識等

イ又はウにより規制を行ったときは､次に定める規制標識を立てるものとする｡ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず通行を禁止又は制限したことを次に定める条件を明らかにして示し、必要に応じ遮断等の措置を講ずるとともに、警察官等が現地において指導に当たる。

＜規制条件の表示＞

規制標識には、次の事項を表示する。

(ｱ)　禁止、制限の対象

(ｲ)　規制する区間

(ｳ)　規制する期間

(ｴ)　規制する理由

オ　迂回路表示

規制を行ったときは、適当な迂回路を選定し、必要な地点に図示する等の措置を講じ、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

カ　報告（通知）

道路管理者は、規制を実施したときは、県公安委員会（所轄の警察署）に対し、次の事項を報告又は通知する。

(ｱ)　禁止、制限の種類と対象

(ｲ)　規制する区間

(ｳ)　規制する期間

(ｴ)　規制する理由

(ｵ)　迂回路の道路、橋りょう等の状況

キ　広報

交通規制を実施した場合は､避難者､運転者､地域住民等に対して適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

(4)　整備書類

実施担当班長（所属長）は「交通規制箇所表及び一覧図」を整備する。

第 11 節　　海上における災害応急対策

海上における大規模な人身事故、船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等の海上災害に迅速かつ的確に対処するため、佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）は、全職員による非常配備体制をとり、現地対策本部を設置するとともに、関係機関と密接な連携を保ち、必要に応じて新潟海上保安部、第九管区海上保安本部の応援を得て、効果的な災害応急対策を実施する。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	防災管財課	防災安全係	対策会議の開催及び運営に関すること。
災害対策本部 設　置　後	統括調整班	―	

２　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）における応急対策フロー図

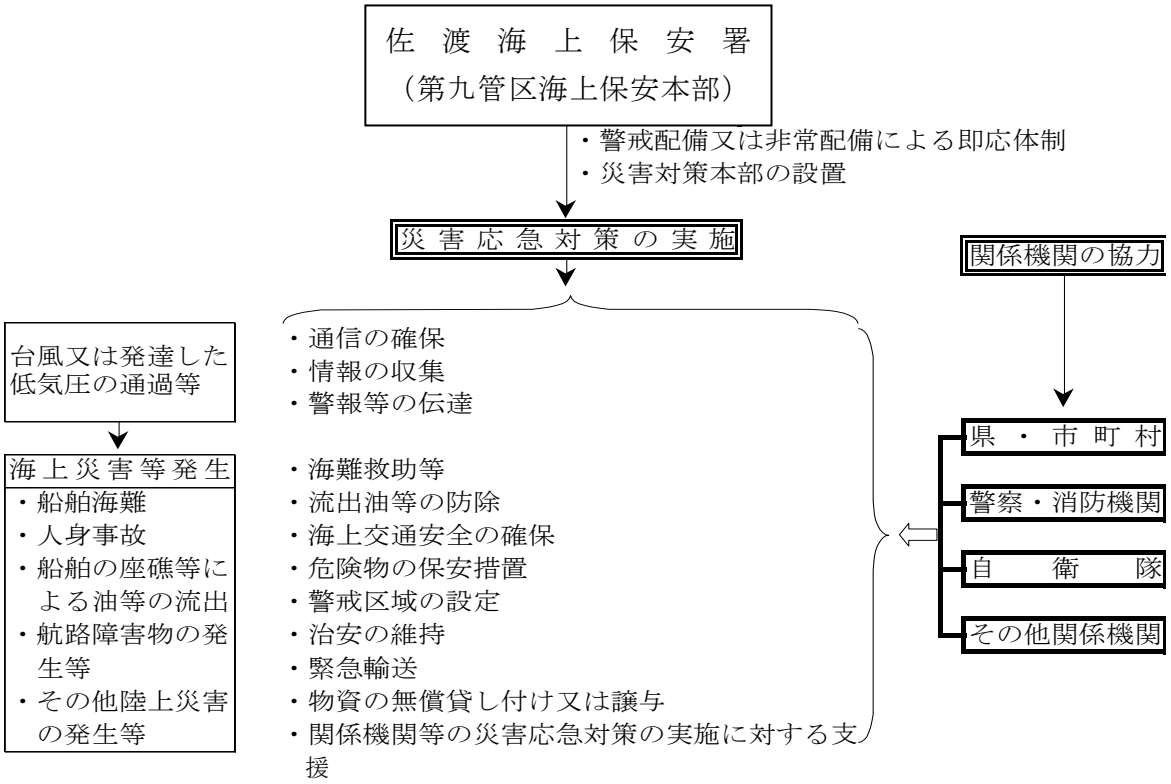

３　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）における応急対策活動

佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）が行う応急対策活動は、次のとおりとする。

(1)　通信の確保

ア　巡視船艇を含めた応急通信系による通信連絡体制を確保する。

イ　市・県対策本部及び警察、消防本部の関係先へ、必要に応じ無線機を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。

(2)　警報等の伝達

ア　気象、高潮、波浪、津波警報及び災害に関する情報等の通知を受けたときは、航行警報及び安全通報等により、船舶等に対し周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

イ　航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときは、速やかに安全・緊急通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行う。

ウ　大量の油及び有害液体物質等の流出により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、安全・緊急通報及び巡視船艇の拡声器等により船舶に対し周知する。

(3)　災害状況の把握及び情報の収集

調査により収集した情報を、県災害対策本部（災害対策本部が未設置のときは、防災局危機対策課）及び関係機関に対し通報する。

(4)　海難救助等

ア　船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機によりその捜索救助に当たる。

イ　船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行う。

ウ　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止又は避難勧告を行う。

エ　海上における行方不明者の捜索及び遺体の収容・検視を行う。

オ　救助活動に関し、その規模が大であるため又は事態が急迫しているため必要があるときは、自衛隊に部隊等の派遣を要請する。

(5)　流出油及び流出有害液体物質等の防除措置

ア　大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機により流出油の状況、防除作業の実施状況を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ　流出油の防除措置を講ずべき者が、流出油の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ　緊急に流出油の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置に対する協力を求め、又は巡視船艇等により防除措置を講ずる。

エ　有害液体物質等が流出したときは、状況により防除措置を講ずべき者に対し、有害液体物質等の除去その他汚染の防止のための必要な措置を講ずべきことを命じ、又は必要な措置を講ずる。

(6)　海上交通安全の確保

ア　船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ　水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

オ　航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(7)　危険物の保安措置

ア　危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ　危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取りやめ等事故防止のために必要な指導を行う。

(8)　警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、市長に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

(9)　海上における治安の維持

ア　巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ　巡視船艇により重要施設等の周辺海域の警戒を行う。

ウ　治安機関との情報の交換を行う。

4　関係機関等への支援活動

佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）は、次に掲げる支援活動を行う。

(1)　緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(2)　物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付けもしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。無償貸付又は譲与する海上災害救助用物品は次のとおり。

ア　無償貸付物品

被服、寝具、修理器具、曳航器具又は同物品以外の海上災害救助のため特に必要な生活必需品又は機械器具

イ　譲与物品

食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料、その他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

(3)　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊場所の提供等を行う。

５　広報

(1)　民心の安定に重点をおき、次に掲げる事項について広報を行う。

ア　海難救助、治安の維持、緊急輸送の実施状況

イ　船舶、海洋施設等の被災状況

ウ　海上交通規制の実施状況

エ　水路、航路標識の異常の有無

オ　その他佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）の災害応急対策の実施状況

(2)　広報実施のため、県災害対策本部（災害対策本部が未設置のときは、防災局危機対策課）及び市災害対策本部（災害対策本部が未設置のときは、防災管財課）、報道機関へ必要な情報を提供する。

６　関係機関との協力、連携体制

災害による海上災害に対処するため、佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）、市・県、各警察署、消防本部、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

(1)　市・県

ア　被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

イ　港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。

ウ　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速かに要請する。

エ　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2)　各警察署

ア　関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

イ　油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

ウ　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に当たる。

(3)　消防本部

ア　関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

イ　初期消火、延焼の防止に当たっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。

ウ　負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急処置を行う。

エ　流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

オ　関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4)　海上保安機関

ア　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）及び県・市からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

○　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）の連絡先
住所　佐渡市両津夷１番地
電話　０２５９－２７－０１１８
（夜間は新潟海上保安部に接続）

○　ヘリコプター関係連絡先
第九管区海上保安本部警備救難部救難課
住所　新潟市中央区万代２丁目２番１号
電話　０２５－２４５－０１１８（内線 3260　救難課）
（夜間）０２５－２４５－０１６５（運用司令センター）

(5)　自衛隊

ア　第九管区海上保安本部及び県・市からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

第 12 節　　消火活動計画

災害により発生した火災に対し、自主防災組織及び住民等の行う初期消火活動による延焼防止並びに消防機関が行う消防活動及び消防団との連携について、次のとおり定める。

１　実施担当班（本部・署）

設置状況	班	署	担　当　内　容
災害対策本部設置前	消防本部	各消防署	１　消防職員の活動に関すること。 ２　消防団の活動に関すること。 ３　消防・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
災害対策本部設置後	消防班	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	

２　火災対策

(1)　自主防災組織及び市民等の行う初期消火活動

災害が発生した場合、職場、家庭等においては、次により出火防止と初期消火に努める。

ア　出火防止

ガスコンロ、電気コンロ、暖房器具等の火気の遮断

イ　初期消火

汲み置き水、消火器、消火栓等による初期消火

(2)　消防本部の活動

実施担当班長（消防長）は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、消火活動に努める。

ア　特別配備体制

特別配備体制は、次に基づき発令する。

(ｱ)　災害対策本部が設置されたとき。

(ｲ)　その他災害の状況により消防長が必要と認めたとき。

イ　警防本部の設置

(ｱ)　消防本部内に警防本部を設ける。

(ｲ)　必要により災害現場に現場指揮本部を設ける。

ウ　職員の動員及び増強

(ｱ)　消防職員は、警防本部員として業務に当たる。

(ｲ)　警防力増強のため、必要な消防隊、救急隊を招集する。なお、災害の規模により順次職員を招集する。

エ　火災情報の収集

火災情報の収集は「119 番」を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は職員の参集途上における情報収集や消防団、自主防災組織等による情報収集等により、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

オ　緊急交通路の確保

(ｱ)　実施担当班長（消防長）は、警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。

(ｲ)　消防本部職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

カ　火災防御活動

(ｱ)　火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずる。

(ｲ)　火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。

(ｳ)　避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす関係施設について優先的に火災防御活動を行う。

キ　消防水利の確保

(ｱ)　実施担当班長（消防長）は、利用可能な消防水利を明らかにした水利台帳により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の特定及び確保に努めるものとする。

(ｲ)　水利台帳で把握する消防水利

河川、池、海水、農業用水、プール水、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、防火用井戸等

(3)　消防団の活動

消防団長は、各地区の消防団が地域に密着した防災機関であることから、消防団が消防本部と緊密な連携のもとに次のような火災防御活動等に当たるよう指示する。

ア　消防団の参集等

参集の必要がある災害を覚知した場合の速やかな所属消防団への参集及び消防資機材等の安全確保

イ　市民への初期消火の広報等

拡声機、メガホン、サイレン等による市民への出火防止、初期消火の広報

ウ　情報の収集、伝達

現地火災情報等の消防本部への伝達

エ　消火活動

地域住民、自主防災組織と協力し、迅速効果的な初期消火活動

(4)　警防活動の基本方針

ア　大規模火災

火災の延焼拡大は、気象条件、水利状況、建物の密集度及び危険物の有無等が著しく影響するため、これらの状況を正確に把握し、消防活動を行うが、さらに拡大のおそれがあるときは、次により適切な対応を図る。

(ｱ)　現場指揮本部の設置

(ｲ)　消防団との連携による防御帯の設置

(ｳ)　消防・防災ヘリコプターによる空中消火を要請する。

(ｴ)　飛び火警戒。部隊の増強、消防力の強化。

イ　台風

過去の被害状況から最も警戒すべき台風は、新潟県を横断して北東へ進む進路をとったときであり、この進路の把握が最も肝要である。

なお、台風は、事前の警戒及び準備が重要なことから、次により対応するものとする。

(ｱ)　台風情報をもとに進路図を作成し、市域への影響の把握に努める。

(ｲ)　台風の接近に伴い、事前に市民が注意すべき火災予防等の事項について、消防団と協力し、きめ細かい広報を行う。

(ｳ)　台風時における火災は、消火活動に困難を極めることから、進路状況により事前に消防隊の増強を図るとともに、消防団にも通報し、団員の自宅待機等有事即応の体制をとる。

(ｴ)　台風通過時における火災発生に対しては、通常より１隊又は２隊を増隊し、出動させる。

ウ　豪雪

建物の倒壊、雪崩の発生等による要救助者の救出及び火災時における水利の確保等は、次により適切に対応する。

(ｱ)　災害の発生に際しては、速やかに要救助者の有無を確認し、二次災害を警戒しつつ、人命の救出を最優先する。

(ｲ)　災害状況により現場指揮本部を設置する。

(ｳ)　災害が広範囲、長時間に及ぶ場合が多いことから、消防団との連携を密にするとともに分担を明確にし、効率的に活動する。

(ｴ)　火災時に備え、消防本部及び消防団は、協力して常に幹線道路等の水利を利用可能なものとするように努める。

エ　その他の災害

その他の災害については、本対策に準ずる。

３　広域応援要請

(1)　県内市町村相互の広域応援体制

ア　消防本部自らの消防力では対応できない場合にあっては、新潟県広域消防相互応援協定締結市町村に応援要請する。

イ　応援要請は、新潟県広域消防相互応援協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。

ウ　消防組織法第 39 条の規定に基づく消防本部の消防相互応援協定締結状況については、次のとおりである。

名　　称	締結年月日	業務内容	応援協定締結市等
新潟県広域消防相互応援協定	平成 13 年 4 月 1 日	災害	新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成 7 年 4 月 1 日	災害	新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合

(2)　他都道府県に対する応援体制

新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事等に対して次の事項を明らかにし、緊急消防援助隊受援計画により他都道府県に対する応援要請を行う。

ア　火災状況、応援要請理由、応援の必要期間

イ　応援要請消防隊の種別と人員

ウ　市への進入路及び集結場所

4　整備書類

実施担当班長（消防長）は、次の書類を整備する。

(1)　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

(2)　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

第 13 節　　救出計画

災害発生後の各種災害から住民の安全を確保するため、身体、生命の保護を優先し、被災者の救出と市民の安全確保について次のとおり定める。

1　実施担当班（課）

(1)　対策検討に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	1　対策会議の開催及び運営に関すること。 2　防災関係機関との合同会議の招集に関すること。 3　県及び他市町村等に対する災害応援要請等に関すること。 4　自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。 5　消防･防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	－	

(2)　名簿作成に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市民生活課	戸　籍　係	1　被災者の名簿作成に関すること。 2　市登録外国人被災者の名簿作成に関すること。 3　行方不明者の名簿作成に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	－	

(3)　捜索活動等に係る実施担当班（署）

設置状況	部	班（署）	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	消防本部	各消防署	1　被災者の救出及び搬送に関すること。 2　行方不明者の捜索及び手配､収容活動に関すること。 3　消防･防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
災害対策本部設　置　後	消　防　班	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	

2　各主体の責務

(1)　市

市は､地元医師会等と協力して救護所を開設し､近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。

市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて消防相互応援協定及び県が定める緊急消防援助隊受援計画並びに市・県地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(2)　県・県警察

県は、市の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行うとともに、関係機関へ応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

県警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救急・救助活動を実施するとともに、必要に応じて広域緊急援助隊を要請する等、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

県及び県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。

また、県は、ヘリコプター保有機関（県、県警察、海上保安庁、自衛隊等）と連携して航空機による安全かつ効率的な運航の支援・調整を行う。

(3)　消防職員等

消防職員は、佐渡市消防本部・署職員召集計画により参集し、直ちに消防隊を編成し、指揮下のもとで救急・救助活動を行う。

消防隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

消防団は、佐渡市消防団の災害出動計画により参集し、消防本部と協力して救急・救助活動を行う。

3　業務の内容

(1)　捜索又は救出・救助の対象者

災害のため､現に生命･身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であって、おおむね次に該当する者とする。

ア　火災時に火中に取り残された者

イ　地すべり、山くずれ、雪崩等により、生き埋めになった者

ウ　流失家屋及び孤立した所に取り残された者

エ　倒壊家屋の中に取り残され又は下敷きになった者

オ　自動車、船舶、航空機の大事故によって、身体・生命が危険にさらされている者

カ　有毒ガス、放射性物質の大量放出等により、身体・生命が危険にさらされている者

キ　その他救出・救助を必要とする者

(2)　消防班長（消防長）は、消防職員及び消防団員等による消防隊を編成するとともに、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。

(3)　各実施担当班長（所属長）は、消防班長（消防長）と密接な連絡をとるとともに、各警察署に連絡し、連携して救助に当たる。

(4)　市独自の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、本章第3節「防災関係機関の相互協力体制」及び第12節「消火活動計画」に基づき応援を要請する。

実施担当班長（所属長）は、応援要請によって派遣された応援部隊が迅速かつ的確な活動をなし得るよう部隊間の総合調整を行う。

(5)　消防団員の活動

消防団員は、災害現場において救助活動等を行うほか、消防職員の活動を支援する。

(6)　要配慮者に対する配慮

地域住民、県警察、市及び消防本部等は、要配慮者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

4　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類帳簿を整備する。

(1)　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式11］
(2)　被害状況調書一覧表［災害様式12］
(3)　災害応急対策活動状況［災害様式15］
(4)　救助実施記録日計票（災害救助法第８号様式）
(5)　被災者の救出費（災害救助法第17号様式）
(6)　支払関係証拠書類

第 14 節　　医療救護活動計画

災害により医療機関の機能が停止し、著しく不足し、又は混乱したため、被災地の市民が医療の途を失うような状況になった場合の応急的な医療、助産及び救護について次のとおり定める。

１　各主体の責務

(1)　市

ア　災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に被災地域内及び医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ　市は、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

ウ　市は、災害ボランティア活動組織等と連携し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(2)　医療機関

ア　医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

イ　災害拠点病院は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地域医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

ウ　医療救護班及び歯科医療救護班編成機関は、市の被災者対策班長（所属長）からの派遣要請があった場合は、派遣要請現場へ医療救護班を派遣する。

エ　災害拠点病院は、市の被災者対策班長（所属長）からの派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」を含む。）を派遣する。

２　医療救護

(1)　医療の範囲

救急医療対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療、その他傷病者の症状に応じて行う本格的な医療とする。

(2)　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市民生活課健康推進室	健康増進係	１　医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ２　救護所の開設に関すること。 ３　救急医薬品及び衛生材料の確保に関すること。 ４　助産に関すること。 ５　医療施設等の被害調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	－	

ア　実施担当班長（所属長）は、医師会等の協力を得て、救護チームを編成し、救護活動を実施する。

イ　実施担当班長（所属長）は、災害の状況により、避難所又は避難所付近の安全な場所に救護所を設置し、管理運営に当たる。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が実施することになるが、この場合も県知事の委任に基づき協力する。

(3)　被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、実施担当班長（所属長）は、発災直後に被災地域内の医療機関等から以下の事項について情報収集を行う。

ア　医療機関の施設・設備の被害状況

イ　負傷者等の状況

ウ　診療（施設）機能の稼働状況

（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み。）

エ　医療従事者の確保状況

オ　被災地及び医療機関への交通状況

カ　医療資器材等の需給状況

(4)　救助・救護活動

ア　救急救助活動

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、市民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。

イ　集団救急事象による救護活動

多数の負傷者が発生している災害現場においては、仮設テント等を利用して現地応急救護所を開設し、医師又は救急救命士の指示によりトリアージ及び応急処置活動を行い、医療機関に搬送する。

ウ　救護所等の設置

被災状況に応じて収容避難所に救護所を設置し、救護チームを配置する。

また、救護所を開設したときは、佐渡医師会、佐渡歯科医師会、新潟県看護協会佐渡地区協会等に医師、歯科医師、看護師等の派遣を要請する。

(5)　救護活動

ア　救護チームの編成

医療救護チームは、医師１名、看護師２名及び補助者１名で編成する。

歯科医療救護チームは、歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名で編成する。

イ　救護チームの派遣

被災地近くに設置された救護所に救護チームを派遣し、医療救護活動を行う。

ウ　救護チームの活動内容

(ｱ)　負傷の程度の判定（救急病院等への搬送の必要性の判断を含む。）

(ｲ)　負傷者の搬送の順位及び搬送先の決定

(ｳ)　救急処置の実施（トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）を伴う医療活動を含む。）

(ｴ)　遺体の検案

(ｵ)　救護所の患者収容状況等の活動状況の報告

(ｶ)　その他必要な事項

エ　携行する資材及び医薬品

（基準）

	品　　名		
医療器具	聴診器	反射槌（ハンマー）	体温計
	駆血帯（ターニケット）	雑鋏（クーパー）	ピンセット､鉗子､鉗子立
	血圧計	アンビューバック	注射器
	ペンライト	蘇生用具	輸血用具
包帯材料	弾力包帯	ガーゼ	脱脂綿
	三角布	シーネ（副木）	紙絆創膏
	バンドエイド	切綿花	万能ビン（大）
	アンプルカット		
消毒薬	ヒビテン原液	イソジン液	70%アルコール
	オキシドール	逆性石けん	眼科用硼酸水
軟膏類	硼酸軟膏	ドミアンソルベース	アクロマイシン眼軟膏
	ボルタレン座薬		
内服薬	バファリン	セルシン２ｍｇ	ダンリッチカプセル
	ＰＬ顆粒１．０ｇ	マーゲン錠１．０ｇ	タンナルビン１．０ｇ
注射液	ソルコーテフ	ボスミン	ネオフィリンM
	テラプチク	エホチール	生理食塩水２０ｃｃ
	破傷風トキソイド		
携行品	救急箱	ハンドマイク	テストペーパー
	トリアージタグ		

(6)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　病院診療所医療実施状況（災害救助法第 15 号様式）

イ　支払関係証拠書類

３　助産救護

助産救護の対象者は、災害発生日の前後７日以内の分娩者で、災害により助産の途を失った者とする。

なお、助産救護の実施要領等については、次に示すもの以外は、医療救護に準ずるものとする。

(1)　救護方法

ア　救護チームの編成

救護チームは、医師又は助産師１名、看護師２名、事務員１名を基準として編成する。

イ　救護チームの活動内容

(ｱ)　分娩の介助

(ｲ)　分娩前後の処置

(ｳ)　衛生材料の支給

(2)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　助産台帳（災害救助法様式第 16 号）

イ　支払関係証拠書類

４　重症患者の搬送

実施担当班長（所属長）は、医療又は助産の救護を行った者のうち、入院させる必要のある者について、救急病院等への搬送を消防班長（消防長）へ依頼する。

消防班長（消防長）は、災害の状況により車両が調達できないときは、総務班長（課長）に要請を行い実施する。

緊急の高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災関係機関のヘリコプターにより行う。

５　医薬品等の調達

実施担当班長（所属長）は、本対策に係る医薬品等を調達し、救護チーム等に供給する。

(1)　救急医薬品等の配備

医療器具及び医薬品については、医師会との協議並びに医療資器材卸団体等との協定に基づき、救急医薬品等を救護所等に速やかに供給する体制を確保するとともに、不足する救急医薬品等の供給を医療資器材卸団体等に要請する。

(2)　医薬品等の補給の確保

医療救護所を設置した場合、医薬品等の補給体制を確保するため速やかに集積所及び医薬品支援センターを設置するとともに薬剤師会に対し、薬剤師の派遣を要請する。

(3)　輸血用血液の確保

医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請する

６　関係機関への応援要請

実施担当班長（所属長）は、市内の体制だけでは医療救護活動が困難なときは、県又は他市町村等へ統括調整班長（防災管財課長）を通じて支援を要請する。

７　医療関係ボランティアの活用

実施担当班長（所属長）は、医療関係ボランティアの把握を行い、救護所における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

８　医療機関の災害時の対応

(1)　医療機関は、災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うこととし、あらかじめ策定している病院等防災マニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動を行う。

(2)　医療機関は、受入れ可能患者数の状況を保健所に報告するとともに、実施担当班長（所属長）の要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

第 15 節　　防疫及び保健衛生計画

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症等の疾病患者が発生しやすくなる。

このため市及び県は、被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症患者の早期発見等予防のための各種措置を実施するとともに、被災地区における飲食に起因する食中毒の発生防止のための食品の衛生監視及び被災地区住民の健康保持のために、食事に関する栄養指導を実施し、災害発生時における被災地区の防疫対策及び保健衛生対策等が円滑に図られるよう次のとおり定める。

１　実施担当班（課）

(1)　被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の業務及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、地域振興局（健康福祉環境部）を通じて、県知事に応援を求めて実施する。

(2)　保健等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市民生活課 健康推進室	健康増進係 保　健　係	被災住民の健康保持及び栄養指導等に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

(3)　防疫等及び衛生等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	環境対策課	環境エネルギー係 環境対策係 クリーン推進係 施設管理係	1　衛生及び防疫に関すること。 2　遺体の収容及び埋火葬に関すること。 3　衛生材料の確保に関すること。 4　災害廃棄物の処理に関すること。 5　し尿・ごみの応急処理に関すること。 6　仮設トイレに関すること。 7　清掃活動に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

２　被害状況等の把握

実施担当班長（所属長）は、災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、関係実施担当班（課）及び被災地内の救護所及び各収容避難所から以下の事項について情報収集を行う。

(1)　ライフラインの被害状況

(2)　避難所の設置及び収容状況

(3)　仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況

(4)　防疫及び保健衛生資器材等の需要状況

(5)　食品及び食品関連施設の被害状況
(6)　特定給食施設等の被害状況

3　保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援する。

(1)　初期保健チームによる保健活動の実施

避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、要配慮者等の把握、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。

(2)　巡回保健チームによる健康相談等の実施

ア　保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士等による巡回保健チームを編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。

イ　必要に応じて精神科医師等による精神保健チームや歯科医師等による歯科チームなどの巡回専門チームを編成し、避難所、仮設住宅等の健康相談、保健指導等を実施する。

ウ　巡回保健チームメンバーは、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう保健所、保健師と連携し、巡回計画をたてる。

(3)　巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、各ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び各関係実施担当班（課）と連絡調整を図る。

ア　寝たきり者、障害者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ　結核患者、難病患者、精神障害者等に対する保健指導

ウ　インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ　不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ　口腔保健指導

(4)　避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努める。

ア　食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ　衣類、寝具の清潔の保持

ウ　身体の清潔の保持

エ　室温、換気等の環境

オ　睡眠、休養の確保

カ　居室、トイレ等の清潔

キ　プライバシーの保護

4　防疫活動の実施

実施担当班長（所属長）は、防疫活動を円滑に実施するため、医師会及び地域振興局（健康福祉環境部）に協力を求め、検病調査チーム及び防疫チームを編成する。

(1)　検病調査チーム

ア　編成

１チーム当たりの編成は、医師１名、保健師１名、事務員１名を基準とする。

イ　任務

(ｱ)　検病調査及び健康診断

(ｲ)　避難場所、避難所における防疫指導

(ｳ)　臨時予防接種

(ｴ)　感染症患者の救護及び隔離

(ｵ)　感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

(2)　感染症予防委員及び栄養指導チーム

ア　市長は、県知事の指示に基づき、感染症予防委員及び栄養指導員を選任する。

イ　感染症予防委員及び栄養指導員は、災害の規模及び状況により適当な人数を選任する。

(3)　防疫チーム

ア　編成

１チーム当たりの編成は、リーダー１名、メンバー３名を基準とする。

イ　任務

(ｱ)　被災地、避難場所、避難所等において、消毒、害虫等の駆除、清掃方法の指導等に当たる。

(ｲ)　水害において住居が浸水した場合、浸水した住居に対し消毒薬剤を配布する。

5　防疫活動の実施方法

(1)　検病調査及び健康診断

ア　検病調査チームは、感染症患者発生状況、衛生条件等を考慮し、緊急度の高いものから検病調査を実施して、感染症の早期発見に努める。

イ　検病調査チームは、必要に応じ健康診断を行う。

(2)　避難場所及び避難所における防疫指導

検病調査チームは、避難場所及び避難所において、次の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理を図る。

ア　避難場所及び避難所においては、少なくとも１日１回の検病検査を行う。

イ　避難場所及び避難所の自治会組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図る。

ウ　避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者を専従とする。

エ　飲料水等については、防疫チームにおいて水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

(3)　感染症発生予防対策

市は、避難所、浸水地区、衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。

ア　パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

イ　トイレ、台所等の家の周りの消毒を実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。

ウ　道路、公園等の清掃、消毒を実施するほか、県が定めた地域内でねずみ族、害虫等の駆除を行う。

(4)　臨時予防接種

知事は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、市が実施することが特に適当と認めたときは市長にこれを指示する。

(5)　感染症発生時の対策

県は、被災地域において、一類又は二類の感染症患者もしくは一類感染症病原体保持者が発生した時は、速やかに指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関に収容するものとする。

また、感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、検病調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保健指導を行うものとする。

防疫チームは、台所、トイレ、排水口等の消毒を実施するための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理するものとする。

(6)　感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

検病調査チームは、感染症患者の症状を周知し、感染症患者及び保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、伝染病予防のための衛生教育をあらゆる機会をとらえて実施する。

(7)　栄養指導

栄養指導チームは、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

ア　炊出し、給食施設の管理の指導及び協力

イ　患者給食に関する指導

ウ　その他栄養指導

(8)　消毒

防疫チームは、被災地域において、感染症が発生し又は発生するおそれのある地域を重点的に消毒を実施する。

(9)　害虫等の駆除

防疫チームは、伝染病予防法第 16 条の２第３項により県知事が定めた地域内で、県知事の指示に基づき同法施行規則第 27 条の４及び第 27 条の５に定めるところによりねずみ族、害虫等の駆除を実施する。

(10)　清掃方法

防疫チームは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより道路、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の市民に清掃方法を指導する。

６　栄養指導対策

実施担当班長（所属長）は、被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。

なお、災害の状況により必要と認めたときは、被災者の栄養指導を行う。栄養指導チームの

編成にあたっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて栄養士会、調理師会、食生活改善推進委員協議会等の各種関連団体に支援を要請する。

(1)　炊出しの栄養管理指導

ア　市が設置した炊出し実施現場を巡回し、炊出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。

イ　給食業者への食事内容の指導を実施する。

(2)　巡回栄養相談の実施

ア　避難場所及び避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

イ　高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対して、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ　難病者の健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食、低たんぱく米等の特別用途食品の入手や､調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(3)　特定給食施設等への指導

特定給食施設等の被害状況を調査し、各実施担当班（課）と連携し、特定給食施設等に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。

7　飲料水及び食品衛生確保対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため、実施担当班長（所属長）は、各実施担当班（課）と連携し次の諸活動を行う。

(1)　緊急食品（援助物資を含む。）の安全確保

ア　緊急食品の配給に対する食品衛生確保

緊急食品の保管場所、輸送方法及び保存期間等について把握し、監視指導を行う。

また､被災地域への弁当等緊急食品の調達･確保計画に基づき､食品調理施設に対して、監視・指導を実施する。

イ　炊出し施設の把握と食品衛生指導

被災地への炊出し施設の把握と衛生指導を実施し、特に仮設の炊出し施設については、原料の調達、保管、調理について指導する。

(2)　営業施設及び給食施設等の指導監視

ア　食品営業施設、給食施設、食品保管施設及びその他の食品関連被災施設に対して、被災状況を確認する。

イ　冠水食品や火災食品等の廃棄などの指導を行う。

ウ　機能損失食品(冷凍､冷蔵食品の保管維持損失など)の監視指導を行い､適正に措置する。

エ　施設内及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の指導を行う。

オ　被災により直ちに営業等ができない施設については、補修箇所の指摘及び被災した調理器具等の消毒を指導し、速やかに営業を再開できるよう協力する。

カ　仮設店舗等の衛生指導を行う。

(3)　飲料水の衛生確保

ア　各実施担当班（課）と協力して飲料水の使用状況を把握する。

イ　飲料水の衛生指導

(ｱ)　飲料水用に使用する受水容器や保管場所、保管期間等の衛生指導を行う。

(ｲ)　止むを得ず井戸水を飲料水に使用する場合、その市民に対し水質の安全確保について指導する。

(ｳ)　健康被害を引き起こす物質が井戸周辺に流出した場合は、直ちに市民に周知し飲料水として使用しないように指導する。

(ｴ)　貯水槽の衛生指導を行う。

(4)　関係団体との連携

ア　佐渡食品衛生協会との連携

協会傘下の各組合・支部へ被災状況の把握を要請し、また、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

イ　(財)新潟県貯水槽管理協会佐渡支部との連携

協会へ被災状況の把握を要請し、被災施設に対する指導を実施する。

(5)　広域応援の要請

被災が著しく、食品衛生確保の対策が市だけでは体制の確保ができない場合は、国、県、応援協定締結市町村に応援を要請する。

8　防疫情報の収集及び広報

(1)　実施担当班長（所属長）は、伝染病予防委員、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の意見その他防疫に関する情報の的確な把握に努める。

(2)　実施担当班長（所属長）は、各実施担当班（課）を通じておおむね次により防疫広報を実施する。

ア　リーフレット、パンフレット、ポスター等により防疫に関する留意事項を周知させる。

イ　防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車及び報道機関の協力を得て防疫広報を行う。

ウ　検病調査、健康診断、消毒方法の実施その他被災者に接するあらゆる機会を通じて、防疫広報を行う。

エ　感染症予防委員を通じて被災者個々に防疫広報を行う。

9　防疫及び保健衛生資機材等の調達、備蓄

(1)　実施担当班長（所属長）は、防疫及び保健衛生活動実施のため必要な器具、機材を調達するとともに、必要量を確保する。

(2)　実施担当班長（所属長）は、区域内において必要な器具、機材を必要数量調達することができないとき又は困難なときは、次の事項を明示し、地域振興局（健康福祉環境部）を通じて県知事にその調達あっせんを求めるものとする。

ア　器具、機材の種別及び数量

イ　配布先

ウ　配達希望日時

エ　その他参考事項

10　整備書類

実施担当班長（所属長）は、「支払関係証拠書類」を整備する。

第 16 節　　こころのケア対策

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

1　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市民生活課 健康推進室	健康増進係 保　健　係	こころのケアに関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

2　各主体の責務

(1)　市

ア　避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

イ　必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

ウ　市職員の心の健康の保持・増進に努める。

(2)　県

ア　こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

イ　被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

(3)　報道機関

ア　不用意な取材活動によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

イ　こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

(4)　精神科医療機関

ア　被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

イ　こころのケアチーム活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

(5)　精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県の「災害時におけるこころのケア対策会議実施要綱」に基づき設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

3　こころのケア対策

(1)　実施担当班長（所属長）が精神保健活動を総括し、精神保健に関する情報の収集、指揮、統制、調整、通信等にあたる。

(2)　救護所への「相談窓口」の設置

被災直後は、救急医療、安全の確保、飲食の確保等が優先されるが、こころのケアが必要なことを念頭におき、避難所に救護所ができた時点からこころの相談窓口を設置する。

(3)　こころの巡回相談（健康調査）

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じ不安の軽減に努める。

(4)　要配慮者への配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

ア　被災精神障害者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援

イ　避難所での精神疾患の急発、急変への救急対応

ウ　精神医療関係者（精神医療機関、社会福祉課や医療機関、民生委員・児童委員、介護支援専門員等）と連携をとり援助にあたる。

(5)　県は発災から 12 時間以内にこころのケアホットラインを開設する。

実施担当班長（所属長）は、必要に応じ、こころのケアチームの派遣等を県に要請する。

(6)　本章第 6 節「広報計画」により被災者に向けての「啓発普及」を実施する。

ア　被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等をパンフレットの配布、ホームページ、町内回覧等により伝達する。

イ　新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて被災者に対してこころのケアに関する情報を提供する。

(7)　支援者への啓発普及と教育研修の実施

ア　県に教育研修の依頼をし、保育士や教職員、介護支援専門員等の関係者に対し「被災時のこころのケア」に関する研修を実施する。

イ　ボランティア、開業医、民生委員・児童委員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

(8)　災害復旧や被災者の対応にあたる市職員等の心の健康の保持・増進

行政職員等に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供したり、研修会を県に要請する。

(9)　被災者への長期的な支援の継続

避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等転居後も、こころのケアが必要となる。

慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール依存症、ＰＴＳＤ等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

第 17 節　　廃棄物の処理計画

被災地域におけるごみ、し尿等の廃棄物の処理は、市のごみ・し尿処理施設の現有機械器具及び民間から借り上げた機械器具を最大限に活用して迅速に実施するものとし、災害の規模が極めて大きい等のため市において処理することができない場合は県知事の指示により、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

このため、市は、環境の保全及び市民の衛生等を図り市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善がされるよう区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を次のとおり定める。

１　実施担当班（課）

(1)　市長は､被災地域のごみの予想発生量及び特性を考慮し､衛生面での二次災害を防ぐため、収集順位、収集処理方法、関係機関への応援要請等の計画を立て、収集処理に当たるものとする。

また、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、島外の処理施設の応援を求めて実施する。

(2)　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	環境対策課	クリーン推進係 施設管理係	１　災害廃棄物の処理に関すること。 ２　ごみ・し尿の応急処理に関すること。 ３　仮設トイレに関すること。 ４　清掃活動に関すること。
災害対策本部 設　置　後	被災者対策班	―	

２　ごみ処理

被災地域から発生するごみの処理は、次によるものとする。

(1)　災害ごみの収集処理

ア　収集計画と業者依頼

実施担当班長（所属長）は、災害の規模により膨大な廃棄物の排出が予想されるため、円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に大きさ、可燃性等を考慮し、収集順位の計画を立て、市内及び島外の廃棄物処理業者に収集処理を依頼する。

また、状況に応じて業者所有車両の応援を要請する。

イ　損壊家屋等の処理

損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら市等が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は､市等が「ア」に準じて収集処理を行う。

(2)　生活ごみの処理

生活ごみの処理は、佐渡市ごみ処理施設での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、処理施設と協議の上、島外施設に処理を依頼する。

(3)　臨時収集場所の指定

実施担当班長（所属長）は、市民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求める。

(4)　収集運搬体制

実施担当班長（所属長）は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、できるかぎり早急に収集運搬が行われるようその体制の確立を図る。

(5)　ごみの一時保管場所の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保する。

(6)　ごみ袋の配布

実施担当班長（所属長）は、ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

３　し尿処理

被災地域でのし尿については、大量の収集処理が予想されるため、佐渡市し尿処理施設での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、処理施設と協議の上、島外施設に処理を依頼するものとする。

また、収集についても佐渡市指定業者で対応できない場合は、島外市町村業者に応援を要請する。

(1)　被災し尿収集処理

実施担当班長（所属長）は、円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に浸水等により衛生面での二次災害等のおそれのあるし尿を優先的に収集処理する。

なお、災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽の５割汲取り等全便槽の部分収集を実施する。

(2)　災害後のし尿収集処理等

実施担当班長（所属長）は、避難所等を優先的に収集処理するものとし、既存のトイレで足らない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレを設置する。

また、水道の給水不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地等を利用し、仮設トイレを設置する。

４　廃棄物処理施設の応急復旧

実施担当班長（所属長）は、ごみ・し尿処理施設が被害を受けた場合は、早急に応急復旧計画を立てる。

復旧が不可能な場合及び時間がかかる場合は、処理施設と協議の上、島外市町村の処理施設に処理を依頼する。

５　死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理

(1)　収集等

災害によって死亡した犬、猫等は、占有者が処理する。

ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、関係機関等と連携し、収集・処理を行う。

(2)　放浪犬猫の保護収容

放浪犬猫については、関係機関等と連携し、保護収容する。

６　整備書類

実施担当班長（所属長）は、「支払関係証拠書類」を整備する。

第 18 節　　食料供給計画

災害時における被災者及び防災業務従事者等に対する主要食料及び副食・調味料等の食料の供給について迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1　実施担当班（課）

(1)　食料の供給

市長は、災害のため、必要に応じ被災者、防災業務従事者等に対して食料を供給する。ただし、災害の規模及び状況により市長が実施できないときは、県知事に対し応援を求め、又は他の市町村に応援を求めて供給を確保する。

(2)　応援要請等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	県及び他市町村等に対する災害応援要請等に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	―	

(3)　救援物資等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	1　救援物資の受入れ管理に関すること。 2　生活必需品の調達に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

(4)　支給計画等及び炊出しに係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課 社会福祉課	防災安全係 地域福祉係	1　避難所等への食料及び生活必需品等の支給計画に関すること。 2　炊出しに関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

2　食料供給対象者

次のいずれかに該当する者に対して、炊出しその他による食料の供給を行う。

(1)　避難所に避難した者で、食料の持ち合わせのない者

(2)　住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水等であって、炊事のできない者

(3)　床下浸水であっても、炊事道具が流出又は炊事施設が壊れ、あるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者

(4)　旅行者、一般家庭の来訪者、観光客等であって、食料の持参又は調達ができない者

(5)　被害を受け、一時縁故先等に避難するまでの間、食料の持ち合わせがない者
(6)　通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者
(7)　被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者

3　供給の方法

実施担当班長（所属長）は、食料を供給するときは供給数量、被災状況、緊急性等を考慮して、炊出し、購入、備蓄品の取崩し等適宜の方法により行う。

(1)　炊出しによる供給

実施担当班長（所属長）は、各実施担当班（課）と連携し、必要に応じて既存の給食施設又は供給施設を利用して自ら行い、あるいは委託して行う。併せて、日赤奉仕団、婦人会等に協力を求める。

炊き出しの実施については、次の点に留意する。

ア　現場責任者

(ｱ)　炊出し現場には、責任者を配置する。責任者は、その実態に応じ、混乱が起こらないように指導するとともに、関係事項を記録する。

(ｲ)　現場責任者には、実施担当班（課）から担当者を指名するが、実施担当班（課）からの指名が困難な場合は他の班（課）から応援を求めて現場責任者に指名する。

イ　応急食料

炊出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被災の状況により、食器等が確保されるまでの間は、おにぎり、漬物、缶詰の副食物等を配給する。

(2)　購入による供給

実施担当班長（所属長）は、商工会等の関係機関の協力を得て、市内の業者から直接食料を購入して供給する。

なお、米飯を専門の業者に注文することが実情に即すると認められるときは、数量基準等を明示し、業者から購入して供給する。

(3)　備蓄品の取崩しによる供給

実施担当班長（所属長）は、市が備蓄している食料を供給することができる。

防災倉庫に保管してある備蓄食料について、地理的条件を考慮して避難所等に配給する。

(4)　実施担当班長（所属長）は、食料供給のための原材料を調達する。

調達に当たっては、農業協同組合等に要請をして行う。

(5)　実施担当班長（所属長）は、各実施担当班（課）と連携し、被災住民に対し、食料の公平な配分を行う。特に、要配慮者に対しては、優先的に配分を行う。

(6)　実施担当班長（所属長）は、避難者数を正確に把握し、配分にあたっては不足や重複が生じないよう常に公平な配分に努めるものとする。

(7)　在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、民生委員・児童委員、自主防災組織・ボランティア等の協力を得ながら巡回配給に努める。

(8)　実施担当班長（所属長）は、町内会、自主防災組織等の協力を得て、指定外避難所（指定避難所以外の車、テント、公的施設等）に避難している避難者の把握（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

4　供給食料の種別等

(1)　炊出しによる米飯
(2)　米穀
(3)　食パン
(4)　乳児用ミルク
(5)　牛乳
(6)　麺類（即席麺、そば、うどん）
(7)　飯缶
(8)　乾パン
(9)　副食品(缶詰、漬物、佃煮、野菜等)
(10)　調味料(味噌・醤油・塩・砂糖等)
(11)　その他被災地近辺で容易に調達され、かつ代用食料として供給できるもの。

5　調達体制

物資の調達については、保管場所、輸送手段、使用期限等を勘案し、発電機、毛布、医療資機材、簡易トイレなど必要最低限の備蓄以外は、あらかじめ災害時支援協定を締結した民間企業から調達するものとする。

民間企業の持つ管理の十分に行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

6　応援を求める手続

(1)　市は、他市町村に対して応援要請をするときは、下記事項を明示して行う。
　ア　炊出し要員等の応援要請
　　人数、器具、燃料、数量、期間、場所その他参考事項等
　イ　食料の応援要請
　　種別、数量、引渡期日、引渡場所その他参考事項等
(2)　市は、他市町村等の応援でも十分な食料の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。
　ア　品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
　イ　引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
　ウ　連絡課及び連絡責任者
　エ　荷役作業員の派遣の必要の有無

7　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の関係する書類を整備する。

(1)　救助実施記録日計票（災害救助法第８号様式）
(2)　炊出しその他による食品の給与費（災害救助法第 11 号様式）
(3)　支払関係証拠書類
(4)　食品給与簿［災害様式７］
(5)　食品、飲料水受払簿［災害様式８］

８　災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、炊出しその他食料の給与の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表に定める基準等を適用する。

第 19 節　　生活必需品等供給計画

災害時においては、住居の浸水、火災の発生などにより、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損した被災者の発生が予想される。

被災者に対する生活必需品の供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である市をはじめ県、防災関係機関相互の連携により、迅速、的確に実施する。

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与について、次のとおり定める。

1　実施担当班（課）

(1)　市長は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、又はき損し、災害による地域における物資の販売、供給機構の混乱により、生活必需品を直ちに入手できない者に対して、一時的に生活を維持するに必要な程度の生活必需品等を供給して、応急的な保護の措置をとる。

(2)　応援要請等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	県及び他市町村等に対する災害応援要請等に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	―	

(3)　救援物資等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	1　救援物資の受入れ管理に関すること。 2　生活必需品の調達に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

(4)　支給計画等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	避難所等への食料及び生活必需品等の支給計画に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

2　実施要領

(1)　生活必需品等供給対象者

ア　災害により住家に被害を受け、その程度が全半壊（焼）、流出、床上浸水以上の被害を受けた者であること。

イ　被服、寝具等の生活必需品を災害により喪失した者であること。

ウ　被服､寝具その他生活必需物資がないため､日常生活を営むことが困難な者であること。

(2)　支給物資（被服、寝具その他生活必需８品目）

ア　寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ　外衣（作業衣、婦人服、子供服等）

ウ　肌着（シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等）

エ　身の回り品（タオル、手ぬぐい、運動靴、サンダル等）

オ　炊事道具（鍋、包丁、バケツ等）

カ　食器（はし、茶わん、皿、汁わん等）

キ　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉等）

ク　光熱材料

ケ　その他（紙おむつ・生理用品・洗濯バサミ・ハンガー等）

(3)　生活必需品等の調達

市の備蓄品を使用するほか、「災害時における救護物資提供に関する協定」の締結業者及び市内の業者から購入し、又は借り上げる。（救護物資提供に関する協定は資料編参照）

(4)　関係機関の連携による広域応援体制

ア　市から他市町村へ

(ｱ)　市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、隣接市町村その他の市町村に応援を要請する。

(ｲ)　要請の際に必要な明示事項は県への要請に準ずる。

イ　市から県へ

市は、他市町村の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、次の事項を示し、県に応援を要請する。

(ｱ)　品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

(ｲ)　引渡しを受ける場所及び引受責任者

(ｳ)　連絡課及び連絡責任者

(ｴ)　荷役作業員の派遣の必要の有無

(5)　物資の配分

調達された物資は、被害状況別、地区別、避難所別、世帯別に配分計画をたて、迅速かつ正確に実施する。

(6)　物資の輸送

輸送は、原則として調達先の車両を充てるものとするが、それが困難なときは、運送業者のトラックを確保するほか、本章第９節「輸送計画」の定めるところにより輸送措置を講ずる。

また、輸送に当たっては、次の点に留意すること。

ア　原則として車両輸送とすること。

イ　車両輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期すること。

ウ　輸送物資を引き渡すときは、「災害救助用物資引渡書」を作成し、授受を明確にすること。

(7)　生活必需品等の確保

市及び各商工会は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対しその取扱う物資を適正な価格で供給するよう要請する。

3　生活必需品等の配布

(1)　実施担当班長（所属長）は、避難所等の状況を把握し支給計画を作成する。

(2)　実施担当班長（所属長）は、避難者数を正確に把握し、不足や重複が生じないよう常に公平な配分に努めるものとする。

なお、配分にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者へ優先的に配分する。

(3)　実施担当班長（所属長）は、在宅の高齢者・障害者等で、収容避難所に出向くことの困難な者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配分に努めるものとする。

4　生活必需品等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の生活必需品等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

5　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　救助実施記録日計票（災害救助法第８号様式）

(2)　被服、寝具その他生活必需品の給与費（災害救助法第 13 号様式）

(3)　支払関係証拠書類

(4)　生活必需品受払簿［災害様式５］

(5)　生活必需品受領書［災害様式９］

6　災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、生活必需品等の給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表に定める基準等を適用する。

第 20 節　　要配慮者の応急対策

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にあることから、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等の協力を得て安否確認及び避難体制を確立するほか、避難生活状況の確認体制を確保し、災害時の安全対策について次のとおり定める。

1　実施担当班（課）

(1)　被災者名簿作成等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市民生活課	戸　籍　係	1　被災者の名簿作成に関すること。 2　市登録外国人被災者の名簿作成に関すること。 3　行方不明者の名簿作成に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	－	

(2)　要配慮者対策に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	班（室）	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進室 〃	地域福祉係 高齢福祉係 健康増進係 保　健　係	1　避難行動要支援者名簿登録者の被災調査及び救護・相談に関すること。 2　乳幼児、妊産婦、外国人の被災調査及び救護・相談に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	－	

2　実施要領

(1)　災害情報の伝達

本章第 6 節「広報計画」によるもののほか、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等の協力を得て直接訪問し、災害情報の的確な伝達に努める。

(2)　自主防災組織等の協力

災害発生時においては、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等は協力して要配慮者の安全確保に努める。

(3)　避難・救護対策

ア　安否確認

実施担当班長（所属長）は、災害発生により、あらかじめ登録された避難行動要支援者に対し、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等を通じ安否の確認を行う。

また、各実施担当班（課）と連携し、要配慮者の避難状況を確認する。なお、要配慮者の把握は、発災後 48 時間以内に把握できるよう努める。

イ　避難及び救護

実施担当班長（所属長）は、災害により避難が必要となった場合において、あらかじめ登録された避難行動要支援者に対し、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等の協力を得て、担架等による避難及び救護を行う。

(4)　被災した要配慮者の措置

実施担当班長（所属長）は、被災した要配慮者の措置について、避難所での支援、施設への緊急入所、自宅への支援、身内による引取り等連絡調整にあたる。

また、適切な支援ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活支援及び健康の管理にあたる。

3　避難所においての要配慮者への対策

(1)　実態把握

実施担当班長（所属長）は、要配慮者を対象とした実態調査を実施し、実態を速やかに把握するよう努める。

(2)　健康状態の把握

実施担当班長（所属長）は、実態調査により把握した高齢者や障害者等を対象として健康調査を実施する。

(3)　医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談の実施

実態調査により把握した要配慮者に対しては、医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。

(4)　避難生活状況の確認及び相談指導の実施

実施担当班長（所属長）は、保健所長が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設等を定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活支援及び健康の管理にあたる。

(5)　情報機器等の設置

聴覚障害者や視覚障害者等の避難している避難所に対して、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビやファックス、ラジオ等の機器を設置するよう努める。

(6)　手話奉仕員等の派遣

実態調査により手話通訳等を必要とする収容避難所に対しては、ボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を体制が整い次第、派遣する。

(7)　障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等

実施担当班長（所属長）は、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障害者やその家族等からの申し出により速やかに対応するものとする。

(8)　二次避難所への搬送

健康調査の結果、収容避難所での生活が困難な要配慮者については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院等に緊急一時入所や緊急入院のための搬送を実施する。

4　社会福祉施設等が行う対策

(1)　施設への事前避難

風水害等の災害が発生するおそれがあるために避難の勧告・指示が出された場合、施設長は直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行うものとする。

ア　安否確認と安全確認

施設長は、直ちに防災活動隊を編成し職員による入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努める。

また、救護が必要な人を発見した場合は、直ちに救護活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。なお、状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置を取るものとする。

イ　避難場所の確保と避難誘導

施設長は、避難場所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適正な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。

特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域住民や自主防災組織の協力が得られるように努める。

ウ　被災報告等

施設長は、入所者の安否や所在及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。

また、保護者とも連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

エ　緊急入所の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。

また、受入施設におけるマンパワーの確保に努める。

(2)　高齢者、障害者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設長は、実施担当班長（所属長）から収容避難所や自宅での生活が困難となった高齢者や障害者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障害者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受け入れを行う。

(3)　施設設備の開放

施設長は、災害時に浴室や食堂、医務室等、利用可能な施設設備を地域住民に開放するものとする。

5　施設が使用不能となった場合の対応

施設長は、災害時に施設設備が使用不能となった場合、入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設へ移送または保護者等の同意を得て自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡し、再開までの間、自宅学習とする。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

６　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　従事者名簿［災害様式３］
(2)　日記［災害様式４］
(3)　生活必需品受払簿［災害様式５］
(4)　避難収容者名簿［災害様式６］
(5)　食品給与簿［災害様式７］
(6)　食品、飲料水受払簿［災害様式８］
(7)　生活必需品受領書［災害様式９］
(8)　災害時要援護者名簿（災害救助法第６号様式）
(9)　支払関係証拠書類

第 21 節　　文教施設等における応急対策

災害が発生した場合に学校を始めとする文教施設等における園児、児童・生徒、教職員、入館者及び文教施設利用者等の安全確保及び教育活動の再開のほか、施設災害等に対する迅速な対応について次のとおり定める。

1　実施担当班（課）

(1)　教育施設に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	学校教育課	総　務　係 施　設　係 学事指導係 学校給食係	1　教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　学校給食に関すること。 3　児童及び生徒の避難に関すること。 4　児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 5　応急教育に関すること。 6　学用品の給与に関すること。 7　幼稚園児の安全確保に関すること。
災害対策本部設　置　後	学校教育班	―	

(2)　社会体育施設等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会教育課	社会教育係 社会体育係	1　社会体育施設、社会教育施設及び文化施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　施設利用者の安全確保に関すること。
災害対策本部設　置　後	社会教育班	―	

(3)　文化財に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	世界遺産推進課	調査係 文化財室	文化財の被害調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

(4)　保育園に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	子ども若者課	園児支援係	保育園児の安全確保に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

2　学校教育施設の対策

災害発生時の安全確保

(1)　在校時の場合

児童・生徒が在校している時に災害が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

ア　発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童・生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

イ　避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認のうえ、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

ウ　安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助にあたる。また、把握した状況を全教職員に周知するとともに、児童・生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

エ　下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認及び保護者への連絡を行うとともに、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保するものとする。下校に際しては、事故の無いないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添うこととする。

ただし、保護者への連絡が出来ない場合又は帰宅しても保護者がいない場合は、保護者が引き取りにくるまで学校で保護するものとする。

(2)　登下校時の場合

児童・生徒の登下校時に災害が発生した場合、校長は、校内にいる児童・生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童・生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童・生徒は、家庭への確実な引き渡しを行う。

(3)　学校にいない場合

ア　教職員の対応

教職員は、直ちに勤務校に参集する。

ただし、交通事情等により勤務校に参集できない教職員は、最寄の参集可能な学校に参集する。

イ　被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒に連絡する。

3　被害状況調査及び復旧

実施担当班長（所属長）は、次の事項を実施する。

(1)　教育施設の被害状況の調査及び安全点検の実施

(2)　応急教育を実施し得るよう被害を受けた教育施設の応急復旧の実施

(3)　関係書類の整備

ア　災害応急対策従事者名簿［災害様式２］

イ　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

ウ　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

エ　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

オ　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

カ　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

キ　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

ク　災害情報指示伝票［災害様式 17］

ケ　応急復旧のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）

コ　支払関係証拠書類

4　避難所の開設、運営への協力

校長等は、市長から指示があったとき、または近隣住民等が学校に避難してきたときは原則として体育館を避難所として開放し、その運営に積極的に協力するものとする。

(1)　教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行なう。

ア　校　長　　施設管理者として､自主防災組織の代表と連携して避難所運営を支援する。

イ　教頭・教諭　校長の指揮の下で避難者の対応等、避難所運営を支援する。

ウ　養護教諭　　学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

エ　栄養職員等　学校の調理施設を利用した炊出しに協力する。

オ　事務職員等　行政当局との情報連絡、学校施設のライフラインの確保にあたる。

(2)　校舎等を避難場所として使用するときの注意

ア　校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には入室させない。

イ　老人、妊婦、乳幼児等の要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

ウ　障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市役所に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

５　臨時休校等

(1)　実施担当班長（所属長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童・生徒の早退等の措置を校長へ指示する。

(2)　校長の措置

ア　臨時休校の指示を受けた場合

校長は、臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童・生徒、保護者、学校関係者に周知する。

イ　早退等の指示を受けた場合

校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者、学校関係者に周知するとともに、児童・生徒を安全に保護者に引き渡す。

ウ　校長の判断による場合

校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて学校長の判断で臨時休校、早退等の措置を講じる。ただし、周知、保護者への引き渡しは、上記の定めによる。

６　避難

(1)　避難の措置

ア　実施担当班長（所属長）は、災害が発生するおそれがある場合で児童・生徒に被災の危険が切迫していると認めるとき又は災害が発生したときで児童・生徒が在校しているときは、校長に児童・生徒の避難の指示を行う。

イ　実施担当班長（所属長）は、災害の状況により校長に避難先の指示を行う。

(2)　校長の措置

ア　避難の指示を受けた場合

校長は、教職員の誘導によって、児童・生徒を校庭等に安全に避難させる。

イ　避難先の指示を受けた場合

校長は、地域住民に協力を求め、教職員の誘導によって児童・生徒を安全に避難させる。

ウ　校長の判断による場合

校長は、上記に定める実施担当班長（所属長）の指示による措置のほか、災害の状況により、自らの判断で上記に準じて児童・生徒の安全な避難を実施する。

エ　避難終了後の措置

校長は、避難の終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童・生徒を保護者に安全に引き渡す。

オ　学校災害対策本部の設置

校長は、災害発生状況等により必要に応じて、学校災害対策本部を設置する。

学校災害対策本部は、概ね、統括(校長、教頭等)、情報連絡係、巡視係、消火係、救助係、搬出係、誘導係、収容避難所支援係(収容避難所となった場合に限る。)等で構成されるが、被害状況等に応じて弾力的に組み替えて組織する。

7　応急教育の実施

実施担当班長（所属長）は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し、応急教育の実施を校長に指示する。

(1)　学校施設の確保

ア　応急教育予定場所の設置

学校が被害を受けた場合の応急教育予定場所は、次のとおりとする。

(ｱ)　応急的な修理で使用できる場合は、当該施設の応急処置を行い使用する。

(ｲ)　学校の一部が使用できない程度の場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用し、不足する場合は、２部授業を行う。

(ｳ)　校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合は、公民館等公共施設を利用する。

(ｴ)　特定の地域が全体的に被害を受けた場合は、市民が避難した先の最寄りの学校、被災していない公民館等の公共施設を利用する。

イ　他施設の利用

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとする。

(ｱ)　市内の施設利用の場合

市において、関係者と協議のうえ行う。

(ｲ)　県教育事務所管内の他市町村施設利用の場合

実施担当班長(所属長)は、下越教育事務所長に対して施設利用のあっせんを求める。

ウ　あっせんの手続

あっせんを求める場合は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　あっせんを求める学校名

(ｲ)　予定施設名又は施設種別

(ｳ)　授業予定人数及び室数

(ｴ)　予定期間

(ｵ)　その他参考事項

(2)　応急仮設教室の建設

実施担当班長（所属長）は、学校施設の被害の状況により、学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。

(3)　教職員の確保

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合は、次により措置する。

ア　欠員が少数である場合は、学校内において調整し、授業に支障のないようにする。

イ　学校内で解決できないときは、校長は実施担当班長（所属長）に教職員派遣の応援を求める。

ウ　校長より応援を求められた実施担当班長（所属長）は、下越教育事務所長を経由して県教育委員会に教職員の派遣についての指示を求める。

応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　応援を求める学校名

(ｲ)　授業予定場所

(ｳ)　教科別（中学校の場合）派遣要請人員

(ｴ)　派遣要請予定期間

(ｵ)　派遣要請職員の宿舎等

(ｶ)　その他参考事項

(4)　応急教育の方法

災害に伴う被害により授業が不可能なときは、休校とする。

ただし、正規の授業が困難であっても、速やかな応急授業の実施に努める。

なお、応急教育の実施は、次の事項に留意して行う。

ア　特に精神の安定と保健及び安全に努める。

イ　教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないよう考慮する。

ウ　教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育の方法に留意する。

エ　通学道路等の被害状況に応じ、危険防止の指導に努める。

オ　学校が避難所に利用される場合は、避難者に対して学校運営の支障とならないよう指導する。

カ　授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講じて徹底する。

キ　授業の不可能な期間が長期に渡るときは、学校と児童・生徒との連絡方法、組織（子供会等）の整備を図る。

ク　校長は、教育委員会と協議のうえ、次のような応急教育を実施する。

(ｱ)　短縮授業

(ｲ)　合併授業

(ｳ)　二部授業

(ｴ)　分散授業

(ｵ)　複式授業

(ｶ)　前記の併用授業

８　児童・生徒のこころのケア対策

(1)　県の責務

ア　災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

イ　被災市の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を県臨床心理士を派遣し実施する。

ウ　災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(2)　市の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速・確実に各学校へ通知する。

また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

保育園や家庭児童相談室等、児童に関する施設・相談窓口では、こころのケアに十分に配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら、適切な対策を実施する。

(3)　下越教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

(4)　学校の責務

ア　「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童・生徒への説明、保護者への説明会を実施する。

イ　カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施

ウ　教員による児童・生徒への早期カウンセリングの実施

９　学用品の支給

(1)　対象者

学用品の支給対象者は、災害のため、住家の全半壊（焼）、流出又は床上浸水を被り就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある児童・生徒とする。

(2)　対象者の把握

校長は支給対象者の確実な学年別人員数等必要な事項を把握する。

(3)　学用品の調達

実施担当班長（所属長）は、校長の報告に基づき、必要な学用品を調達する。

(4)　学用品の支給

学用品は、学校を通じて支給対象者に支給する。

(5)　学用品の範囲

学用品の範囲は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

(6)　費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品は県の定める額を限度とする。

(7)　支給完了期限

教科書及び教材は災害発生の日から１ヵ月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から 15 日以内に支給を完了するものとする。

10　学校給食の応急対策

実施担当班長（所属長）は、次の点に留意して応急給食を実施する。

(1)　平常の給食が実施できない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するよう努めること。

(2)　原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、実施担当班長（所属長）は県に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施すること。

(3)　学校が避難場所として使用され、給食施設が被災者用炊出し施設に利用される場合は、被災者用炊出しの実施に努めること。

(4)　実施担当班長（所属長）は、被災による経済的理由等により給食費の支払が困難であると認められる児童・生徒については、調査の上、県に報告すること。

(5)　学校給食の措置

ア　児童・生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。

(ｱ)　伝染病その他の危険の発生が予想される場合

(ｲ)　災害により、給食食材の入手困難な場合

(ｳ)　給食施設が被災し、実施が不可能となった場合

(ｴ)　避難所となった学校において、食料供給上の緊急措置として、学校給食施設で炊出しを実施する場合

(ｵ)　その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

イ　学校施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとるものとする。

(ｱ)　給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開に合わせて学校給食が実施できるよう努める。

(ｲ)　被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は､状況に応じて簡易給食を実施する。

(ｳ)　完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、保健管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施する。

11　学校保健安全対策

実施担当班長（所属長）は、災害時における児童・生徒の保健及び安全の確保に当たっては、次の事項に留意する。

(1)　欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

(2)　学校内において、伝染病又は食中毒が発生した場合は、保健所に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な処置をとるとともに、その旨を県知事に報告する。

(3)　学校内及び通学中における事故防止について万全を期する。

(4)　児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。

(5)　防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。

(6)　飲料水の水質検査を実施する。

(7)　校舎消毒用薬品の確保を図る。

(8)　し尿及び汚物の処理を行う。

12　社会体育施設等における応急対策

(1)　社会体育施設、社会教育施設及び文化施設の対策

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全な措置を講ずる。

また、実施担当班長（所属長）は、被災時においては公民館、体育館等の施設が災害応急対策のため、特に避難所等に利用される場合が多いので、被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等速やかに適宜の処置を行う。

(2) 整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア 災害応急対策従事者名簿［災害様式２］
イ 被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］
ウ 被害状況調書一覧表［災害様式 12］
エ 被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］
オ 災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］
カ 災害応急対策活動状況［災害様式 15］
キ 被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］
ク 災害情報指示伝票［災害様式 17］
ケ 応急復旧のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
コ 支払関係証拠書類

13 文化財における応急対策

(1) 文化財対策

ア 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は消防本部へ通報するとともに、速やかに実施担当班長（所属長）に対して被災状況を報告する。

イ 実施担当班長（所属長）は、「ア」の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、県教育長に被災状況を報告する。

(2) 整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア 災害応急対策従事者名簿［災害様式２］
イ 被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］
ウ 被害状況調書一覧表［災害様式 12］
エ 被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］
オ 災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］
カ 災害応急対策活動状況［災害様式 15］
キ 被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］
ク 災害情報指示伝票［災害様式 17］
ケ 応急復旧のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
コ 支払関係証拠書類

14 幼稚園・保育園における措置

(1) 臨時休園等

ア 実施担当班長（所属長）は、臨時休園、早退等の措置を園長に指示する。

イ　園長は、臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ　園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、園児を安全に保護者に引き渡す。

(2)　避難

ア　実施担当班長（所属長）は、園長に園児の避難と避難先の指示を行う。

イ　園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を安全に指定避難場所へ避難させる。

ウ　園長は、実施担当班長（所属長）の指示による措置のほか、災害の状況により、園長の判断で上記に準じて、園児の安全な避難を実施する。

(3)　避難終了後の措置

園長は、避難の終了後、災害の状況により園児を保護者に安全に引き渡す。

(4)　被害状況調査及び復旧

実施担当班長（所属長）は、保育園の被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施し得るよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

(5)　応急保育

実施担当班長（所属長）は、災害の規模、施設の被害の程度を把握した上で、園児の安全を確保して応急保育を実施する。

(6)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　災害応急対策従事者名簿［災害様式２］

イ　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

ウ　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

エ　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

オ　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

カ　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

キ　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

ク　災害情報指示伝票［災害様式 17］

ケ　応急復旧のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）

コ　支払関係証拠書類

15　幼稚園、保育園応急対策

市長は、幼稚園、保育園の応急対策について、その要請に応じ協力する。

第 22 節　　障害物の処理計画

災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、市場等）及び防災備蓄拠点（防災倉庫等）とを連絡する緊急交通路を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、次のとおり定める。

１　実施担当班（課）

(1)　市長は、被災者の日常生活に直接障害となっている障害物及び緊急輸送の確保、航路の確保並びに災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去を行うものとする。

(2)　道路、河川、港湾の管理者は、当該管理に属する施設に対する障害物の除去を行う。

(3)　障害物の処理に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管　理　係	１　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 ２　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 ３　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 ４　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	－	

２　被災地における障害物の情報収集

実施担当班長（所属長）は、救命・救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路、河川、港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、障害物除去を実施する。

３　障害物除去用施設、設備及び機材の確保

(1)　実施担当班長（所属長）は、障害物除去に必要な施設、設備及び機材の確保に努め、災害時に迅速に活用し得るように配置し、保管する。

(2)　実施担当班長（所属長）は、前項により確保した施設等で応急対策に不足をきたした場合、障害物除去用施設等の所有者、管理者、占有者で権限を有する者から必要な施設等を調達できるよう必要な措置を講じておく。

４　各施設の障害物処理

(1)　道路関係障害物処理

ア　道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、路上障害物を除去する。

特にあらかじめ定められた緊急輸送道路については最優先に実施するものとする。

実施にあたっては、その管理区域の道路管理者の指示のもとに行うものとする。

イ　緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、本章第 10 節「警備・保安及び交通規制計画」によるものとする。

(2)　河川・港湾関係障害物除去

河川管理者・港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域・港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等に努めるものとする。

(3)　建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は実施担当班（課）が主体となり除去するものとする。

5　障害物の集積場所

(1)　障害物の集積場所は、一時的には、市管理の空地等とする。

(2)　実施担当班長（所属長）は、災害発生後において集積場所が不足するときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の定めるところにより他人の土地を一時使用して措置する。

6　実施方法

(1)　実施担当班長（所属長）は、消防本部等へ依頼し、所属の職員、消防団員、地元住民等をもって障害物除去チームを編成し、所属の施設等を活用して障害物を除去する。

(2)　障害物の除去は、次に掲げる障害物を優先して行う。

ア　被災地域住民の日常生活に直接の障害となっている障害物

イ　災害応急対策の実施の障害となっている障害物

ウ　放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

(3)　障害物除去の対象戸数は、原則として、半壊又は床上浸水世帯数の 15%以内とする。

(4)　実施担当班長（所属長）は、市の体制だけでは障害物の除去ができず、又は著しく困難なときは、統括調整班長（防災管財課長）を通じて県知事、島外の市町村長もしくは自衛隊に応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

応援を求め、又は応急措置の実施を要請するときは、次の事項を明示して行う。

ア　技術者及び労務者の種別及び人員

イ　施設、設備、機材数

ウ　期間

エ　場所・区間

オ　その他参考事項

7　障害物の処理

除去した障害物は、おおむね次の要領によって処理する。

なお、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

(1)　土砂、がれき

あらかじめ選定した集積場所のほか、市民の日常生活又は農耕、漁労その他の生産活動に支障がない場合は、埋立予定地等に埋没又は投棄する。

この場合において、汚水の浸透した土砂等の消毒は十分に行う。

(2)　竹木、家具、家財等の可燃物

漂着、流入して堆積し、又は破壊、残存している家具、家財及び竹木等の可燃物で所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の障害物で加工、修理しても使用し得ないと認められるものは、被災者対策班と協議して集積場所等に搬入する。

(3)　除去障害物の保管等

実施担当班長（所属長）は、障害物のうち加工、修理を加えて使用可能な工作物又は物件を除去したときは、災害対策基本法第 64 条第２項から第６項及び同法施行令第 25 条から第 27 条までに定めるところにより保管その他の措置をとる。

８　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　障害物の除去費（災害救助法第 24 号様式）

(2)　障害物除去のための工事関係証拠書類

(3)　支払関係証拠書類

第 23 節　　行方不明者、遺体の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画

市は、災害により行方不明者又は死亡者が発生した場合には、関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬の処置等を速やかに講じ、人心の安定を図る。

1　実施担当班（課）

(1)　実施責任者

ア　市長は、行方不明者、遺体の捜索及び遺体の処理、埋火葬を行う。

イ　行方不明者の捜索、遺体の検分等の警察上の措置は、所轄の警察署が行う。

(2)　行方不明者の名簿に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市民生活課	戸　籍　係	行方不明者の名簿作成に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

(3)　行方不明者捜索に係る実施担当班（署）

設置状況	班	署	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	消 防 本 部	各 消 防 署	行方不明者の捜索及び手配、収容活動に関すること。
災害対策本部設　置　後	消　防　班	各 消 防 署	

(4)　遺体に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	環境対策課	環境対策係	遺体の収容及び埋火葬に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

2　行方不明者の捜索

(1)　手配

実施担当班長（所属長）は、災害による行方不明者があるときは、その者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等を明らかにし、これが明らかでないときは、行方不明者数を明らかにして所轄の警察署、佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）その他防災関係機関等に手配する。併せて県知事に報告する。

(2) 捜索

ア 捜索チームの編成

実施担当班長並びに関係機関は、行方不明者があると認めたときは、その捜索、収容のため所属職員、消防団員、地元住民等を主体とする捜索チームを編成する。

イ 捜索の実施

(ｱ) 死者又は行方不明者があると認める地域を中心として、遺体の埋没、漂着の疑いのある場所を重点に組織的かつ綿密に捜索する。

(ｲ) 捜索は、警察官、捜索チーム員及び死者又は行方不明者の家族、知人、親戚の者（以下「家族等」という。）が相互に緊密に連絡して行う。

ウ 発見したときの措置

(ｱ) 発見時において生存しているときは、直ちに医療を受けさせる。

(ｲ) 遺体の状態が犯罪に関する疑いがあるときは、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の所在場所を保存する。

(ｳ) 捜索チームが遺体を発見し、又は家族等市民からの通報を受けたときは、直ちに警察官、海上保安官及び被災者対策班長に通知し、その後の処理について協議する。

(3) 整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア 救助実施記録日計票の種目別物資受払状況（災害救助法第８号様式）

イ 死体の捜索費（災害救助法第 22 号様式）

ウ 支払関係証拠書類

３ 遺体の処理

(1) 遺体安置所の設置

実施担当班長（所属長）は、災害によって多数の死者があり、遺体の発見場所で遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体安置所を設ける。

(2) 遺体安置所を設けるときの留意点

ア 病院、診療所、寺院、教会その他遺体の状態を公衆の目にさらさない施設又は場所を選ぶこと。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体処理作業に便利な場所を選ぶこと。

ウ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行える場所を選ぶこと。

(3) 遺体処理チームの設置

実施担当班長（所属長）は、災害による死者が多数あるときは、医師、看護師及びその助手数名をもって必要と認める数の遺体処理チームを設ける。

(4) 遺体の処理、収容

実施担当班長（所属長）は、遺体の処理、収容については、医師会の協力を得て次により行う。

ア 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。

イ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(ｱ) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(ｲ)　遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため埋葬が追いつかない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設を利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に安置し、埋葬等の処理をするまで一事保存する。

(ｳ)　遺品等のある場合には、整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。

(ｴ)　身元が判明し、引取人があるときは、これを引き渡す。

ウ　身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。

(ｱ)　警察より遺体の引き渡しを受けた後、遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、新潟県トラック協会佐渡支部に車両の手配をするよう県に要請する。

(ｲ)　寺院、公共施設等から遺体安置所を選定し、遺体の一時保存及び火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を管理する。

(ｳ)　発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。

(ｴ)　遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区及び医師会等と協力して行う。

(ｵ)　遺体の腐敗を防止するため､斎場等に棺やドライアイス等の手配をするよう要請する。なお、棺やドライアイス等が不足する場合、県を通じて新潟県葬祭業協同組合に手配する。

(5)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　遺体の処理費（災害救助法第 23 号様式）

イ　支払関係証拠書類

4　遺体の埋葬

実施担当班長（所属長）は、災害時の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として、埋葬を行う。

(1)　埋葬の方法

実施担当班長（所属長）は遺体を霊柩車により搬送し、遺体を火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって遺体の埋葬を行う。

なお、埋葬に当たっては、埋葬台帳を作成し、次の点に留意する。

ア　身元不明の遺体については、県警察本部（所轄の警察署）その他の関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ　被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

ウ　霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合等に手配するよう県に要請する。

エ　死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(2)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　埋葬費（災害救助法第 21 号様式）

イ　支払関係証拠書類

５　応援要請

(1)　実施担当班長（所属長）は、所属の職員及び施設、設備、物資等をもってしても、遺体の処理について必要な業務を行うことが困難であると認めるときは、統括調整班長（防災管財課長）を通じて県又は他の市町村に応援を求める。

(2)　県又は他の市町村に応援を求めるときは、次の事項を明らかにして行う。

ア　遺体処理実施場所

イ　対象人員概数

ウ　設備施設の状況

エ　応援を求める職種別人員

オ　応援を求める物資等の種別及び数量

カ　処理期間

キ　その他参考事項

第 24 節　　愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

新潟県では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し､飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

1　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	環境対策課	環境対策係	関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

2　飼い主の役割

(1)　愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

(2)　愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3　市の役割

(1)　市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

(2)　避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

(3)　避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

4　県の役割

(1)　ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(2)　危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(3)　動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(4)　各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。

(5)　避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(6)　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
(7)　必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

５　公益社団法人新潟県獣医師会の役割

(1)　県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
(2)　緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

６　一般社団法人新潟県動物愛護協会の役割

(1)　県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
(2)　必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

７　動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

(1)　ペットフード等支援物資の提供
　避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。
(2)　動物の保護
　県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物及び被災地に残された動物の保護を行う。
(3)　相談窓口の開設
　被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
(4)　動物の一時預かり
　被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。
(5)　飼い主さがし
　被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
(6)　仮設住宅での動物飼育支援
　仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
(7)　被災動物の健康管理支援
　被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
(8)　ボランティア及び募金の受付・調整・運営
　ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。
　また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

８　組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の３者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。

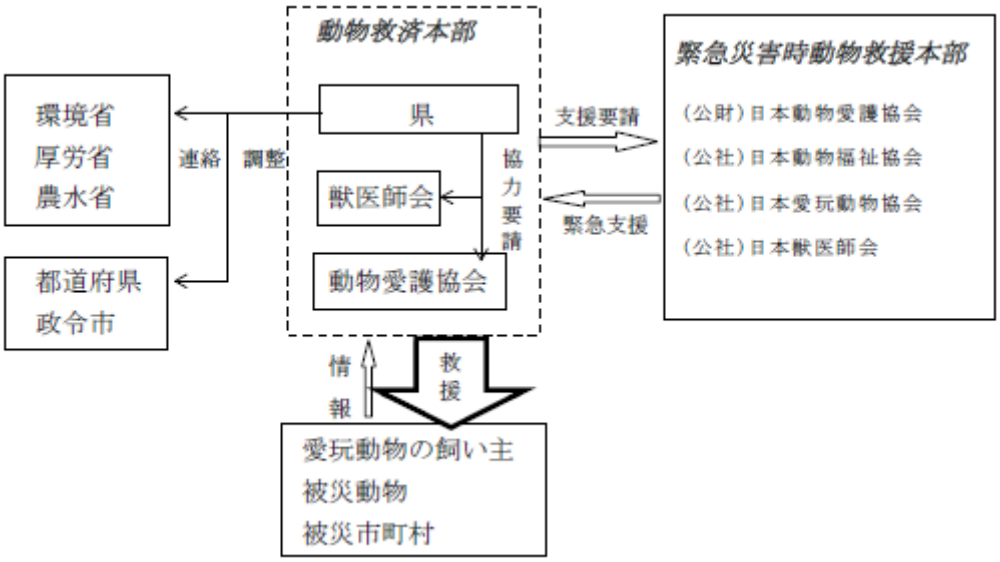

９　業務体系

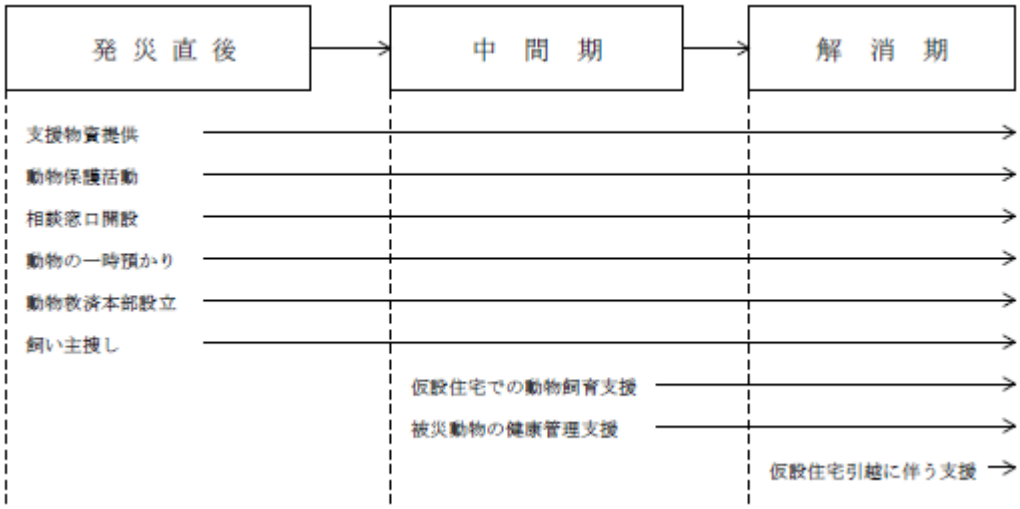

第 25 節　　放送施設応急対策

市は、佐渡市ケーブルテレビ「コミュニティネットワーク佐渡」（以下「ＣＮＳ」という。）の災害に対する迅速な対応について次のとおりとする。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	総　務　課	広報戦略室	災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	－	

２　ＣＮＳの役割

ＣＮＳは、平常時においては地域に密着したきめ細かな生活情報、行政情報等を放送しており、地域に住む人々が豊かに安全に暮らせるための情報提供をめざしている。

災害発生時においては、被災地及び被災住民などに対する情報の提供等ＣＮＳの果たす役割は、極めて重要である。

このため、ＣＮＳは放送実施体制の確保及び応急復旧体制の確立などの対策を速やかに実施し、放送の確保に努める。

また、民間ＣＡＴＶ局の㈱佐渡テレビジョンと協力、連携し広域的放送体制を取るものとする。

３　放送の実施

(1)　ＣＮＳは、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、局において緊急に臨時の放送体制を確保する。

(2)　災害情報の伝達は、災害時の混乱を未然に防ぐための流言飛語の防止、正確かつ迅速な情報の提供など極めて重要なことから、報道体制の確保に努め、地域住民に対し、速やかな事態に即応した情報の伝達に努める。

(3)　災害情報の収集に際しては、コミュニティ放送の意義から地域に密着した情報の収集に努め、市及び防災関係機関と密接な連絡をとるものとする。

(4)　災害放送の主な内容は、次のとおりとする。

ア　災害情報の詳細
イ　津波情報
ウ　市及び防災関係機関からの依頼事項
エ　被害状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の崩壊など）
オ　道路交通情報
カ　交通機関の運行状況
キ　電気、ガス、水道、電話などのライフラインの状況
ク　学校、病院、商店などの状況
ケ　安否情報

4　緊急放送の要請

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規程により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

(1)　緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、市民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民への緊急の避難呼びかけとする。

(2)　全県波放送局の連絡先

機関名	電話	FAX
ＮＨＫ	025-265-1141	025-265-1145
ＢＳＮ	025-267-3469	025-267-4410
ＮＳＴ	025-249-8900	025-241-7602
ＴｅＮＹ	025-283-8152	025-283-8159
ＵＸ新潟ＴＶ２１	025-223-7009	025-223-8628
ＦＭ新潟	025-246-2314	025-245-3399
ＦＭＰＯＲＴ	025-246-5190	025-246-5185

(3)　その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示(緊急)の発令及び解除並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。

5　施設の応急措置

災害による放送施設の損壊又は故障のため放送障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに放送を維持する措置をとる。

故障規模が大きく放送障害時間が長時間にわたることが予想される場合は、保守業者又はメーカーに応援を求める。

第 26 節　　公衆通信施設応急対策

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	ライフライン（電力及び電話施設）の被害状況調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	－	

２　公衆通信施設（ＮＴＴ東日本）応急対策フロー図

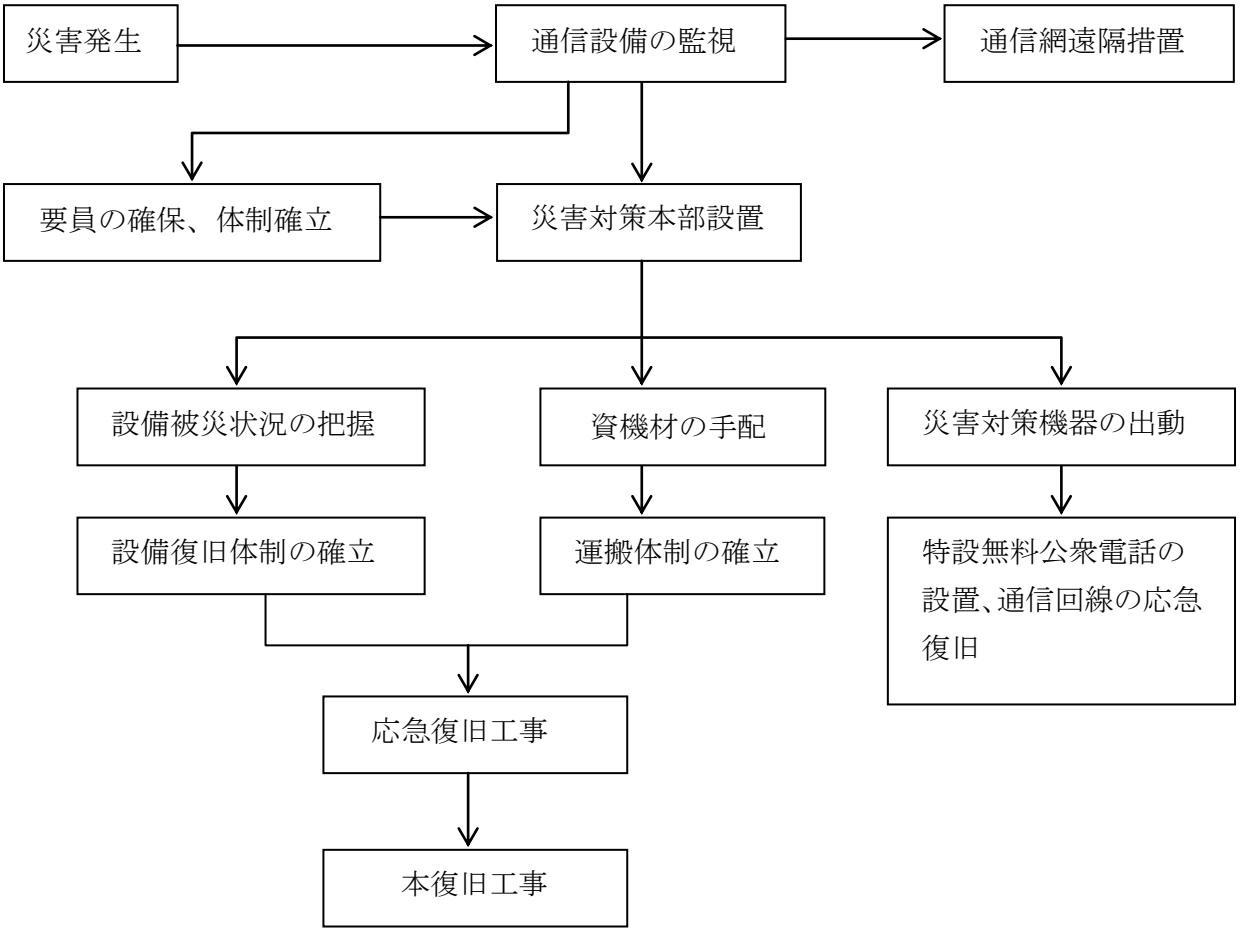

３　応急対策

(1)　被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

市内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳(ふくそう)による規制、トーキ挿入措置等を行う。

(2)　災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、㈱ＮＴＴ東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　災害対策本部

(3)　設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(4)　被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ　被害の詳細調査について、車両での通行は困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5)　災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア　孤立防止対策用衛星電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧ケーブル

オ　ポータブル衛星車

カ　その他応急復旧用諸装置

(6)　復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、㈱ＮＴＴ東日本新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7)　災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１の提供

災害発生時、及び災害の発生により被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳(ふくそう)）になった場合、災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１の利用を可能とする。

4　復旧計画

(1)　応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2)　復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

復旧順位	重要通信を確保する機関
第１	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3)　本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全て滅失した場合に復旧工事を実施する。

５　利用者への広報

㈱ＮＴＴ東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

(1)　災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
(2)　通信の途絶または、利用制限をした理由及び状況
(3)　特設無料公衆電話設置場所の周知
(4)　市民に対して協力を要請する事項
(5)　災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１提供に関する事項
(6)　その他必要な事項

６　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本電信電話㈱の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1)　東日本電信電話㈱の応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、東日本電信電話㈱災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2)　全国の応援体制

東日本電信電話㈱災害対策本部は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ本社災害対策本部へ要請する。

第 27 節　　電力供給施設応急対策

電力供給機関は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から地域住民の安全を守るため被災箇所の迅速かつ的確な復旧を実施する。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	ライフライン（電力及び電話施設）の被害状況調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	－	

２　電力供給施設応急対策フロー図

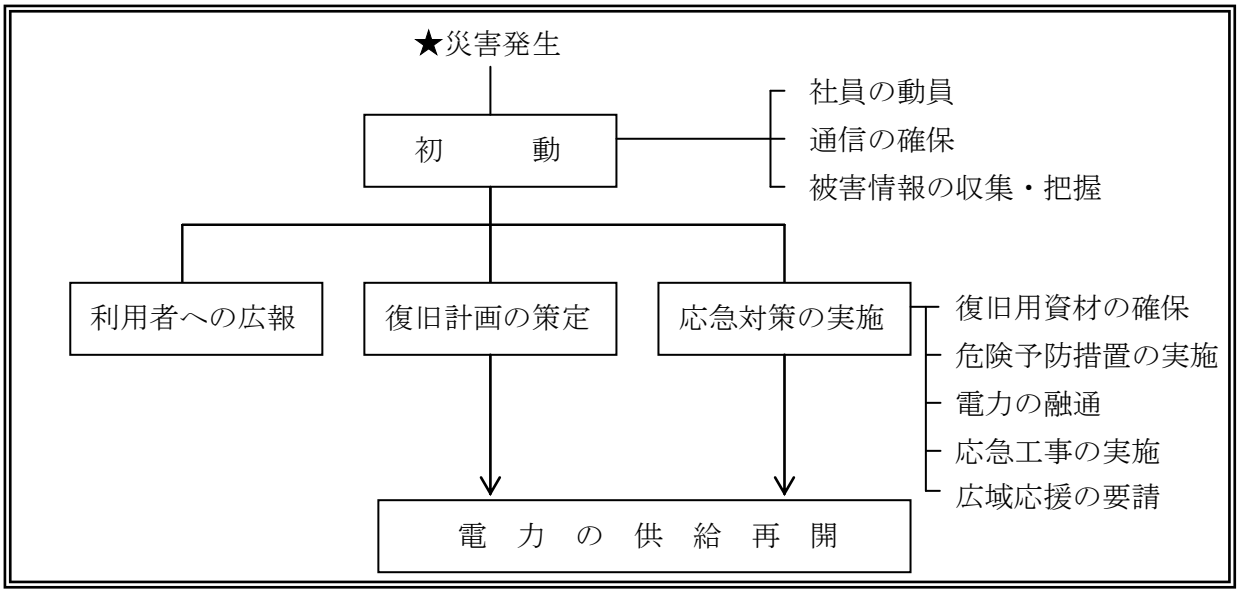

３　復旧活動体制の組織

(1)　被災時の組織体制

東北電力㈱は、災害が発生した時は非常災害本部（連絡室）を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

＜防災体制表＞

区　　分	非常事態の情勢
警　戒　体　制	一般災害発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第１非常体制	一般災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または災害が発生し、必要と認めた場合
第２非常体制	大規模な一般災害が発生し、第１非常体制での復旧が困難な場合

(2)　動員体制

ア　対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

イ　夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

ウ　被害が甚大で佐渡営業所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。

エ　復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3)　通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4)　被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡系統に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

4　応急対策

(1)　復旧資材の確保

ア　対策本部（連絡室）の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用の資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人員の確保及び資材運搬が困難な場合は、市災害対策本部並びに自衛隊に依頼して確保する。

(2)　災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市災害対策本部、警察、消防本部から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(3)　応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施する。

緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを使用して早期送電を行う。

5　復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には市、県、国の災害対策本部と連係し復旧計画を策定する。

６　利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電防止等について周知を図る。

また、緊急情報伝達システム、ＣＮＳ等へ積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

７　広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「中央電力協議会」における「非常災害時における復旧応援要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第 28 節　　ガス施設応急対策

災害発生後速やかに、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給の停止について関係機関と調整する。

供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	防災管財課	防災安全係	ガス施設の被害状況調査に関すること。
災害対策本部 設　置　後	総　務　班	―	

２　ＬＰガス供給施設応急対策フロー図

(1)　ガス漏洩、火災等の場合

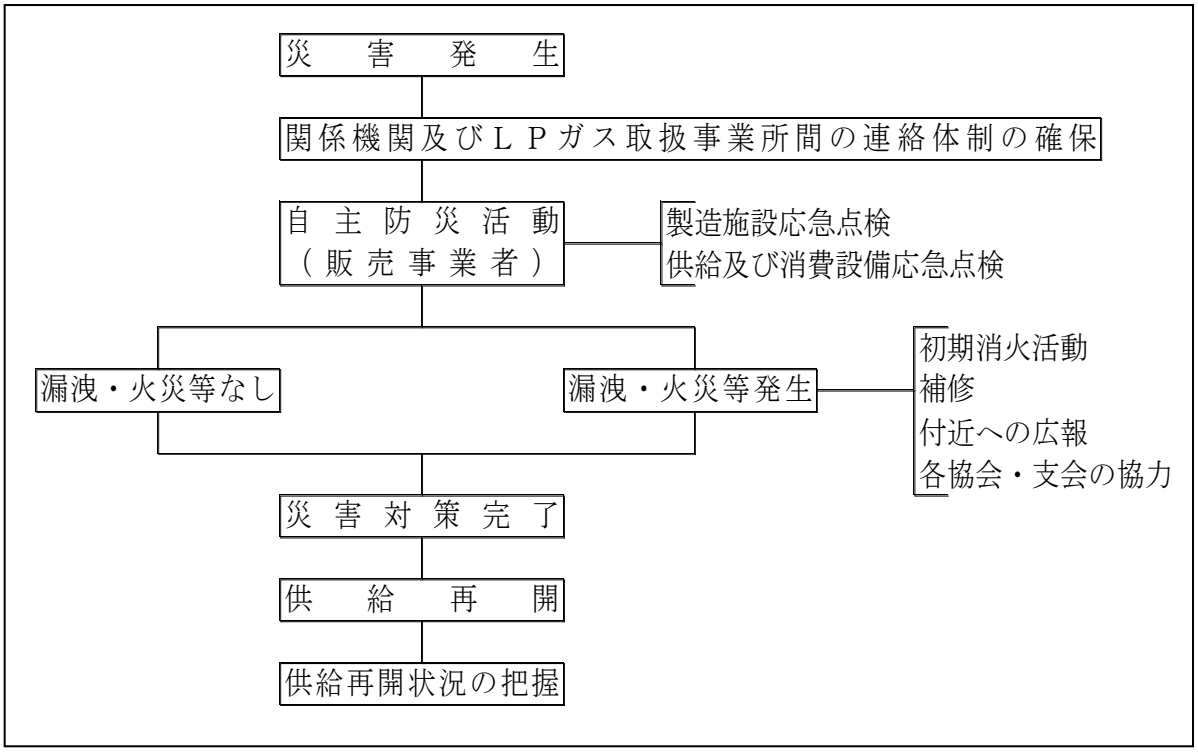

(2)　容器が流失した場合

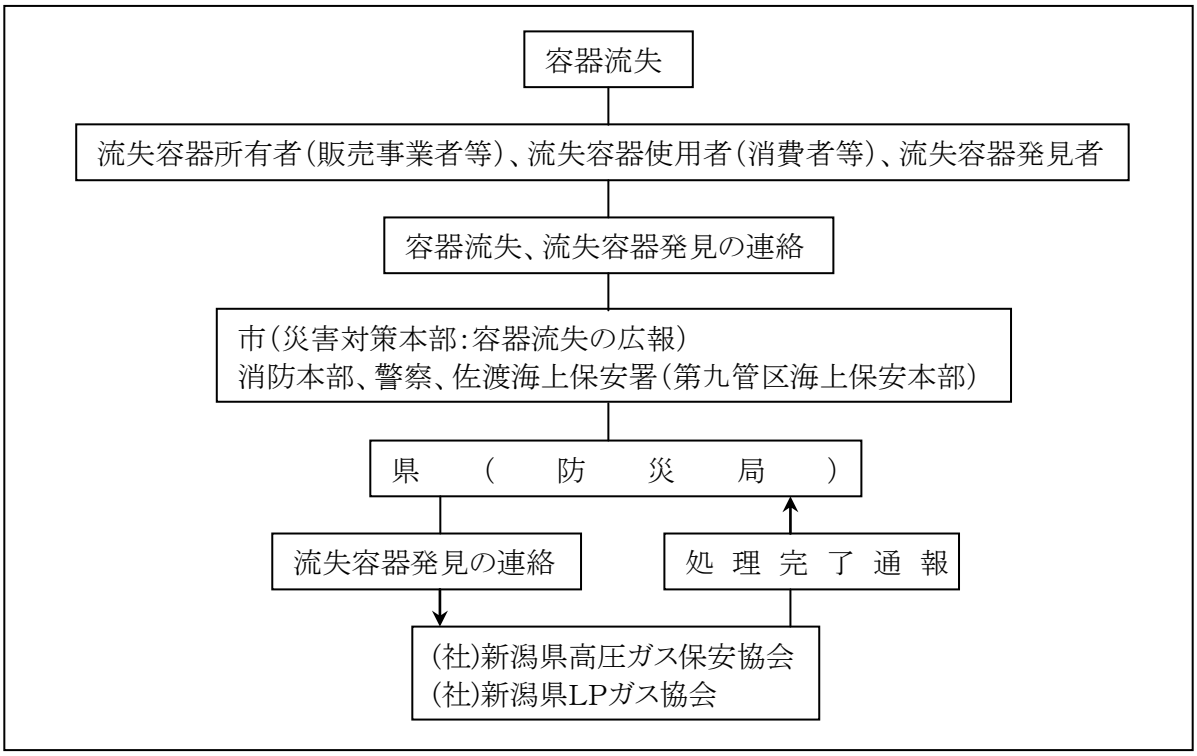

3　ＬＰガス供給施設応急対策

被災したＬＰガス供給施設については、当該消費者へガスを供給する販売事業者がそれぞれの施設の修復を行うものとし、次の措置をとる。

(1)　被害状況の把握

ＬＰガス取扱事業所及び関係機関相互の緊急連絡体制により、被害状況の把握に努める。

(2)　被災したＬＰガス充填施設及び販売施設への対応

ＬＰガス充填を行っている事業者は充填施設について、ＬＰガス販売事業所は販売施設(容器置場)を巡回してガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩や容器の流出等への対応を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行うこととする。

(3)　被災した一般消費者の供給設備及び消費設備への対応

ＬＰガス販売事業所は、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩や容器の流出等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。

(4)　高圧ガス関係協会の対応

ア　(社)新潟県ＬＰガス協会佐渡支部

各支会の取りまとめ、ＬＰガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、ＬＰガス販売事業者からの要請に対応する。

イ　(社)新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス製造事業者（ＬＰガス充填事業者）に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造事業者からの要請に対応する。

4　都市ガス施設応急対策フロー図

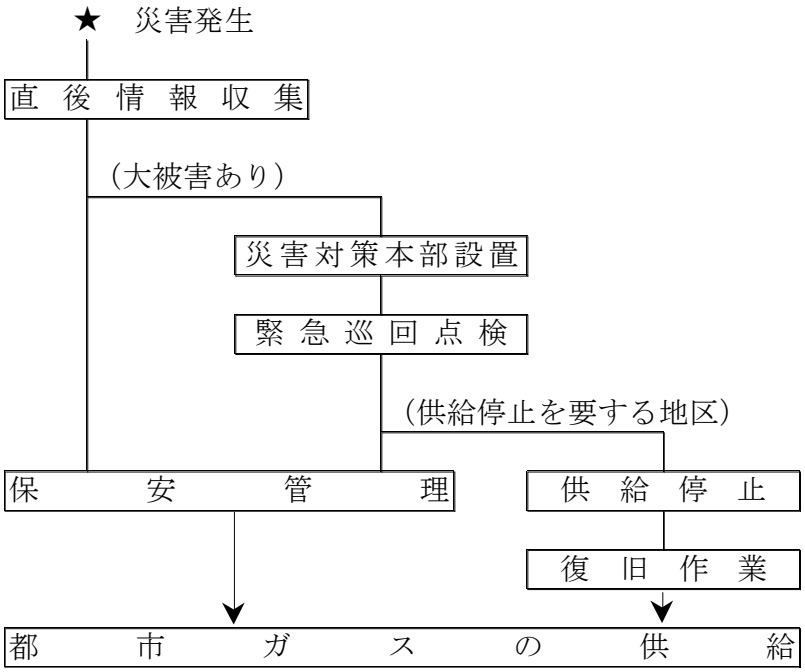

5　都市ガス供給施設応急対策

被災した都市ガス供給施設については、当該区域の供給を行うガス事業者が、それぞれ施設の応急修復を行うものとし、次の措置をとる。

(1)　被災した工場の復旧

電力設備、機械設備、ガスホルダーなどを点検し、損傷部分は早急に応急修理を施す。

電力、水道などの復旧は工場の運転に支障のないよう関係機関と連絡を密にする。

原料ガス受入れは、都市ガス供給の重要性を考慮して、日本ガス協会、新潟県ガス協会及び佐渡汽船(株)貨物部等にそれぞれ依頼し、原料輸送の優先的確保を図る。

(2)　導管の復旧及び需要家供給

ア　導管のガス漏れの有無を、ガス漏洩検知器、臭気により確認し、二次災害の防止を図る。

イ　修理要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏洩箇所は即刻ビニールテープなどによる応急修理を行い、速かに本修理を実施する。

ウ　導管よりの漏洩規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより当該区域を遮断するとともに、応急修理班を編成して直ちに復旧に当たるものとする。

ガスを遮断する場合は必ず使用者に通知する。

なお、緊急資材は常時これを倉庫に準備する。

エ　応急修理後も漏洩ガスによる二次災害防止のための巡回を実施し、特に橋りょう、河川の架管部を重点的に調査する。

オ　導管折損などのためにガス漏洩がはなはだしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては、市民の避難措置をとる。

カ　需要家の復旧順位は、原則として次による。

①病院　②学校・り災者収容施設　③新聞社、公共用　④一般需要家　⑤工業用、営業用

(3)　災害時情報収集

県内ガス事業者は、事故又は災害に際し個々に所轄官庁に速やかに連絡することはもちろん不測の事態をも考慮して相互連絡体制を整え、情報の収集並びに応援体制の確保に努める。

県内ガス事業者からの情報連絡系統は、下表のとおりであり、新潟県ガス協会（日本ガス協会関東中央部会の下部組織で、県内都市ガス事業者の協力団体）の事務局である北陸瓦斯株式会社本社がこれを集約する。

「日本ガス協会関東中央部会情報連絡系統表」

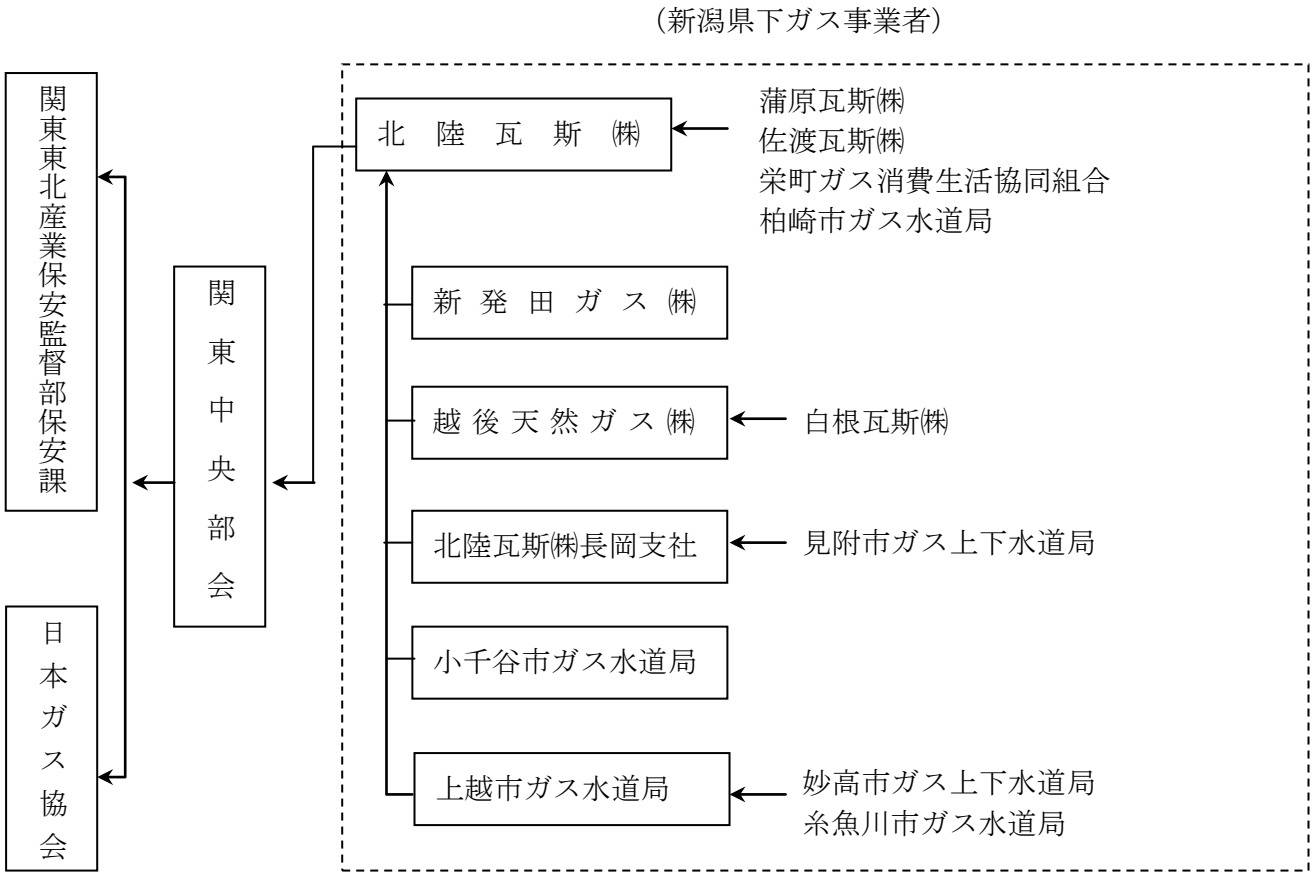

（注）上表のほか、各事業所は直接関東東北産業保安監督部保安課に報告するものとする。

(4)　災害時応援体制

応援体制は、地域内事業者に事故災害等があった場合は、日本ガス協会、新潟県ガス協会を中心に応援隊を組織する。

６　利用者に対する広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

(1)　ＬＰガス

ア　販売事業所の広報

充填設備及び販売施設の被災の状況により、法令に基づいて近隣の市民に対して広報を行うこととし、販売先の消費者にも供給施設及び消費施設の二次災害防止について広報を行うこととする。

なお、防災関係機関にも災害についての必要な広報を依頼するものとする。

イ　関係協会の広報

販売事業者からの災害情報について､防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

ウ　市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに付近住民に災害の状況、避難の必要性、応急対策の状況等及び二次災害の防止について関係機関と連絡を密にし、広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

(ｱ)　防災行政無線による広報

(ｲ)　報道機関への協力要請

(ｳ)　広報車による巡回

(ｴ)　戸別訪問によるチラシ配布

(ｵ)　諸官公署への協力要請

(2)　都市ガス

ア　広報の内容

(ｱ)　ガス供給停止地区

ａ　復旧の見通しとスケジュール

ｂ　復旧作業への協力依頼

(ｲ)　ガス供給継続地区

ａ　ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報

ｂ　ガスの安全使用周知

イ　広報の方法

(ｱ)　報道機関への協力要請

(ｲ)　広報車による巡回

(ｳ)　戸別訪問によるチラシ配布

(ｴ)　諸官公署への協力要請

７　緊急措置

(1)　関係機関との調整

佐渡市災害対策本部が設置されたときは、ガス施設等の保安措置を円滑、適切に行うよう関係機関と調整する。

(2)　施設の被害状況の調査

実施担当班長（所属長）は、災害並びにガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかにガス工作物の被害状況を把握する。

(3)　供給停止等の周知

市は、調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域について、供給ガス事業者がガスの供給を停止した場合等、この広報に協力する。

(4)　代替燃料の確保

市は、ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料を供給する。

第 29 節　　給水・上水道施設応急対策

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要なことである。

被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、耐震貯水槽及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

1　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	上下水道課	水道総務係 業　務　係 水道維持管理係 水道工務係	1　水道施設に係る被害調査及び応急復旧に関すること。 2　応急給水に関すること。 3　取水、導水、送水及び配水の総合的な計画立案に関すること。
災害対策本部設　置　後	上下水道班	－	

2　給水・水道施設応急対策フロー図

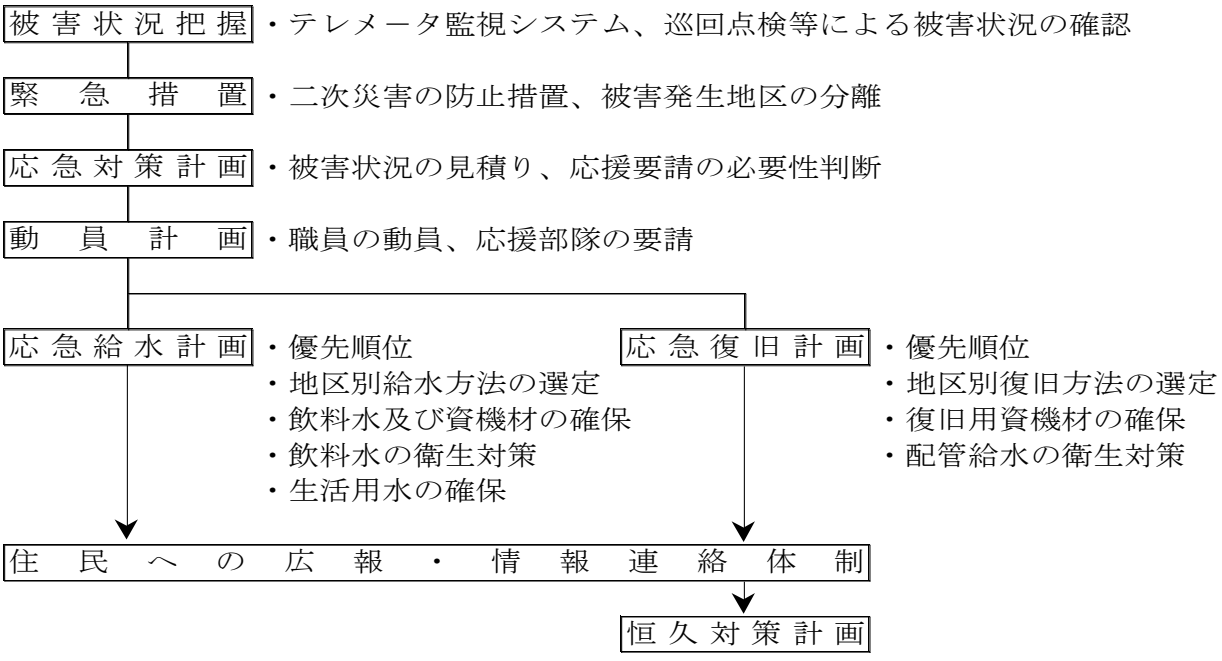

3　初動体制

実施担当班長（所属長）は、災害の規模に応じて、非常配備体制、参集計画等の初動体制を定め、災害発生後、組織的、計画的な対策が行われるまでの間は、初動体制による初動業務を行う。

(1)　非常配備体制

災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、配備内容、参集内容等の非常配備体制を定める。

(2)　初動業務

参集場所ごとに施設、総務、管路、給水の各初動業務を分担する。

ア　施設担当

(ｱ)　取水場、浄水場、配水場等の主要施設の点検と被害状況の把握

(ｲ)　通信連絡機能の確保

(ｳ)　配水池等の保有水量の確保

イ　総務担当

(ｱ)　参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被害状況の把握

(ｲ)　各種情報収集一般

ウ　管路担当

(ｱ)　導水管、送水管、配水管幹線の被害状況の把握

(ｲ)　主要道路及び橋りょう被害の把握

(ｳ)　災害発生状況の把握

エ　給水担当

(ｱ)　家屋及び給水装置の被害状況の把握

(ｲ)　緊急給水資材の確認と準備

(ｳ)　病院、指定避難所における被災者数及び水道施設被害の把握

(ｴ)　運搬給水場所の状況把握

4　緊急措置

(1)　実施担当班長（所属長）は、災害により水道施設に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合もしくは災害対策本部が設置されたときは、水道施設等の応急措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図る。

(2)　職員の動員

実施担当班長（所属長）は、職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。

職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ、他部局へ依頼し、必要な職員数の確保に努める。

(3)　被害状況把握

実施担当班長（所属長）は、次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

ア　テレメータ監視システム等により取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況を把握する。

イ　職員等が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。

ウ　市民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。

エ　災害対策本部から災害の規模、範囲及び道路等の被害状況の情報を入手する。

５　応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

実施担当班長（所属長）は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、概ね災害発生後３日以内は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、２週間程度で全戸への配管給水を目途とする。

６　実施体制・広域応援体制

実施担当班長（所属長）は、必要に応じ、関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1)　市の体制

関係機関との連絡調整を図り、必要に応じ、関係機関に応援を要請し、応急体制を組織する。

ア　給水チームを組織し、給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ　復旧チームを組織し、被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ　市のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、佐渡管工事業協同組合、県、その他の市町村、(社)日本水道協会佐渡支部、新潟県水道協会、(社)新潟県管工事工業協会及び新潟県管工事業協同組合連合会に応援を要請する。

エ　実施担当班長（所属長）は、応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

オ　事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所のあっせん等の受入体制の確立に努める。

カ　水道工事業者、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協力を依頼し、円滑な応急対策を実施できるよう努める。

(2)　水道工事業者等

水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等は平常時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努めるとともに、緊急時には市の行う応急対策活動に協力する。

７　被害の拡大防止

実施担当班長（所属長）は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1)　二次被害の防止措置

ア　火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ　消毒用次亜塩素酸ナトリウムや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。

ウ　緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。

エ　消防本部に災害による水道の断減水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。

(2)　被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

8　応急対策計画

実施担当班長（所属長）は、被災施設、被災住民数等を的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(1)　計画フロー図

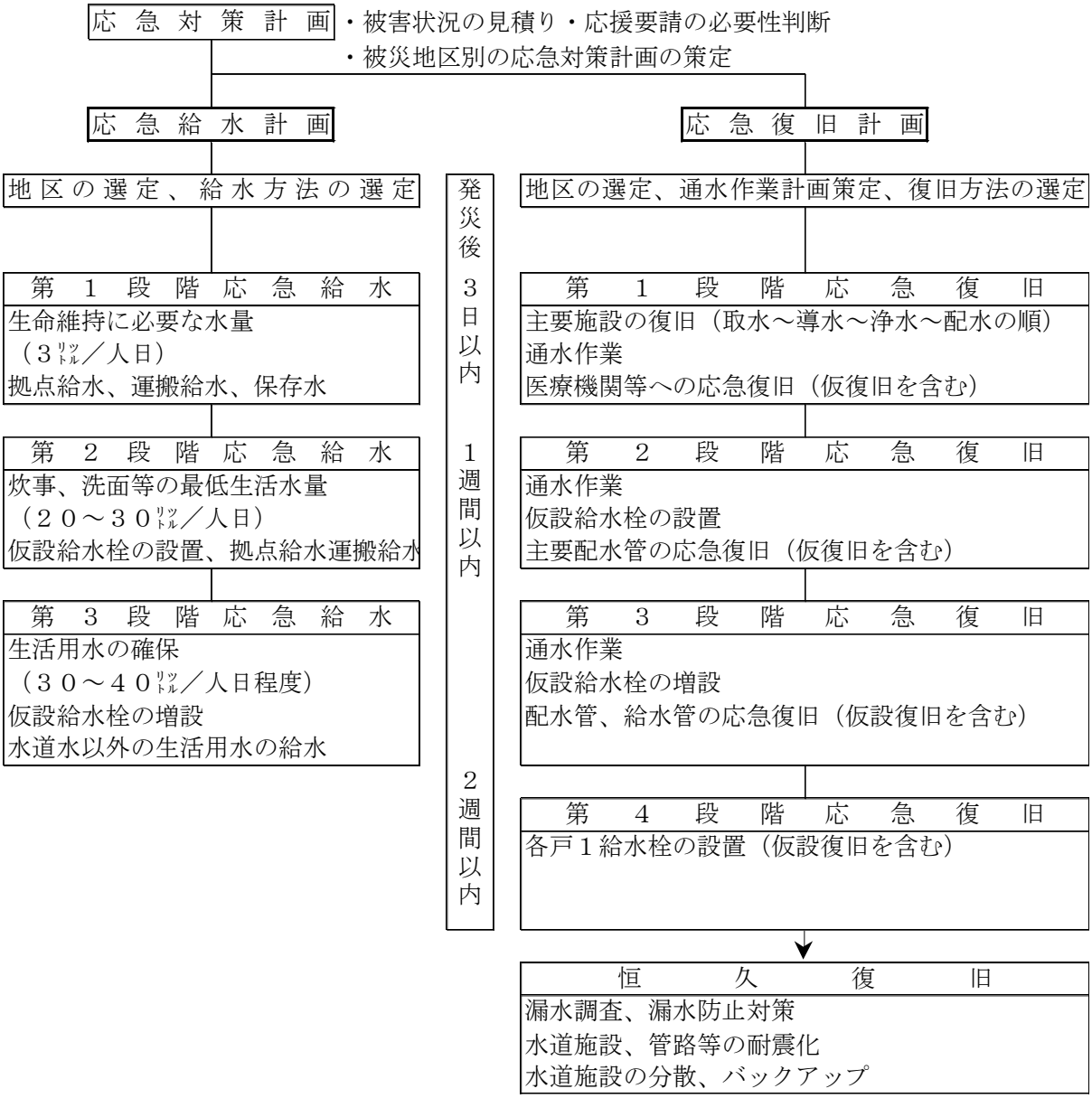

(2)　被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災住民数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(3)　応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

９　応急給水計画

実施担当班長（所属長）は、優先順位を明確にし、衛生対策、地域性及び要配慮者等に対し、十分に配慮し、被害状況に応じ、地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意したうえで、被災者に飲料水等を給水する。

(1)　給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内　　容
拠点給水	1　配水池、耐震貯水槽及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。 2　ろ水器を稼働し、給水基地を設営し、給水する。
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	1　応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 2　応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

(2)　優先順位

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等へ優先的に給水する。

(3)　飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア　飲料水の確保

(ｱ)　緊急遮断弁を装備した配水池や耐震貯水槽等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(ｲ)　災害を免れた水道施設及びろ水器等を稼働し、飲料水を確保する。

(ｳ)　河川及び貯水池（利水ダム・ため池等）の水を活用し、(4)に準じ、(5)の条件を満たしたうえ飲料水を確保する。

イ　応急給水用資材の確保

上下水道課が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資材を調達する。

(4)　飲用井戸及び受水槽等による給水

ア　災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむをえず、飲用する場合は煮沸消毒するか、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

イ　水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

(5)　飲料水の衛生確保

ア　給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ　残留塩素が確保されていない場合は簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

(6)　生活用水の確保

ア　市及び県が所有する貯水池及び井戸さらに住民が所有する貯水池及び井戸の設置状況をあらかじめ把握し、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

イ　水道水源以外の水（河川及び貯水池等）、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

(7)　要配慮者に対する配慮

高齢者等の要配慮者、中高層住宅の利用者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮を要する。

(8)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　救助実施記録日計票（災害救助法第８号様式）

イ　飲料水供給費（災害救助法第 12 号様式）

ウ　支払関係証拠書類

エ　災害応急対策従事者名簿［災害様式２］

オ　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

カ　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

キ　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

ク　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

ケ　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

コ　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

サ　災害情報指示伝票［災害様式 17］

10　応急復旧計画

実施担当班長（所属長）は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

災害後	・被害状況の把握（家屋、橋りょう、水道橋等） ・被害地域（大ブロック）の特定 ・復旧計画策定
３日以内	・浄水・配水場機能の復旧 ・試験通水による被害管路の選別（配水管幹線）
２週間以内	・被害地域（小ブロック）の特定及び分離 ・仮設給水所の設置（配水管幹線） ・試験通水による被害管路の選別（配水支管）～優先性の高いルートから ・仮設給水所の設置（配水支管） ・配水支管の応急復旧及び仮設配水管の布設～優先性の高いルートから ・仮設給水所の設置（配水支管、仮設管） ・各戸１給水栓の確保

(1)　計画フロー図

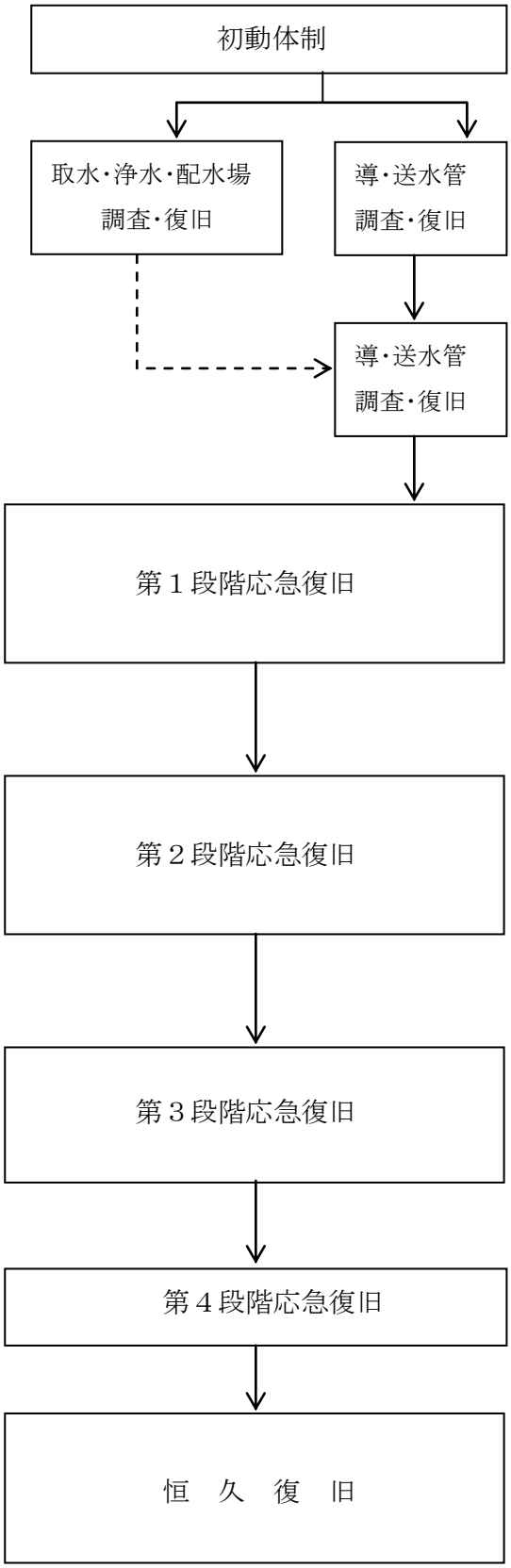

ア　初動体制
(ｱ)　二次災害の防止
(ｲ)　導・送水施設、取水・浄水・配水場の被害調査・早期復旧
(ｳ)　被害地域の分離（大ブロック）
(ｴ)　市内の被害調査（道路, 橋梁, 家屋被害, 水管橋等）

イ　第１段階応急復旧
(ｱ)　配水管幹線の試験通水
(ｲ)　被害地域･地区の分離（小ブロック）
(ｳ)　配水管幹線の応急復旧
(ｴ)　仮設給水場の設置

ウ　第２段階応急復旧
(ｱ)　配水支管の試験通水（優先復旧対象施設）
(ｲ)　配水支管の応急復旧（優先復旧対象施設）
(ｳ)　仮設配管による応急通水（優先復旧対象施設）
(ｴ)　仮設給水場の増設

エ　第３段階応急復旧
(ｱ)　配水支管の試験通水
(ｲ)　配水支管の応急復旧
(ｳ)　仮設配管による応急通水

オ　第４段階応急復旧
各戸１給水栓の確保

カ　恒久復旧
(ｱ)　漏水調査に基づく完全復旧
(ｲ)　将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、予防機能を強化

(2)　応急復旧範囲の設定

応急復旧は、各戸１給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねられる。

(3)　復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置（各戸１栓程度）の順に作業を行う。

水道施設においては、被災直後の二次被害の防止対策を施し、被害状況の把握に努めなければならない。早急に浄水機能回復を図り、管路被害調査により応急復旧計画を策定する。

管路の復旧作業は、試験通水により被害管路の切り離し・無被害管路の通水等、順次進めていく。また、通水可能管路については、仮設給水栓による仮設給水所を設置する。

ア　取水場・浄水場・配水場

浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧におよぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能回復をはからなければならない。

イ　導・送水管

導・送水管が被害を受けた場合は、配水池の緊急遮断弁を閉止し、応急給水に必要な水量を確保するとともに、最優先に復旧を行う。

ウ　配水管

配水管路の復旧は、被害の程度によるが、復旧計画に基づき配水池を起点とする配水管幹線、配水支管の順で復旧する。

また、復旧計画策定にあたっては優先復旧対象施設のあるラインを考慮する。

(ｱ)　被害調査をもとに、直接給水が継続できる地域（大ブロック）と、できない地域(大ブロック)を確定する。

(ｲ)　直接給水が継続できない地域（大ブロック）については、配水管幹線と配水支管ブロックを切り離し、第一に配水管幹線の被害箇所を特定し修理する。

(ｳ)　復旧した幹線を生かし、消火栓を利用した給水拠点を確保する。

(ｴ)　配水管幹線の通水の見通しがついた段階で、順次配水支管ブロック単位（小ブロック単位）での復旧に入る。

(ｵ)　重被害を受けた支管ブロック（小ブロック）では、優先復旧対象施設から試験通水を開始し、通水ルートと非通水ルートを確定する。

(ｶ)　通水ルートには順次仮設給水所を設置し、非通水ルートについては、応急復旧、または仮設配管の布設を進めていく。

(ｷ)　ある程度通水ルートが確保できた時点で、各戸給水へと復旧の範囲を広げる。

(4)　優先順位

ア　医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ　応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(5)　応急復旧資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他の市町村及び水道工事業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

(6)　車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。

また、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

(7)　後方支援

後方支援では、支援団体等への食料の供給や宿舎の手配について、関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。

(8)　冬期間における対応

冬期間における応急対策については、施設・道路等の除雪作業をはじめとして各拠点基地の熱源確保及び応援事業体等への防寒用具、宿舎、食料等についても関係団体等へ手配の要請を行うとともに適切な対応を図るものとする。

(9)　配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg／ﾘｯﾄﾙ以上（結合残留塩素の場合は1.5mg／ﾘｯﾄﾙ以上）となるよう消毒を強化する。

(10)　ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積もりを総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。

11　市民への広報

実施担当班長（所属長）は、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について本章第6節「広報計画」により広報し、市民の不安の解消に努める。

(1)　第１段階の広報

迅速に、局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を広報する。

(2)　第２段階の広報

長期的、広域的な復旧計画等の情報を広報する。

12　恒久対策計画

実施担当班長（所属長）は、応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1)　漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所の他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2)　恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。

特に、軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮・可撓化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第 30 節　　下水道・農漁業集落排水施設等応急対策

下水道・農漁業集落排水施設等は、ライフライン施設として被災民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められるものである。

したがって、市長は速やかな応急対策実施のために災害時の組織体制の確立を図り、被災箇所の早期把握により的確な応急復旧措置を講ずるものとし、処理場、ポンプ施設においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの一時的な下水道・農漁業集落排水機能の確保を目的とする。

1　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	上下水道課	下水道総務係 下水道維持管理係 下水道工務係	1　下水道施設に係る被害調査及び応急復旧に関すること。 2　農漁業集落排水施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3　市街地のたん水排除に関すること。
災害対策本部設　置　後	上下水道班	－	

災害時においては市の体制だけでは困難な場合が多いことから、下水道技術職員等の派遣、機械器具・資材の提供及び施設復旧について、県、近隣の市町村、建設業協会及び下水道施設の専門メーカーのほか、下水道については下水道事業団、排水設備組合等の民間団体に広域的な支援を要請する。

2　初動対応

(1)　下水道処理施設対策本部の設置

実施担当班長（所属長）は、班内に必要に応じ総括指揮班、調査班、情報収集班、応急対策班からなる下水道処理施設対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

(2)　非常配備体制の確立

ア　運転時における機器等故障の業務委託業者への 24 時間通報体制の確立

イ　職員と業務委託業者(電気設備、処理場・中継ポンプの機器点検、汚泥引き抜き)との連絡体制の確立

(3)　初動対策

ア　施設内外の危険箇所への立入り規制など緊急防護措置

イ　応急工事による機能回復措置

ウ　仮設トイレの設置

(4)　調査、情報の収集

ア　処理場、中継ポンプ場、管渠及び排水設備等の緊急調査及び情報収集

イ　水道、ガス、電気、通信施設の緊急調査及び情報収集

ウ　道路及び河川の緊急調査及び情報収集

(5)　広報活動

ア　利用者に対する水洗便所、風呂等の使用制限の協力要請

イ　被害状況、復旧方針、復旧状況などの情報提供

ウ　関連業者の協力による、宅地内排水設備の復旧相談窓口の設置案内

(6)　処理場、中継ポンプ場の応急復旧

ア　二次災害防止のための調査の実施

イ　可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧

ウ　固形塩素剤方式による消毒機能の回復等

3　被害調査の方法

実施担当班長（所属長）は、現地の被災状況を確実に把握できる方法により実施する。

(1)　復旧の第１段階（緊急点検・緊急調査）

処理場、ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、点検を踏まえ下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2)　復旧の第２段階（応急調査）

処理場・ポンプ場については施設の暫定機能確保のための調査、管渠については、被害の拡大、二次災害の防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を広げる）、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(3)　復旧の第３段階（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

4　応急対策のための判定

実施担当班長（所属長）は、調査結果を元に、特に次の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められた場合は、適切な対処を行う。

(1)　管渠、処理場、ポンプ場施設の構造的な被害の程度

(2)　管渠、処理場、ポンプ場施設の機能的な被害の程度

(3)　管渠、処理場、ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

5　ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。

応急復旧工事は本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行うものである。

６　管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

７　本復旧のための判定

実施担当班長（所属長）は、応急対策を行うにあたり、次の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は、下水道施設復旧計画により適切な対処を行う。

(1)　管渠、処理場、ポンプ場施設の被害の程度
(2)　管渠、処理場、ポンプ場施設の余命
(3)　管渠、処理場、ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
(4)　他施設に与える影響の程度
(5)　被災地の特殊性

８　下水道施設の復旧計画

実施担当班長（所属長）は、被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、桝・取付管の復旧を行う。

９　利用者への協力要請

実施担当班長（所属長）は、下水道施設の被害が広範囲に渡り速やかな復旧が不可能な場合、利用者に対して本章第６節「広報計画」により広報し、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請するとともに、異常を発見した場合には、下水道関係機関へ通報するよう呼びかけを行う。

10　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　災害応急対策従事者名簿［災害様式２］
(2)　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］
(3)　被害状況調書一覧表［災害様式 12］
(4)　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］
(5)　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］
(6)　災害応急対策活動状況［災害様式 15］
(7)　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］
(8)　災害情報指示伝票［災害様式 17］

第 31 節　　危険物等施設応急対策

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

したがって、危険物等施設については災害による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

1　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	危険物施設の被害状況調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

2　危険物等施設災害通報伝達フロー図

(1)　事業所における応急対策フロー（＊は高圧ガスのみ）

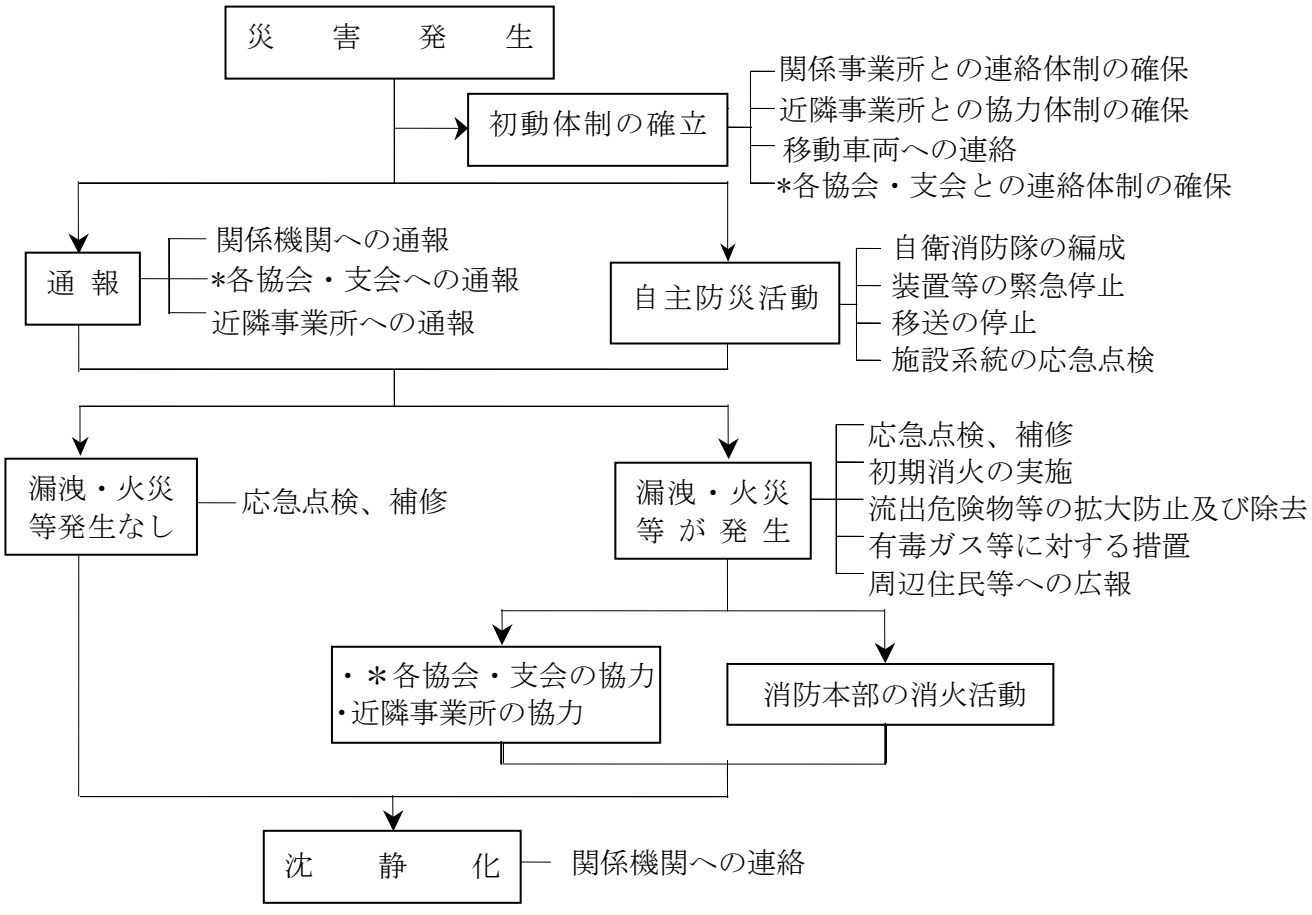

(2)　国・県・市町村における応急対策フロー

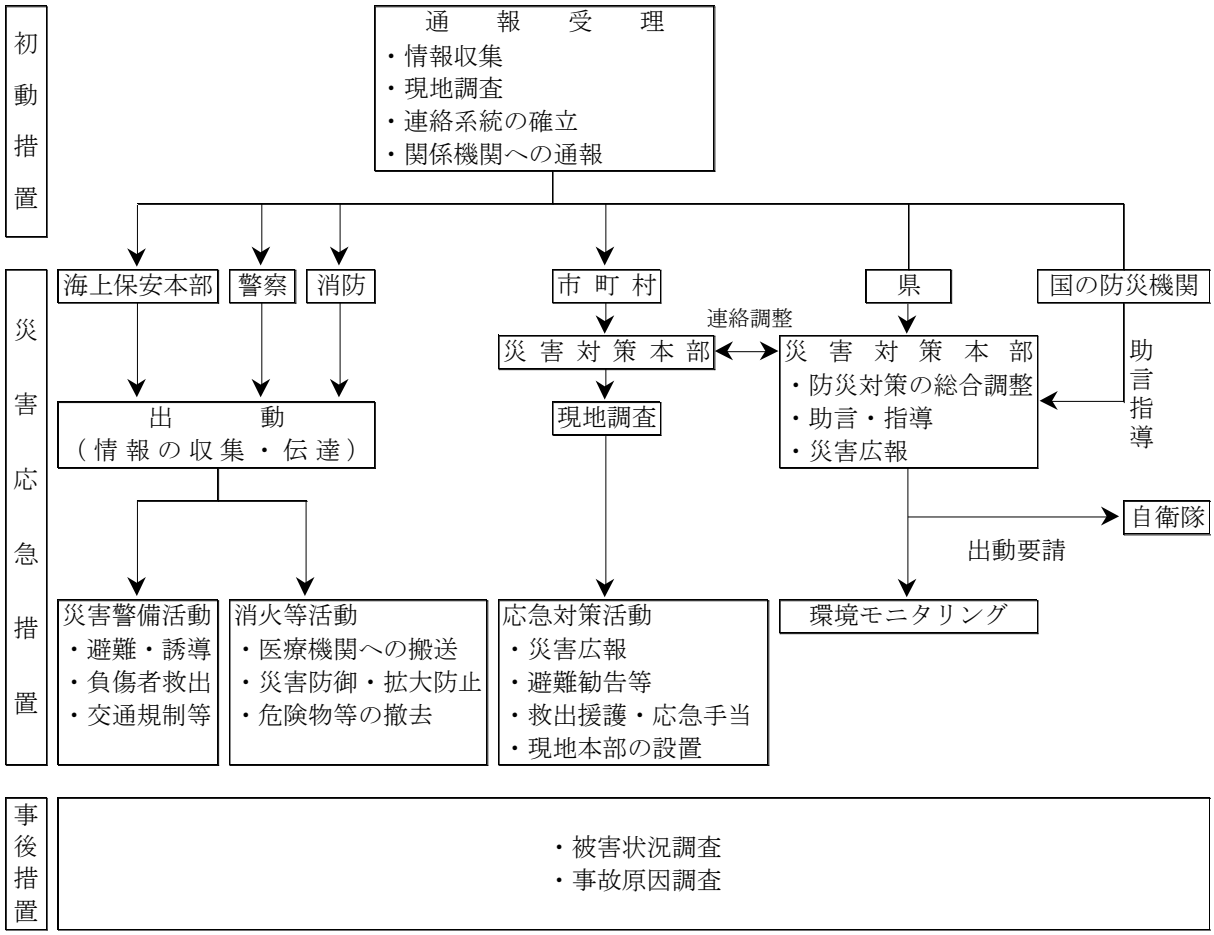

3　危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、市、消防本部及び県と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

(1)　関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防本部、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

(2)　災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3)　危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに応急点検を実施する。

(4)　危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は､危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

ア　危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。

イ　危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防御措置を行う。

(5)　周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(6)　隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

4　個別の応急対策

(1)　石油類等の危険物施設の応急対策

災害発生時に危険物取扱事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

ア　施設の応急点検

災害発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

イ　関係機関への通報

危険物の流出等が発生した場合、消防本部、各警察署等の機関に通報するとともに、隣接事業所に事故状況等を伝達し、隣接事業所並びに県、市、消防本部及び新潟県沿岸排出油防除協議会等の機関との連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

ウ　災害発生時の自主防災活動

災害発生時には、予防規程等であらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を実施する。

この場合には、当該機関等との連携体制を密にして活動を実施する。

エ　流出、漏洩等の拡大・拡散防止

危険物の流出、漏洩等が発生したときは、危険物施設の損傷箇所の補修、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用した拡大・拡散防止措置を実施するとともに速やかに回収する。

オ　付近住民への広報

被害が発生し、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合には、付近住民の安全を確保するため、速やかに概要を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市、各警察署等の機関にも市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2)　危険物、毒物劇物及び有害物質

ア　取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図る。

イ　取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取る。

そのため、内部における連絡系統を明確にしておくものとする。

(3)　高圧ガス

ア　施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等連絡を行う。

また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに通報、応援依頼等連絡を行う。

イ　高圧ガス関係協会の対応

(ｱ)　(社)新潟県ＬＰガス協会

各支会の取りまとめ及びＬＰガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、ＬＰガス販売事業所からの要請に対する対応を図る。

(ｲ)　新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。

(ｳ)　新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

(4)　放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに､関係機関との連携を密にし､現況に即した応急対策を講じる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

ア　施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、文部科学省、消防本部等関係機関への通報を行う。

イ　放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

ウ　放射線被害を受けた者または受けたおそれのある者がある場合は速やかに救出するとともに付近にいる者に対し避難するよう警告する。

エ　放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

５　危険物等流出応急対策

陸上施設及び船舶等から、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(1)　災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市または消防本部、海上保安機関、河川管理者、港湾管理者等関係機関に通報連絡する。

(2)　当該関係機関、船舶関係者及び危険物等取扱者は危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務または作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力して実施する。

(3)　当該関係機関、船舶関係者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。

(4)　危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア　拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ　オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ　流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

6　市民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

なお、この応急対策は、本章第７節「避難及び避難所計画」と密接な連係をもつ。

(1)　事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2)　市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、本章第６節「広報計画」により直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図るものとする。

(3)　県の広報

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板等により広報するとともに、ラジオ・テレビ放送及び新聞等報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。

7　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　災害応急対策従事者名簿［災害様式２］

(2)　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

(3)　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

(4)　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

(5)　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

(6)　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

(7)　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

(8)　災害情報指示伝票［災害様式 17］

第 32 節　　道路・空港・港湾・漁港施設の応急対策

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、道路機能の確保が最も重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、被害状況の把握、道路啓開、応急復旧工事を的確に行う。

1　実施担当班（課）

(1)　実施責任者

区　分	実施責任者	対象施設
道路管理者	県知事（佐渡地域振興局地域整備部）	一般国道
	〃	県道
	市　長（建設課）	市道
空港及び港湾管理者	県知事（佐渡地域振興局地域整備部港湾・空港庁舎）	空港 港湾施設
漁港管理者	県知事（佐渡地域振興局地域整備部水産庁舎） 市　長（農林水産課）	漁港施設

(2)　道路に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設置前	建設課	管理係	1　道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関すること。 2　道路、河川、橋りょう、がけ地等の応急復旧工事の実施に関すること。 3　交通規制に関すること。 4　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 5　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 6　路上障害物等(降積雪を含む。）の排除に関すること。 7　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設置後	建設班	－	

(3)　漁港に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設置前	農林水産課	水産振興係	1　水産施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設置後	農林水産班	－	

２　道路、空港、港湾、漁港施設等応急対策フロー図

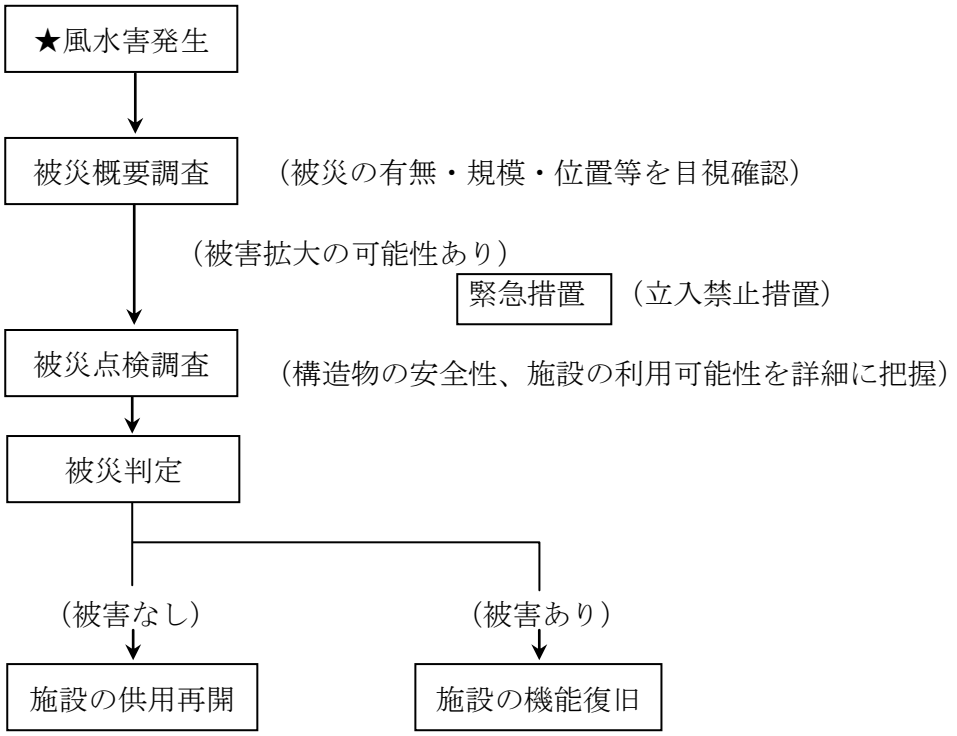

３　災害の未然防止

交通施設の各管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主体に点検巡視を行い、危険性が高いと認められる箇所については、安全確保のための通行規制措置等を実施する。

４　道路及び橋りょう応急対策計画

(1)　被災状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合は、主要な、橋りょう・トンネル等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、地すべり巡視員等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、道路巡視員等からの道路情報を収集する。

(2)　緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急点検結果に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開を実施し、２車線を確保する。

ア　緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ　道路啓開

(ｱ)　関係機関との調整を図り、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。

(ｲ)　道路啓開は、可能な限り迅速に行い、通行を確保する。

被害の状況により、危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

(ｳ)　路上の障害物の除去について、市、警察、消防本部及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(ｴ)　防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携し、協力・支援等を行う。

ウ　応急復旧

(ｱ)　応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(ｲ)　道路管理者は新潟県建設業協会佐渡支部に協力を求め、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

エ　防災機関等への連絡

市は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

オ　交通規制

災害発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

カ　占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

５　応急対策用資機材の確保

(1)　応急対策用資機材は、手持ちの資機材が不足の場合は、地元の業者を通じて確保する。

(2)　災害の規模及び状況により資機材を確保することが不可能又は困難なときは、他の実施責任者から調達、あっせんの手段を講じて確保する。

(3)　業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

６　交通安全施設応急対策計画

(1)　県警察本部（所轄の警察署）

ア　信号機等の緊急措置

災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、地区内並びに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。

イ　交差点における交通の整理

地区内および関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置するほか、非常用電源付加装置を設置し、交通の安全と円滑化を図る。

(2)　佐渡地域振興局（地域整備部）

交通情報提供装置等による情報提供を行い、地区内への一般車両の流入を防止する。

7　空港施設応急対策

災害発生直後の空港施設の被害状況を速やかにまた的確に把握する。

そのために、佐渡地域振興局（地域整備部港湾・空港庁舎）との連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握に努める。

8　港湾施設応急対策

(1)　災害発生直後の港湾施設の被害状況を速やかにまた的確に把握するため、佐渡地域港湾ＢＣＰ協議会（佐渡地域振興局地域整備部港湾・空港庁舎、国土交通省北陸地方整備局等で構成。以下「港湾ＢＣＰ協議会」）との連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握に努める。

(2)　港湾ＢＣＰ協議会が策定した「佐渡地域港湾ＢＣＰ」による役割分担・協働体制に基づき関係機関が必要な措置をとり港湾機能の早期復旧を図る。

9　漁港・水産施設応急対策

漁港や水産施設は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため､大規模な災害が発生した場合は､速やかに被災状況を調査することを原則とする。

(1)　漁港

ア　被害状況の把握

災害後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要(被災の有無・規模・位置)を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

イ　緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

(2)　水産施設

ア　被害状況の把握

水産施設等の被害状況を漁業協同組合等と相互に連携し把握する。

イ　緊急対策

(ｱ)　水産施設の被災による二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は船舶燃料等の漏出防止や流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

(ｲ)　大規模な燃料流出等の場合は、佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）、県、各警察署、消防本部に緊急対策を要請する。

ウ　応急対策

水産施設の被害状況に応じ、漁業協同組合等と連携し、次の応急措置を講ずるものとする。

(ｱ)　船舶活動支援施設(給油、給水)の応急修繕

(ｲ)　県指導漁業無線局及び市内漁業協同組合漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害状況の情報提供

(ｳ)　冷凍、冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関しその受け入れ先の確保及び調整等

10　市民に対する広報

広報活動の内容は、概ね次の事項について行う。

(1)　所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

(2)　施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

(3)　緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

(4)　その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、本章第 6 節「広報計画」により実施するとともに、放送媒体及び新聞等の広報機関の協力を得て周知を図る。

11　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　災害応急対策従事者名簿［災害様式 2］

(2)　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

(3)　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

(4)　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

(5)　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

(6)　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

(7)　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

(8)　災害情報指示伝票［災害様式 17］

(9)　支払関係証拠書類

第 33 節　　治山・砂防・河川・海岸施設等の応急対策

河川、海岸、ダム、土砂災害危険区域等の施設は、日常生活での生命の安全と財産の保全を目的とするとともに、災害発生時の応急対策活動では防災上の根幹施設として重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保のために応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図り迅速な対応を図る。

1　実施担当班（課）

(1)　実施責任者

区　分	実施責任者	対象施設
河川管理者	県知事（佐渡地域振興局地域整備部）	２級河川
	市　長（建設課）	準用河川、普通河川
	市　長（農林水産課）	農業用水路
ダム管理者	県知事（佐渡地域振興局地域整備部） 土地改良区	国土交通省所管ダム 農林水産省所管ダム
海岸管理者	県知事（佐渡地域振興局地域整備部）	建設海岸
土砂災害危険区域	県知事（佐渡地域振興局地域整備部） 県知事（佐渡地域振興局農林水産振興部）	砂防施設 治山施設

(2)　河川に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管　理　係	1　道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関すること。 2　道路、河川、橋りょう、がけ地等の応急復旧工事の実施に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	－	

(3)　農業用水路に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	農林水産課	農村整備係 林業振興係	1　農林施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	農林水産班	－	

2　応急対策フロー図

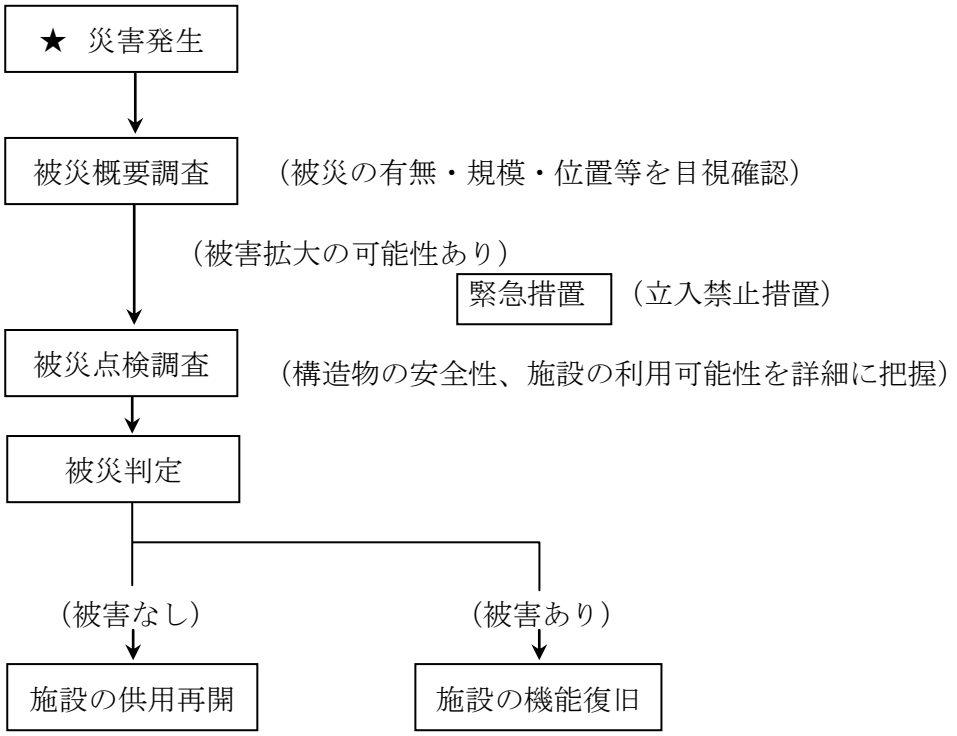

3　災害の未然防止

(1)　点検・巡視

各施設の管理者は、地震が発生した場合及び気象、土壌等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合は次により施設の点検、巡視を行う。

ア　河川管理者

(ｱ)　河川水位が警戒水位に近づいている箇所

(ｲ)　過去に洪水被害が生じた箇所

(ｳ)　地形地質上の脆弱箇所

(ｴ)　土地利用上からの弱堤箇所

(ｵ)　二次災害防止の観点からの低標高箇所

(ｶ)　主要河川構造物の設置箇所

イ　ダム施設管理者

(ｱ)　流出量の確認、調整

(ｲ)　施設の点検

ウ　海岸管理者

(ｱ)　過去に高潮、波浪による被害が生じた箇所

(ｲ)　地形地質上の弱堤箇所

(ｳ)　土地利用上からの弱堤箇所

(ｴ)　二次災害防止の観点からの低標高箇所

(ｵ)　主要海岸保全施設設置箇所

エ　治山施設管理者

山地治山施設設置箇所

オ　砂防施設管理者

(ｱ)　土石流危険渓流

(ｲ)　地すべり危険箇所

(ｳ)　急傾斜地崩壊危険箇所

(ｴ)　その他砂防関係施設

(2)　異状を発見した場合の措置

点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により市民安全確保のための措置を実施する。

ア　危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を実施する。

イ　施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、市民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

4　応急対策

応急対策は、災害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害の防止等の観点からの応急対策を実施する。

(1)　被害状況の把握

災害が発生した場合、各班は、災害による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、関係機関や市民からの情報収集及び主要施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2)　応急対策

点検において異状や被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び新潟県建設業協会佐渡支部等と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないよう、各班は次に記す施設別に適切な措置を講ずる。

ア　河川管理施設

(ｱ)　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、次期出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、災害直後の点検や調査で異状が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を施す。

(ｲ)　低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(ｳ)　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置を実施する。

(ｴ) 危険物、油流出等事故対策の実施

地震、風水害等により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

イ ダム施設

(ｱ) ダム施設に異状が認められた場合の関係機関及び一般市民への連絡、通報

災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関並びに一般市民への連絡、通報を行う。

(ｲ) 貯水位制限等の対策の実施

災害後の点検等により(ｱ)に記した異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

(ｳ) 止水処理等の応急的措置の実施

災害後の点検等により(ｱ)に記した異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急的措置を講ずる。

ウ 海岸保全施設

(ｱ) 被害の拡大防止及び二次災害発生防止のための対策

海岸保全施設では、気象等による波浪で被害が拡大しやすい。そのため、災害により被害を生じた箇所では、災害直後の陸地での被害の拡大防止措置や二次災害発生防止のための応急的措置のほか、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を行う。

(ｲ) 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

海岸保全施設では、災害で施設そのものの損傷や海岸線での予想外の被害が生じやすい。そのため、点検等で確認した被災箇所については、人的被害の発生を防止することを目的に、人の進入を禁止するための対策を講ずる。

(ｳ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置して巡回を行い、監視による危険防止の措置を講ずる。

エ 砂防施設

(ｱ) 危険区域に位置する人家集落及び関係機関への連絡、通報

砂防施設に被害が生じ、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、県等関係機関へ連絡、通報し、安全の確保に努める。

(ｲ) 警戒避難の助言

地すべり等が進行し、下方の人家集落に危険が及ぶと推察される場合は、避難の勧告又は指示を行う。

(ｳ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべり等が発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべり等が進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべり等の進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(ｴ)　被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により地すべり等が発生した場合やその兆候が見られる時は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

オ　急傾斜地崩壊防止施設

(ｱ)　危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(ｲ)　警戒避難の助言

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて避難の勧告又は指示を行う。

(ｳ)　被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

カ　治山施設

(ｱ)　治山施設下流の人家集落並びに関係機関への連絡、通報

災害により治山施設が被害を受けた場合は、災害後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を治山施設下流の人家集落並びに県等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(ｲ)　被災地域の巡視等危険防止のための監視

災害により治山施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意を払って、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(3)　応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

5　市民に対する広報

(1)　被災地に浸水もしくは浸水のおそれがある場合や人家集落，道路等に直接被害を与え危険な状況を発生させるおそれが生じたときは、速やかに関係各機関を通じて必要な情報の提供を行う。

(2)　災害により河川水質に異常事態が発生した場合もしくは発生するおそれがあるときは、速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて一般への周知を図る。

(3)　気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民等へ周知する。

６　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　災害応急対策従事者名簿［災害様式２］

(2)　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

(3)　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

(4)　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

(5)　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

(6)　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

(7)　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

(8)　災害情報指示伝票［災害様式 17］

(9)　支払関係証拠書類

第 34 節　　農地・農業用施設等の応急対策

風水害、地震及び津波が発生した場合は、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池等の農地・農業用施設の被害が予想される。

市、県、農業関係団体等は、緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努める。

1　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	農林水産課	農村整備係 林業振興係	1　農林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　農林施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	農林水産班	－	

2　応急対策フロー図

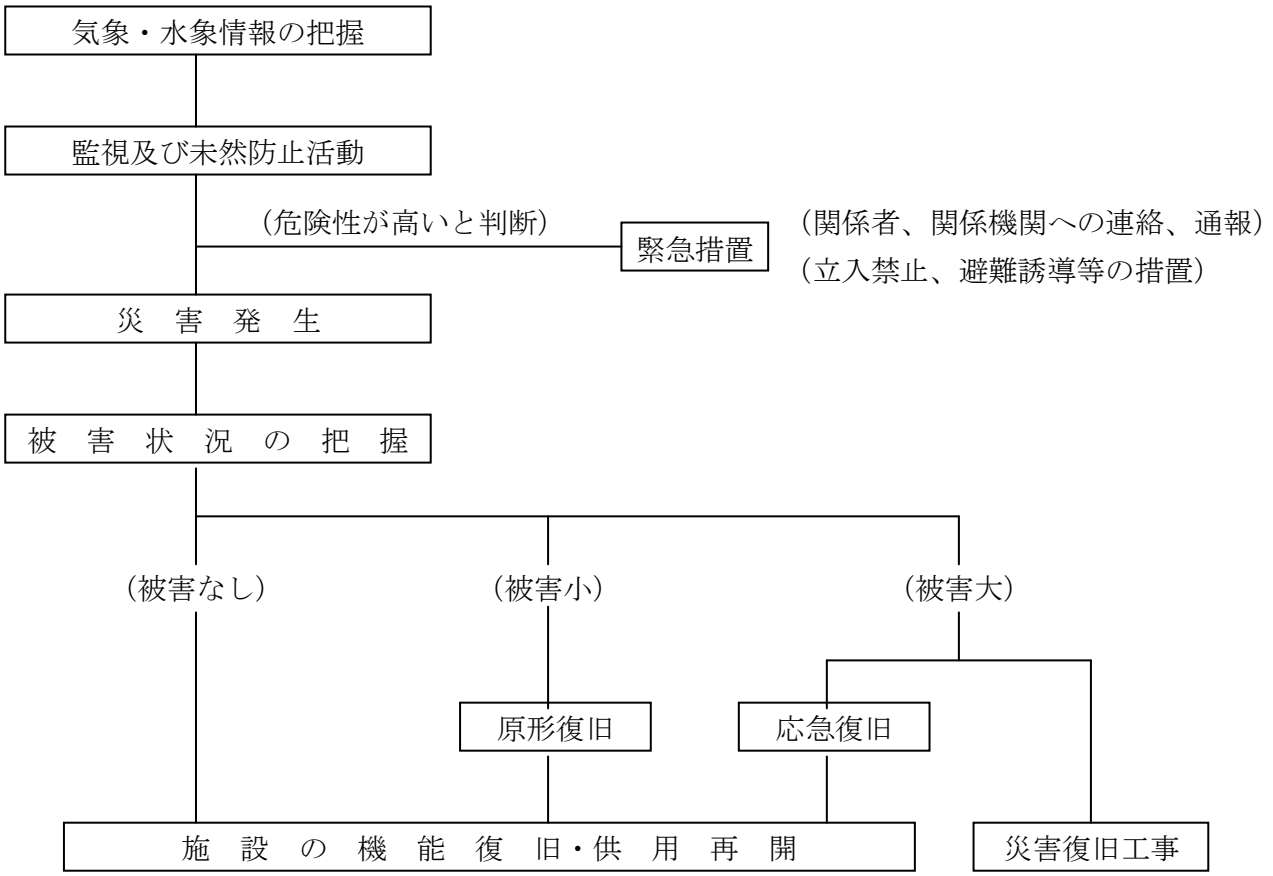

3　災害発生の未然防止

(1)　良好な施設管理

施設管理者は平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努めるものとする。

(2)　施設の点検、監視等

ア　施設の点検、監視

施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合又は地震及び津波が発生した場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行うものとする。

イ　市民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は関係機関等への連絡及び市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、関係機関との連携のもと適切な避難誘導を実施するものとする。

ウ　災害未然防止活動

農業用用排水施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合又は地震等による被害があった場合には、ダム、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行うものとする。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び各警察署に通知するとともに市民に周知させるものとする。

4　災害の拡大防止と二次災害の防止

(1)　被害状況の把握

実施担当班長（所属長）は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、佐渡地域振興局（農林水産振興部農地庁舎）を通じ県に報告する。

(2)　応急対策の実施

ア　実施担当班長（所属長）は、農地及び農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、佐渡地域振興局（農林水産振興部農地庁舎）等と協議のうえ、農業関係団体及び土地改良区に対し応急措置の助言を行う。

イ　施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施するものとする。

(ｱ)　集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努めるものとし、通行が危険な道路については、県、市、警察機関等に通報し、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

(ｲ)　実施担当班長（所属長）は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、各関係機関の協力を得て、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施するものとする。

また、県が保有するポンプの貸与を要請するとともに、不足する場合は、支援可能な地域の関係機関に依頼し必要台数の確保に努める。

(ｳ)　ため池の管理者は、気象、水象状況を十分検討してダム貯水位の調整を行うとともに施設の点検を行い、下流の河川の安全に配慮して適切な処置を講じるものとする。

(ｴ)　施設管理者は、地震及び降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、専門技術者等を活用して点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努めるものとする。

(ｵ)　施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

(ｶ)　施設管理者は、余震及び風倒木等による二次災害を防止するため、必要に応じ倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

(ｷ)　施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所にパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

ウ　実施担当班長（所属長）は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

５　農業生産基盤施設（頭首工、排水機場、用水路、農地等）の応急対策

(1)　被害状況の把握

実施担当班長（所属長）は、関係土地改良区及び農家組合等と相互に連携し、農地及び頭首工、排水機場、用排水路、ため池等の農業用施設の被害状況を把握し、佐渡地域振興局（農林水産振興部農地庁舎）を通じ県に報告する。

(2)　応急対策

ア　土地改良区及び農家組合等は、農業生産基盤施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ｱ)　施設被害拡大防止のための応急措置

(ｲ)　異常降雨等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策

(ｳ)　農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

(ｴ)　農地等の地すべり等により、人家、道路施設等に直接被害を与え又は与えるおそれがある場合は、警察、消防本部の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

イ　実施担当班長（所属長）は、農地及び農業用施設の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

(ｱ)　農地の湛水排除

河川等の決壊により生じた湛水を排除するため、県や土地改良区等の関係団体と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。

(ｲ)　排水機場の運転管理

災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。

また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。

(ｳ)　農業用施設等の応急工事

農地、農業用施設の被害や農作物への影響を最小限度にくい止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。

第 35 節　　農林水産業応急対策

災害による、農作物等の被害や家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林産施設、水産施設の被害が予想される。

市、県、農林・水産業関係団体等は、緊密な連絡の下に被害の発生防止、被害状況の把握及びその応急対策に努めるものとする。

１　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	農林水産課 農業政策課	農業企画係 農村整備係 林業振興係 水産振興係 生産振興係	1　農作物等の被害調査及び応急対策に関すること。 2　関係機関等との連絡調整に関すること。 3　農林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 4　農林施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5　関係機関等との連絡調整に関すること。 6　水産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 7　水産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	農林水産班	－	

２　農林水産業施設等応急対策フロー図

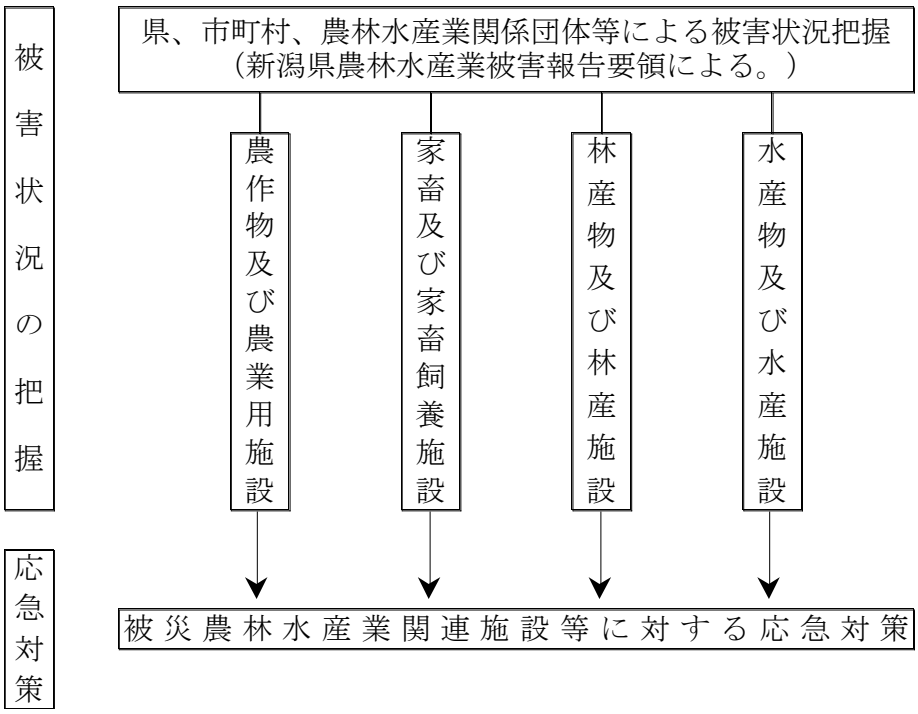

3　農作物及び農業用施設

(1)　被害状況の把握

実施担当班長（所属長）は、農業協同組合及び農業共済組合等と相互に連携し、農作物等被害を把握するとともに、被害情報を佐渡地域振興局（農林水産振興部農政庁舎）を通じ県に報告する。

(2)　二次災害防止のための緊急対策

実施担当班長（所属長）は、農作物等被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア　農舎、カントリーエレベーター、水稲育苗用施設及び園芸ハウス等の倒壊による人身被害の防止措置

イ　農業用燃料の漏出防止措置

ウ　農薬の漏出防止措置

(3)　応急対策

実施担当班長（所属長）は、農業協同組合及び農業共済組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じるよう関係者を指導する。

ア　農作物の病害虫発生予防のための措置

イ　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

ウ　応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ　農地のたん水を排除するための措置

カ　排水機場の機能回復のための応急工事の実施

キ　農業用施設等の応急工事を緊急に実施

4　家畜及び家畜飼養施設

(1)　被害状況の把握

実施担当班長（所属長）は、農業協同組合及び農業共済組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害情報を佐渡地域振興局（農林水産振興部生産振興課）を通じ県に報告する。

(2)　二次災害防止のための緊急対策

実施担当班長（所属長）は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア　畜舎の倒壊による人身被害の防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ　家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による市民への危害防止措置

(3)　関係機関への要請

実施担当班長（所属長）は、農業協同組合及び農業共済組合等との連携・協力の下に家畜被害に対する次の応急対策を講じるよう関係機関に要請等を行う。

ア　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

(ｱ)　家畜死体の受入れ体制の確保

自有処分地の確保又は新潟県化製興業㈱への依頼

(ｲ)　家畜死体の埋却許可
　　佐渡地域振興局健康福祉環境部　→　県福祉保健部
(ｳ)　家畜廃用認定
　　佐渡農業共済組合　→　県農業共済組合連合会
(ｴ)　家畜緊急輸送車両
　　県家畜商協同組合
(ｵ)　障害による廃用家畜緊急と殺に対する検査
　　食肉衛生検査センター

イ　家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
(ｱ)　家畜飼養農家に対する指導
　　中央家畜保健衛生所佐渡支所
(ｲ)　被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
　　佐渡農業共済組合
(ｳ)　家畜伝染病予防接種体制の確保
　　家畜衛生協会

ウ　動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給
　　家畜衛生協会

エ　家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給
　　全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県酪農業協同組合連合会、
　　ＪＡ東日本くみあい飼料㈱

５　林産物及び林業施設

(1)　被害状況の把握

ア　実施担当班長（所属長）は、森林管理署、森林組合等と相互に連携し、林産物及び林産施設の被害状況を把握し、佐渡地域振興局農林水産振興部に報告する。

イ　県は、林産物及び林産施設の被害状況をとりまとめるとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2)　二次災害防止のための緊急対策

実施担当班長（所属長）及び施設管理者は、倒木等や林産施設の被害状況により、緊急に必要があると認めたとき又は余震、発災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、専門技術者等を活用して点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害防止に努めるものとする。

ア　倒木等の被害により、人家、道路等に影響を及ぼすと考えられる場合は、市民の協力を得て速やかに除去する。

イ　林産施設の倒壊防止措置を行い、林業用燃料、電気、ガス等の漏出防止措置を講ずる。

ウ　施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

エ　施設管理者は、倒木等による二次災害を防止するため、必要に応じ倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

オ　施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所にパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

(3)　応急対策

ア　実施担当班長（所属長）は、森林組合等と相互に連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行うものとする。

(ｱ)　林地等に、地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置

(ｲ)　苗木、立木等及び林産物の病害虫発生予防のための措置

(ｳ)　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(ｴ)　応急対策用資機材の円滑な供給

(ｵ)　林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

イ　実施担当班長（所属長）は、林業施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずる。

(ｱ)　山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防本部及び消防団の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

(ｲ)　地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(ｳ)　倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民の協力を得て速やかな除去

(ｴ)　林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

ウ　実施担当班長（所属長）は、県から災害査定前着工の指示があった施設の速やかな復旧工事を実施する。

６　水産物及び水産施設

(1)　被害状況の把握

ア　実施担当班長（所属長）は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産物の被害状況を把握するとともに、被害情報を佐渡地域振興局（農林水産振興部水産庁舎）を通じ県に報告する。

イ　被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、県は積極的な支援を行う。

(2)　二次災害防止のための緊急対策

ア　実施担当班長（所属長）は、水産物、水産施設の被害状況、船舶燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置の必要があると認めたときは、二次災害を防止するために自ら実施もしくは漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

(ｱ)　流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関への協力要請

(ｲ)　船舶の座礁、破損により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、回収、無害化措置と関係機関への協力要請

(ｳ)　養殖魚越冬施設の損壊や養魚池の漏水等による被害の拡大防止措置

(ｴ)　流出した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置又は佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）、県、新潟県漁業協同組合連合会、市内各漁業協同組合への協力要請

(ｵ)　漁船等の転覆による船舶燃料等の漏出防止措置及び拡散防止又は佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）、新潟県漁業協同組合連合会、消防本部、県、市内各漁業協同組合への協力要請

(ｶ)　流出油の拡散防止、回収、無害化措置又は佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）、新潟県漁業協同組合連合会、消防本部、県、市内各漁業協同組合への協力要請

イ　大規模な燃料流出等の場合にあっては、佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）、各警察署、消防本部、県に応急対策を要請する。

(3)　応急対策

ア　実施担当班長（所属長）は、漁業協同組合と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行うものとする。

(ｱ)　水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善

(ｲ)　応急対策用水産資材の円滑な供給

(ｳ)　生育に悪影響を与えると考えられる場合の養殖物等に付着した泥の可能な限りの除去

(ｴ)　土砂又は流木により機能の低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復措置

(ｵ)　船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

(ｶ)　県指導漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害情報の提供

(ｷ)　冷凍・冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関し、その受入れ先の確保及び調整等

イ　実施担当班長（所属長）は、県から災害査定前着工の指示があった施設の速やかな復旧工事を実施する。

7　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

(1)　災害応急対策従事者名簿［災害様式２］

(2)　被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

(3)　被害状況調書一覧表［災害様式 12］

(4)　被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

(5)　災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

(6)　災害応急対策活動状況［災害様式 15］

(7)　被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

(8)　災害情報指示伝票［災害様式 17］

(9)　支払関係証拠書類

第 36 節　　応急住宅対策

災害時における応急仮設住宅の設置及び応急修理について、次のとおり定める。
また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供する。

1　実施担当班（課）

(1)　実施責任者

ア　県知事は、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、災害救助法の適用により、一時的に供与することを目的とした応急仮設住宅の設置を行う。

県営住宅の空家を仮住宅として提供したり、民間住宅の空家情報等を提供する。また、県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

イ　市長は、被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握するとともに、次の事項を実施する。

(ｱ)　応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

(ｲ)　県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

(ｳ)　市営住宅の空家を仮住宅として提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

(ｴ)　災害により住家に被害（半壊(焼)）を受けた者で、自らの資力で応急修理のできない者に対して、災害救助法の適用により、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分について、最小限度必要な補修の措置を行う。

(ｵ)　災害救助法が適用されない程度の災害の場合においても必要があると認めるときは、応急仮設住宅の供与について、災害救助法の適用基準に準じて行う。

(2)　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	住　宅　係 建　築　係	1　応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関すること。 2　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	―	

(3)　要配慮者に対する配慮

高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては要配慮者がいる世帯を優先して入居させる。

2　被災住宅調査

(1)　県は、災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

ア　被害状況

イ　被災地における市民の動向及び市の住宅に関する要望事項

ウ　市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ　応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項

オ　その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2)　被災建築物応急危険度判定士による調査

相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、市民の安全を確保するとともに、市民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努めるものとする。

(3)　被災宅地危険度判定士による調査

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び市民への注意喚起に努めるものとする。

3　応急住宅対策フロー図

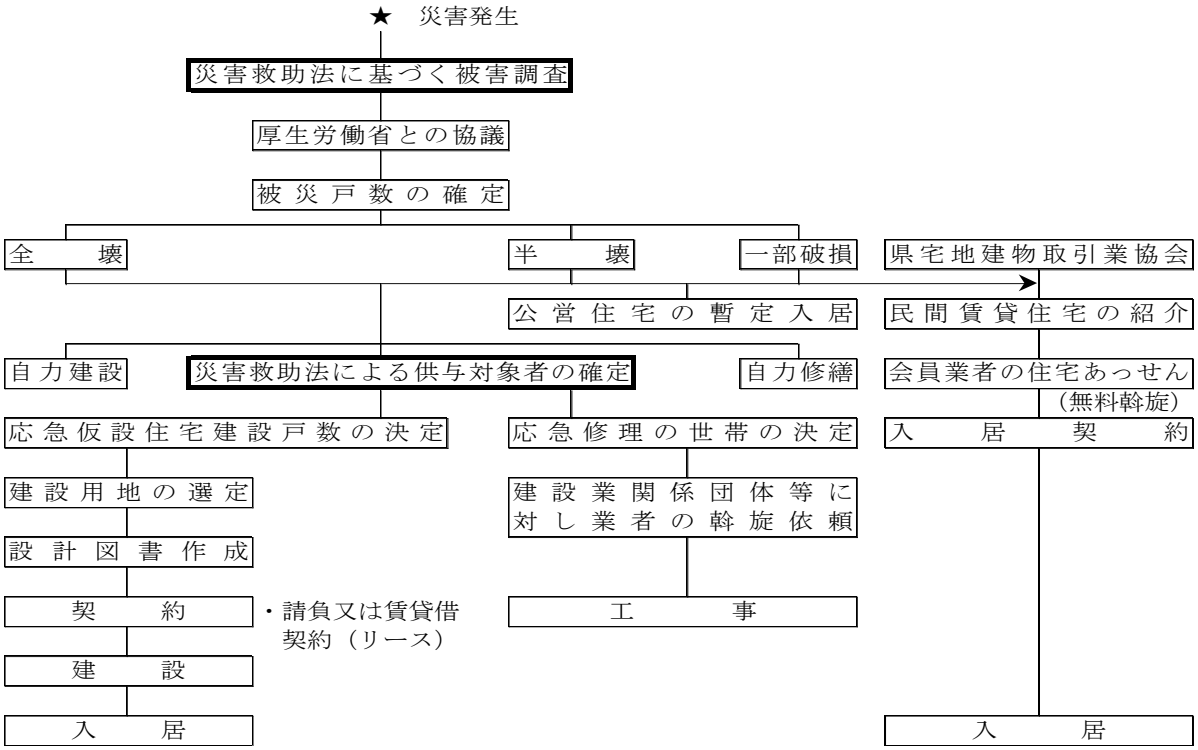

4　応急仮設住宅の建設

(1)　供与対象者

実施担当班長（所属長）は、総務班及び被災者対策班から被害状況報告及び被災者名簿の提供を受け、関連する各班との協力により被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、次に掲げる被災者のうちから選定する。

ア　住宅が全壊(焼)又は流出した世帯であること。

イ　仮住居がなく、又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ　自らの資力では住宅を確保することができない世帯について、民生委員・児童委員その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められる世帯であること。これを例示すれば次のとおりである。

(ｱ)　生活保護法の被保護者及び要保護者

(ｲ)　特定の資産のない失業者

(ｳ)　特定の資産のない母子世帯、病弱者、身体障害者、勤労者及び小企業者

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までに準ずる経済的弱者

(2)　建設場所の選定

ア　敷地は、原則として被害地周辺の公園、広場等の公有地を優先して選定し、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

イ　敷地は飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

ウ　被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討し、適地を選定する。

(3)　構造及び規模

構造は、一戸建又はアパート式建築とし、一戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数により基準面積を若干上下することは差し支えない。

(4)　管理

県と結んだ委託協定に基づき､善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。

(5)　供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から２年以内とする。

(6)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　救助実施記録日計票（災害救助法第８号様式）

イ　応急仮設住宅設置費（災害救助法第 10 号様式）

ウ　建築のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）

エ　支払関係証拠書類

５　住宅の応急修理

(1)　修理対象住宅

実施担当班長（所属長）は、関連する各班との協力により被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、次に掲げる被災者のうちから選定する。

ア　住家が半壊(焼)又は一部流出したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。なお、全壊あるいは床上浸水を被った場合は対象とはならない。

イ　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ　応急仮設住宅（民間住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

エ　所得等の要件として、前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯

(ｱ)　（収入額）≦500 万円の世帯

(ｲ)　500 万円＜（収入額）≦700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要配慮世帯

(ｳ)　700 万円＜（収入額）≦800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要配慮世帯

(2)　応急修理の方法

ア　修理計画等

修理対象は、おおむね半壊(焼)として、各対象世帯個々の修理計画を作成するとともに、工事仕様書を作成する。

イ　応急修理の対象箇所

以下の項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。

なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。

(ｱ)　屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

(ｲ)　ドア、窓等の開口部の応急修理

(ｳ)　上下水道、電気、ガス等の配管及び配線の応急修理

(ｴ)　衛生設備の応急修理

ウ　応急修理の期間

災害発生後できるだけ早い時期に着工し、１カ月以内に完了させる。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3)　応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

(4)　整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類を整備する。

ア　住宅の応急修理費（災害救助法第 18 号様式）

イ　修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）

ウ　支払関係証拠書類

６　公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1)　実施担当班長（所属長）は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

(2)　市内の公営住宅で不足する場合は、県に提供を要請する。

(3)　実施担当班長（所属長）は、提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

第 37 節　　ボランティア受入れ計画

大規模な災害等による災害応急対策を実施するうえで､効果的なボランティア活動を行うため、佐渡市社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区、ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。

1　実施担当班（課）

(1)　実施責任者

市長は、災害の状況により、災害対策本部の要員が不足するときは、佐渡市社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区（以下「奉仕団体」という。）等に対し、奉仕協力の要請や一般労働者等の雇用を図る。

ア　市社会福祉協議会

(ｱ)　災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

(ｲ)　ボランティアセンター設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

(ｳ)　災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し､県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ　市

(ｱ)　ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

(ｲ)　市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

ウ　ボランティアセンター

(ｱ)　ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営等に係るボランティア需要の把握を行う。

(ｲ)　上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報発信を行う。

(2)　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会福祉課	地域福祉係	ボランティアの受入れ等に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

2　災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会を主体として、関係機関の支援・協力を得て組織する。

(1)　活動内容

ア　ボランティアの受付、登録

イ　ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報の提供

ウ　各班からの要請に基づくボランティアの派遣

エ　統括調整班との連絡調整

オ　ボランティア活動情報の集約・管理
カ　活動に関するボランティアへのオリエンテーション(活動内容等)
キ　外部ボランティアや地元ボランティアとの活動調整
ク　ボランティア活動保険加入業務
ケ　その他

(2)　活動内容の記録

ボランティアの奉仕を受けた各班は、次の事項について記録し、実施担当班長（所属長）に報告する。

ア　ボランティアの名称、人数及び氏名
イ　期間
ウ　その他必要事項

3　ボランティアの受入れ業務

(1)　一般ボランティアの活動内容

ア　避難所管理運営　　イ　避難者リストの作成整理(50 音順)　　ウ　給水
エ　物資の調達・運搬　　オ　炊き出し　　カ　清掃等の衛生管理
キ　安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助
ク　屋内・屋外片付け　　ケ　引越し手伝い　　コ　配食　　サ　移送・運転サービス
シ　外出介助　　ス　買い物代行　　セ　話し相手　　ソ　娯楽の提供
タ　救援ボランティア対策事務の補助　　チ　その他

(2)　専門職ボランティア

ア　医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、保育士等
イ　航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
ウ　建築物の応急危険度判定技術者　　エ　通訳(外国語、手話，要約筆記，点訳，音声訳)
オ　高齢者、障害者等の介護、看護補助者　　カ　アマチュア無線技師
キ　パソコン通信等のためのコンピューター関係者　　ク　その他

4　奉仕団体への協力要請

(1)　奉仕協力の要請方法

実施担当班長（所属長）は、統括調整班長（防災管財課長）と協議し、ボランティアセンターに対して次の事項を通知し、要請する。

ア　応援を必要とする理由
イ　作業内容
ウ　従事場所
エ　人員
オ　従事期間
カ　集合場所
キ　その他必要事項

(2)　ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

ア　避難所における被災者の世話

イ　炊き出し作業

ウ　救援物資の整理、輸送、配分等の作業

エ　飲料水の供給

オ　医療、助産、清掃、防疫等の作業

カ　被害調査

キ　その他応急対策に必要な作業

(3)　奉仕団体の対応

要請を受けた奉仕団体の長は、下記の事項について実施するものとする。

ア　派遣可能なボランティアの把握

事前登録ボランティアへの要請及び応援ボランティアの把握

イ　派遣先の調整

応援要請内容により調整のうえ、ボランティアを派遣する。

ウ　派遣記録

ボランティアを派遣した場合は、次の事項について記録し、県民生部福祉総務班長に報告する。

(ｱ)　ボランティアの名称、人数及び氏名

(ｲ)　期間

(ｳ)　その他必要事項

５　ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動に対し、次の支援を行う。

(1)　災害の状況、災害応急状況等の情報提供

(2)　机や電話、市内地図などの資機材の提供

(3)　会議室等の活動拠点の提供

(4)　職場や学校へ提出するための従事証明書の発行

(5)　光熱水費などの経費の負担

(6)　その他ボランティア活動者に対する必要な支援

６　ボランティア活動保険への加入奨励

ボランティア活動時の事故等の補償のため、ボランティア活動者についてはボランティア保険加入を奨励する。

第 38 節　　義援金の受入れ・配分計画

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

1　実施担当班（課）

(1)　義援金支給に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会福祉課	地域福祉係	義援金の支給に関すること。
災害対策本部設　置　後	被災者対策班	―	

(2)　義援金受入れに係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	会　計　課	出　納　係	義援金及び見舞金の受入れに関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

2　義援金の受入れ、配分フロー図

義　援　金　の　受　入　れ　の　周　知　　・義援金　　受入れ口座の設定・周知

↓

義　援　金　の　受　入　及　び　保　管　　・義援金　　現金領収及び金融機関への口座振替

↓

義　援　金　の　配　分　　・義援金　　配分委員会の開催及び義援金の配分

3　義援金受入れの周知

市及び奉仕団体は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県を通じて国の非常災害対策本部等並びに報道機関を通じ次の事項を公表する。

(1)　振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）

(2)　受入窓口

(3)　送り先

4　義援金の受入及び保管

市	1　受入窓口 総務班とする。 2　現金の受入 (1)　一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」の口座に入金する。 (2)　国又は地方公共団体等からの見舞金は「災害救助事業特別会計」歳入口座に入金する。 3　義援金等の管理 (1)　一般からの義援金は、歳入歳出外現金の「災害見舞金」として管理する。 (2)　国又は地方公共団体等からの見舞金は「災害救助事業特別会計」として管理する。
日赤	1　一般からの受入窓口を開設する。 2　一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3　振込口座を設定する。

5　義援金の配分

(1)　実施担当班長（所属長）は、奉仕団体等の義援金受付団体に寄託された義援金について「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2)　義援金配分委員会の構成

市（被災者対策班（社会福祉課））、奉仕団体、その他義援金受付団体等

(3)　配分計画

義援金配分委員は義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第 39 節　　義援物資対策

１　基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

(1)　市の責務

ア　避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。

イ　早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

ウ　ＮＰＯ等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(2)　県の責務

ア　避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

イ　インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災６時間後には全国へ発信する。

(3)　その他

活動の調整については、県災害対策本部(食料物資部)及び市災害対策本部が実施する。

２　情報の流れ

(1)　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、ＮＰＯ、ボランティア	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先企業・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針
県	協定先企業・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

(2)　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、ＮＰＯ、ボランティア	供給情報

3　業務の体系

4　業務の内容

(1)　情報収集

実施主体	対　　策	協 力 依 頼 先
県災害対策本部	・　最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 ・　配送等にかかる道路・交通情報の把握	市、提供申出者、県災害対策本部(生活基盤対策部)、NPO、ボランティア

(2)　情報発信

実施主体	対　　策	協 力 依 頼 先
県災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 ・　被災地ニーズ ・　被災地状況 ・　県・市の受入れ方針　等 をいち早く、県ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3)　義援物資提供の受付対応

実施主体	対　　策	協 力 依 頼 先
県災害対策本部	被災地が必要としているもの、その必要量及び送付希望の被災地その送付方法を的確に知らせ、被災地が必要とするものの提供を受ける。	提供申出者

(4)　県で受入れをする場合の対応

実施主体	対　　策	協 力 依 頼 先
県災害対策本部	提供申出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、県備蓄物資保管場所等で一時保管を行う。 在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配布する。	

(5)　義援物資の配布

実施主体	対　　策	協 力 依 頼 先
市	・　市へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・　避難者の物資需要を把握する。 ・　避難者に物資を配布する。	
県	・　県へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・　市からの調達要請物資を集約する。 ・　保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・　トラック協会へ輸送を依頼する。	
トラック協会	県からの要請に基づき物資を輸送する。	

第 40 節　　災害救助法による救助

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

１　実施担当班（課）

(1)　市長は、災害時において２の法適用の基準に達する被害が発生した場合には、県知事に対して災害救助法の適用を要請する。

(2)　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	総　務　課	法　規　係	災害救助法等の適用申請に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

２　災害救助法による救助フロー図

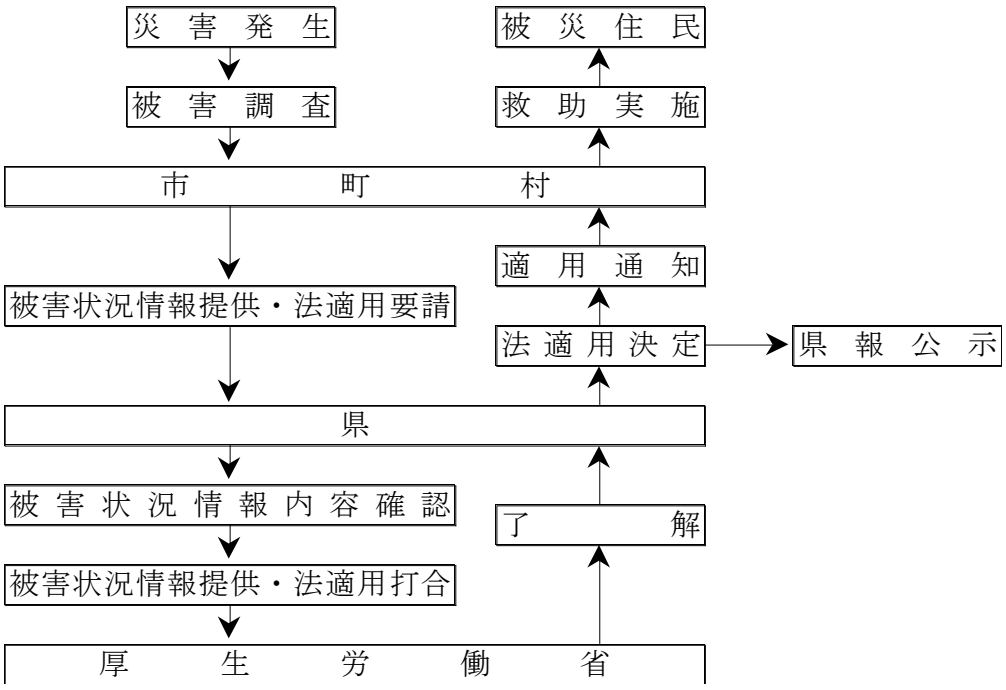

３　市長が実施する救助

(1)　法が適用された場合に、県知事の委任を受けて市長が実施する救助は、次のとおりとする。

ア　収容施設の供与

イ　炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ　災害にかかった者の救出
オ　学用品の給与
カ　埋葬
キ　死体の捜索及び処理
ク　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
ケ　上記により市長が行う事務を除くほか、知事が行う事務の補助

(2)　市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。

4　災害救助法の適用基準

(1)　基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。
イ　同一災害によることを原則とする。
　例外として
(ｱ)　同時点又は相接近して異なる原因による災害
(ｲ)　時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
ウ　人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2)　適用基準

次の項目のいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア　住家の滅失した世帯が、80 世帯以上であるとき。
イ　県下の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの２分の１以上であるとき。
ウ　県下の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。
エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、厚生省令に定める基準に該当するとき。

5　被害状況の判定基準

(1)　滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊(焼)又は流出した世帯を標準とし、住家が半壊(焼)した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(全壊(焼)＋流失) ＋ (半壊(焼)×１／２) ＋ (床上浸水等×１／３) ＝ 滅失世帯数

(2)　住家滅失の認定

ア　住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没もしくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいづれかのもの。

(ｱ)　住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの。

(ｲ)　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

イ　住家半壊(焼)

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの。

(ｱ)　損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの。

(ｲ)　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

ウ　床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3)　世帯及び住家の認定

ア　世帯

(ｱ)　生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(ｲ)　学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を１世帯とする。

イ　住家

(ｱ)　現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(ｲ)　炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して１住家とする。

(ｳ)　アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって１住家とする。

(ｴ)　学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※１　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※２　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

６　災害救助法の事務手順及び救助法の適用に係る事務手順

事項／段階		市における実施事項		留　意　事　項
		項　目	内　　容	
事前対策		避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置準備	
		救助物資調達先の準備	1　備蓄物資の確保 2　商工会等との事前打合せ	
		被害状況報告体制の確立	1　事前に担当区域を指定した調査班の設定 2　各地区に情報連絡責任者及び調査班に調査責任者の設定 3　調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領の説明、周知	被災者台帳 （第６号様式）
災害発生時点		被害状況の把握	1　被害地区情報連絡責任者よりの報告 2　調査班の出動 3　被災者台帳の作成 (1)　被害程度（人的、物的） (2)　家族の状況 (3)　課税状況、世帯類型、必要な救助	被災者台帳の(2)(3)については、状況によって段階的に処理すること。
		被害状況の報告（発生報告）	県防災局危機対策課へ報告 （電話又はＦＡＸ）	被害状況調 （第１号様式）
災害救助法の適用時点以降	第一段階	災害救助法の適用要請	1　市（責任者）当局よりの救助法適用要請 2　県職員等の応援要請	
		避難勧告・指示 避難所の開設	1　避難所への誘導、整理職員の派遣 2　避難状況の把握 3　避難所の維持管理	
		り災者の救出	1　救出のための要員（消防団員）の動員、機械等の借上げ 2　必要に応じ関係機関への援助要請	
		炊き出しその他による食品の給与	1　食料の応急調達 2　炊き出し所への責任者派遣 3　婦人会等への炊き出し協力要請（協力命令） 4　給与状況の把握	1　避難所収容者以外の者に対しても給与できる。 2　消防団、市職員、応急要員分は別にする。 3　協力活動に対する報酬は、支払わない。
		飲料水の供給	1　給水車の確保 2　機械器具の借上げ	
		救護班の編成（公立病院等の協力）	1　日赤救護班の派遣要請 2　病院又は診療所に移送	協力活動に対する報酬は支払わない。

		死体の捜索と処理及び埋葬	1　死体捜索（機械器具借上要員の動員－消防団、自衛隊等の協力） 2　死体処理（洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動） 3　埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給）	
	第二段階	被害状況の調査確認の完全化		
		中間報告	とりあえず電話報告、後で文書にて県防災局危機対策課へ報告（被害状況添付）	（第５号様式）
		応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告する。	（第２号様式）
		被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		学用品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		障害物の除去	1　対象世帯の選定 2　実施計画（人夫雇上げ、機械借上げ業者委託も可）	障害物の存在、場所及び経済的能力により対象を定めること。
		義援金品の受付開始		
	第三段階	中間報告	とりあえず電話報告、後で文書報告（被害状況、救助実施状況、救助費概算額調添付）	
		各種救援救助の実施継続		
		応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施工→入居	
		住宅の応急修理	対象世帯の選定→実施計画→大工左官等の雇上げ（業者委託も可）	
		救助の特別基準申請	各救助内で特別基準申請の必要のあるものについての要請（救助期間内に電話要請→文書は事後で可）	
		災害弔慰金等の支給	1　災害弔慰金の支給 2　災害障害見舞金の支給	
		災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
		完了報告	文書報告（被害状況、救助実施状況、救助費概算調添付）	

7　災害救助法による救助の内容

災害救助法による救助の内容は、次のとおりとする。

ただし、災害救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、各対策に具体的に実施すべき内容を定めてあるので、各対策も参照すること。

(1)　避難所の設置

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害によって現に被害を受けた者 (1)　住家が被害を受け、居住の場所を失った者 (2)　現に災害を受けた者（旅館の宿泊人、下宿人、一般家庭の来訪者、通行人等） 2　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 (1)　避難指示(緊急)・勧告が出た場合 (2)　避難指示(緊急)・勧告は出ていないが、緊急に避難する必要がある場合
3　救助の方法	1　避難所の設置 (1)　既存建物利用（学校、公民館、神社、寺院、旅館、工場、倉庫等） (2)　野外仮設（仮設建物、天幕借上げ） 2　避難所の設置予定場所については、事前に定めて住民に周知しておくこと。 3　避難所を設置したときは、速やかにり災者に場所を周知させ収容保護すること。 4　市長は、各避難所ごとに責任者を派遣してり災者の保護及び避難所の管理にあたること。
4　費用の範囲	1　人夫賃（設置、維持及び管理の人夫賃金） 2　消耗器材費（上敷ゴザ、床又は間仕切用の板、釘、ブロック、ロウソク、掃除用具） 3　建物器物等使用謝金 4　燃料費（採暖、湯茶を沸かす薪炭、石炭、ガス、電気等の経費） 5　仮設便所、炊事場の設置及び臨時電灯設備費等 6　衛生管理費（手洗用クレゾール石けん代等）
5　費用の限度	1　基本額　１人１日当たり 320 円以内 2　加算額　冬季（１０月～３月）については、別に定める額を加算する。 3　高齢者等のよう配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
6　救助の期間	災害発生の日から７日以内
7　特別基準	1　避難所開設期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である７日以内 2　限度額の引き下げ
8　実施状況報告	1　避難所の開設状況報告（開設後直ちに） (1)　開設の日時及び場所 (2)　箇所数及び収容人員 (3)　開設期間の見込み 2　避難所収容状況報告（日報） 収容人員（避難所別）

	3　避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　避難所用物資受払簿（救助の種目別物資受払簿）（整備書類６） 3　避難所設置（第９号様式） 4　避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
10　その他	1　避難所へ収容する者は、居住地の有無には全く関係ない。 2　冬期、夏期の判定は、災害の発生した日をもって決定する。

(2)　応急仮設住宅

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　住家が全焼、全壊又は流出した者であること。 2　居住する住家がない者であること。 3　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 4　該当者の選考については選考委員会（市職員、民生委員、町内会長、福祉団体の長）により適正な選考をする。
3　救助の方法	1　原則として県において設置するが、災害の規模等により市長の設置が可能なときは、市長に事務委任する。 2　工事は、実施者の直営又は業者に請負わせて実施する。 3　設置基準は、29.7 ㎡（９坪）を基準とする。構造は１戸建又はアパート式建築のいずれでもよい。 4　市長は、建設戸数に対応する土地を選定の上、私有地については２ヶ年程度の土地使用契約をする。 5　入居については、入居契約書を徴して入居させ、後日立ち退き等についての問題の生じないよう配慮すること。 6　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。
4　費用の範囲	1　敷地費、建築費、付帯工事費、人夫賃、建築事務費等の一切の経費 2　直営工事の場合の事務費 3　法第 24 条の規定によって従事命令の場合の実費弁償費
5　費用の限度	1 戸当たり 29.7 ㎡を基準とし、2,660,000 円以内 (1) １戸当たりの基準 29.7 ㎡は当該応急仮設住宅の平均が概ね 29.7 ㎡以内であればよいことであり、家族数の多少により基準面積を若干上下することは差し支えない。 (2) 同一敷地内等におおむね50個以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）
6　救助の期間	1　着工期間　災害発生の日から 20 日以内 2　竣工期間　着工後速やかに竣工する。
7　特別基準	1　着工期間の延長。延長の期間は必要最小限の期間とする。 2　限度額の引き上げ 3　貸与期間の延長
8　実施状況報告	1　入居該当者の報告 2　設置戸数の協議 3　着工報告（日報） 4　竣工報告（日報） 5　市長に事務委任した場合は新潟県災害救助実施要領による。

9　整備書類	1　応急仮設住宅建設関係資材受払簿 （救助の種目別物資受払簿）（整備書類６） 2　応急仮設住宅設置台帳（第 10 号様式） 3　応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類 4　建築のための工事（契約書、設計書、仕様書等）関係書類 5　救助実施記録日計票（第８号様式） 6　応急仮設住宅敷地貸借契約書 7　応急仮設住宅使用貸借契約書
10　その他	1　貸与期間は、工事完了の日から２ヶ年以内 2　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3　民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象となる。

(3)　炊き出しその他による食品の給与

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　避難所に収容された者であること。 2　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため炊事のできない者 3　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者 4　被害を受け、一時縁故先等に避難する者 5　床下浸水ではあるが自宅において自炊不可能な者
3　救助の方法	1　炊出し及び弁当等 2　食料の供給にあたっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保についても配慮する。 3　炊事所に責任者（市職員）を派遣し、円滑な救助の実施を図る。
4　費用の範囲	1　主食費 (1)　米穀販売業者及び食料事務所等から購入した米穀 (2)　業者から購入した弁当等 (3)　一般の食料品店その他から購入したパン、乾パン、うどん、インスタント食品等 2　副食費　調味料を含み、品目及び数量については、制限なし。 3　燃料費　同上 4　雑　費 (1)　器物（炊飯器、釜、なべ、やかん、杓子、バケツ等）の使用謝金又は借上料 (2)　にぎり飯の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費 (3)　備品類の購入は認められない。
5　費用の限度	1　１人１日当たり 1,110 円以内 2　主食、副食、燃料、雑費等の一切を含む。 1,110 円≧総経費÷（総延給食費÷３）
6　救助の期間	1　災害発生の日から７日以内 2　被災者が一時縁故先へ避難する場合は、３日以内を旅程に応じ現物を支給することができる。
7　特別基準	1　給与期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である７日以内 2　限度額の引上げ

8　実施状況報告	1　炊き出し開始報告 2　炊き出し終了報告 3　炊き出し場所数（日報） 4　炊き出し場所別給与人員（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　炊き出しその他による食品給与用物資受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　炊き出し給与状況（第 11 号様式） 4　炊き出し用品借用簿（第 11 号様式） 5　購入代金等支払状況証拠書類
10　その他	1　基準以外の分（費用の限度額を超えた場合、市職員、消防団員、応援要員等の食べた分）は市の負担 2　配分漏れ、重複支給のないよう注意する。 3　実際に、り災者に支給した分のみであり、輸送途中で亡失した分は負担金の対象とならない。 4　学校給食法に基づくものは、対象とならない。 5　食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額範囲内であればよい（1 食 1/3 日）

(4)　飲料水の供給

1　実施者	市長
2　救助対象者	災害のため、現に飲料水を得ることができない者 1　住宅等に重大な被害を受けなくても、水源地の汚染、水道の破壊等による場合も考えられる。 2　飲料水及び炊事のための水に限る。
3　救助の方法	1　ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の交付 2　被災地近くの水源地から飲料水を運搬して供給する。
4　費用の範囲	1　ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修理費及び燃料費 (1)　機械…運搬する車、ポンプ等 器具…バケツ、ポリタンク、ビン等 (2)　燃料費とは、ろ水器、自動車等のガソリン代であり、採暖料ではない。 2　浄水用薬品及び資材費 (1)　薬品費とは、被災者が直接飲用する水を浄水するカルキ等に要する費用に限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。 (2)　資材費とは、ろ水器等に使用するフィルター等の経費
5　費用の限度	1　供給必要量をろ水又は運搬する直接、間接の経費（基準はない） 2　機械器具の借上料、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材の費用は、その地域の通常（平時）の実費とする。
6　救助の期間	災害発生の日から７日以内
7　特別基準	供給期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である７日以内
8　実施状況報告	飲料水の供給地区、対象人員、供給水量及び供給方法（日報）

9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　給水用機械器具、燃料、浄水用薬品資材受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　飲料水の供給簿（第 12 号様式） 4　支払関係証拠書類及び物品受払関係書類
10　その他	飲料水供給のための恒久的対策は、負担金の対象として認められない。 1　ボーリング等による新水源発見の費用 2　送水するための配水管を敷設する費用 3　水道の修繕費、井戸さらいの場合の人夫賃、資材費等は原則的には認められない。 4　輸送費、人件費は別途計上

(5)　被服寝具その他生活必需品給与又は貸与

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者 2　被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 3　被服寝具その他生活必需品物資がないために直ちに日常生活を営むことが困難である者
3　救助の方法	被災者台帳（第６号様式）に基づき、割当計画を作成し、被災者の被害区分に応じた受領書を徴して支給する。
4　費用の範囲	1　寝具（就寝に必要な最小限度の毛布、布団等） 2　外衣（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等） 3　肌着（じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等の下着類） 4　身回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、地下足袋、サンダル、傘等） 5　炊事道具（炊飯器、なべ、かま、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等） 6　食器（はし、茶碗、皿、汁碗等） 7　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉、上敷ゴザ等） 8　光熱材料（マッチ、ロウソク、薪、木炭、プロパンガス等） 以上８種類に限定されるのが原則であるが、内容の個々の品目については、各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

5　費用の限度

1　全壊(焼)又は流失世帯　（単位：円）

季別＼世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増す毎に
夏期（4月～9月）	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
冬期（10月～3月）	30,400	39,500	55,500	64,300	80,900	11,100

2　半壊(焼)又は床上浸水世帯

季別＼世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増す毎に
夏期（4月～9月）	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬期（10月～3月）	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	1　給貸与の期間延長 延長期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内 2　季別の変更申請は、給与する前を原則とするが、給与期間中でもよい。 3　限度額の引上げ。
8　実施状況報告	1　世帯構成員別被害状況 2　給与状況報告（日報） 3　給与完了報告
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　被服、寝具等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　物資の給与状況（第 13 号様式） 4　救助物資受領書 5　救助物資給与関係調達、支払証拠書類
10　その他	1　被災者の世帯構成人員は、実際に給与する時点の人数によること（死亡行方不明は、除く。）。 2　季別の区分は、災害発生の日をもって決定する。 3　旅館の宿泊人が被災した場合、必要があれば給与して差し支えない。 4　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額。 5　現物支給に限ること。

(6)　医療及び助産　　ア　医療

1　実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者 (1)　医療を必要とするに至った原因を問わない。 (2)　傷害を受け、又は疾病にかかった日時を問わない。 (3)　患者自身の経済的能力の如何を問わない。 (4)　被災者のみに限定されない。 2　応急に医療を施す必要がある者で、次のような者は対象とならない。 (1)　災害発生の混乱時に強いて治療しなくてもよいような疾病 (2)　就職等のための健康診断 (3)　予防注射等の防疫上の措置
3　救助の方法	原則として救護班によって行う。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による利用として行う場合もある。
4　費用の範囲	1　診察 2　薬剤又は治療材料の支給 3　処置、手術その他の治療及び施術 4　病院又は診療所への収容 5　看護
5　費用の限度	1　救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費 2　一般病院等又は診療所による場合 (1)　国民健康保険の診療報酬の額以内 (2)　診療点数は、当該医療機関が採用しているものとする。

	3　施術者による場合 　当該地域内における協定料金の額以内
6　救助の期間	災害発生の日から１４日以内
7　特別基準	医療期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である１４日以内
8　実施状況報告	1　救護班の派遣の必要性 2　救護班の開始報告 3　診療人員及び実施状況（日報） 4　救護班終了報告
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　医薬品衛生材料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　救護班活動状況（第 14 号様式） 4　病院診療所医療実施状況（第 15 号様式） 5　医療関係支払証拠書類
10　その他	1　法による医療の優先（他法に優先して医療費を支出することができる。） 　国民健康保険、健康保険、共済組合保険等に加入している者であって、すべてこれらの社会保険に優先して本法が適用されるので、留意すること。 　このことは治療に当たる者または機関に対して事前に十分知らしめ、それらが請求間違いあるいは二重請求することのないよう指導すべきである。 2　患者の移送費は別途計上

(6)　医療及び助産　　イ　助産

1　実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　災害のため、助産の途を失った者であること。 2　被災者であると否とを問わない。 3　本人の経済的能力の如何を問わない。 4　災害の発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者でなければならない。 5　出産のみでなく、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者
3　救助の方法	1　救護班によって行われることが望ましいが、助産師によることもできるものとする。 2　救護班及び助産師のほか、産院又は一般医療機関で行っても差し支えない。
4　費用の範囲	1　分娩介助に要する経費 　陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助 2　分娩前、分娩後の処置に要する費用 　出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後措置 3　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料 　その他の衛生材料としては、ネル、サラシ、油紙、アマニ油、リゾール、シッカロール

5　費用の限度	1　救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）薬剤の実費 2　助産師による場合は、当該地域における慣行料金の８割以内の額とする。
6　救助の期間	分娩した日から７日以内
7　特別基準	助産期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である７日以内
8　実施状況報告	助産の実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　医薬品衛生材料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　助産台帳（第 16 号様式） 4　支払関係証拠書類
10　その他	1　非常災害に遭遇したことのショックにより異常出産等も考えられるので、生命の安全については、特に配慮すること。 2　妊婦等の移送費は別途計上

(7)　被災者の救出

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者 (1)　火災の際に、火中に取り残されたような者 (2)　地震の際に、倒壊家屋の下敷きになったような場合 (3)　水害の際に、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合又は山津波により生き埋めになったような場合 2　災害のため、生死不明の状態にある者 (1)　行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者 (2)　行方は分かっているが、生命があるかどうか明らかでない者 3　災害にかかった原因の如何を問わない。 4　人の救出だけに限定されている。
3　救助の方法	生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法をとること。
4　費用の範囲	1　借上費 (1)　船艇その他救出のために必要な機械及び器具借上費 (2)　直接捜索及び救出作業に使用したものに限る。 2　修繕費 救出のために使用した機械及び器具の修繕費 3　燃料費 (1)　機械及び器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代 (2)　捜索や救出作業を行う場合の照明の灯油代 (3)　救出した者を蘇生させるための採暖用の燃料費 4　救出のための賃金職員等雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、「輸送費」及び「賃金職員等雇上費」として一括計上すること。
5　費用の限度	救出に要した経費が有効かつ適切なものであった場合において当該地域の通常の実費とする。

6　救助の期間	災害発生の日から３日以内（４日以後は、死体の捜索として取り扱う。）
7　特別基準	救出期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である３日以内 1　現に救出を要する者が眼に見えるようなとき。 2　家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。 3　災害の発生が継続してるとき。
8　実施状況報告	救助の実施状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　被災者救出用の機械、器具、燃料受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　被災者の救出状況記録簿（第 17 号様式） 4　救出費用支払及び物品関係証拠書類
10　その他	1　船舶の遭難 原則的には、水難救護法によって救護されることになるが、同法にて不十分な場合は、本法が適用されることもある。 2　輸送費、人件費は別途計上

(8)　災害に関った住宅の応急修理

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　災害によって、住家が半壊又は焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 (1)　半壊、半焼したものに限定し、全壊(全焼)、流出及び床上浸水は含まれない。 (2)　災害に起因するものであること。 2　自らの資力をもってしては、応急修理ができないものであること。（内容は、応急仮設住宅に準ずる） 3　対象世帯の選定については、応急仮設住宅の設置方法に準ずる。
3　救助の方法	1　救助の実施機関である知事（委任→市長）が各対象世帯個々の修理計画を作成し、現物給付をもって実施すること。 （注）現物給付というのは、木材、釘、トタン板等の材料を支給する意味でなく、実施機関が大工等を雇って実施することをいう。 2　実施者が調査の上、作成した修理計画（仕様書）に基づいて業者に請け負わせるか又は直営工事とすること。 3　日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理とすること。 (1)　居室　　(2)　炊事場　　(3)　便所等
4　費用の範囲	1　修理の規模については、坪数の制限はないが、居室、炊事場 、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の補修費（土台、壁、窓、戸、天井、屋根等） 2　応急修理の原材料費（木材、トタン、釘、ガラス、必要最小限度の畳等） 3　大工、左官、人夫賃等の労務費 4　材料の輸送費、工事事務経費等 5　法第 24 条の規定による従事命令の場合の実費弁償費

5　費用の限度	1 世帯当たり 576,000 円以内
6　救助の期間	1　着工時期　　災害発生後できるだけ早い時期 　　事務委任した場合は、委任完了後速やかに着工する。 2　完了時期　　災害発生の日から１カ月以内
7　特別基準	1　限度額引き上げ 2　完了期間の延長 　延長の期間は、通常の場合、基準期間である１カ月以内
8　実施状況報告	1　住宅応急修理の該当者の報告 2　修理戸数の協議 3　着工及び竣工報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　住宅応急関係資材等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　住宅の応急修理記録簿（第 18 号様式） 4　修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等） 5　工事代金等支払関係証拠書類
10　その他	1　市に事務委任した場合、新潟県災害救助実施要領による。 2　同一住家に２以上の世帯が居住している場合は、１世帯とみなす。

(9)　生業資金の貸与

生活福祉資金、災害援護資金等各種貸付制度等が充実された現在、これらの制度を活用することとし、この生業資金の貸与制度は、事実上停止している。

(10)　学用品の給与

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害によって、住家に被害（全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水）を受けた児童・生徒であること。 2　高学校、小・中学生に限ること。（特別支援学校を含む。） 3　学用品がなく就学に支障を生じている場合に給与する。
3　救助の方法	1　校長、市教育委員会等の協力を得て、児童生徒の確実な人員数、学年別数を把握すること。 2　高校・中学校・小学校の学年別に配分計画表を作成し、必要量に限って調達すること。 (1)　なるべく学年別によって、同一規格、同一価格のものを購入し、事務的煩雑を防ぐこと。 (2)　多量の場合は､各品目別に購入価格の平均額を決めることもやむを得ない。 3　支給に当たっては、親権者の受領書を徴しておくこと。
4　費用の範囲	1　教科書（文部科学省検定教科書又は文部科学省著作教科書に限る。） 2　教材 　県又は市教育委員会に届出又は承認を受けて使用している準教科書及びワークブック（辞書、図鑑等は、除外するのが適当である。） 3　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、ｸﾚﾖﾝ、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

	4　通学用品（運動靴、カバン、傘、ゴム靴等） 文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについては、変更して差し支えない。
5　費用の限度	1　教科書及び教材　　実費 2　文房具及び通学用品 (1)　小学生　1人当たり 4,300 円以内 (2)　中学生　1人当たり 4,600 円以内 (3)　高学生　1人当たり 5,000 円以内
6　救助の期間	1　教科書　　災害発生の日から1カ月以内に支給完了 2　文房具及び通学用品　　災害発生の日から 15 日以内に完了
7　特別基準	給与期間の延長 1　教科書及び教材　　期間延長は、通常の場合、1カ月以内 2　文房具及び学用品　　期間延長は、通常の場合、15 日以内
8　実施状況報告	1　学年別被災児童、生徒数 2　支給状況別報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第8号様式） 2　教科書及び学用品等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類6） 3　学用品の給与状況（第 20 号様式） 4　学用品購入関係支払証拠書類
10　その他	1　小学校児童、中学校生徒及び高校生徒の判定は、原則として災害発生の日によるものとする。ただし、学年末等の場合は、実情に則した判定をして差し支えない。 2　備蓄物資は評価額。 3　入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。

(11)　埋葬

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害時の混乱の際、死亡したものであること。 (1)　死因及び場所の如何を問わない。 (2)　災害発生の日以前に死亡した者でまだ埋葬が終わっていないもの 2　災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。 (1)　緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。 (2)　墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。 (3)　埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼児等で埋葬を行うことが困難であるとき。 (4)　経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に関わらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき。
3　救助の方法	1　埋葬の程度は、応急仮葬であり、土葬又は火葬を問わない。 2　救助の実施機関が現物給付をして実施することを原則とする。 3　民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外的措置として、費用の限度内で実費を補償することができる。
4　費用の範囲	1　埋葬の際、使用する棺、骨つぼ等（応急仮葬であり、いわゆる一般の葬祭とは異なるので、供花、供物、酒代等の類は認められない。） 2　火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び賃金職員等雇上費）

5　費用の限度	1　大人（満 12 歳以上）　1 体当たり 210,400 円以内 2　小人（満 12 歳未満）　1 体当たり 168,300 円以内
6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	埋葬期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8　実施状況報告	埋葬救助の実施状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　埋葬資材受払状況（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　埋葬台帳（第 21 号様式） 4　埋葬、支払関係証拠書類
10　その他	1　法の適用地域の死体が法の適用されない地域へ漂着した場合 その死体が当該災害によるものと推定される場合には、適用市町村へ連絡するとともに、県に対しても報告し、指示を受けること。 2　災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。

(12)　死体の捜索

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　行方不明の状態にある者で、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者 (1)　行方不明になってから既に相当な時間を経過している場合 (2)　災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合 2　死亡した原因の如何を問わない。 3　死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は、関係しない。
3　救助の方法	多数の死亡者の死体を判明しないまま放置することは、人道上からも人心の安定を図るうえからも許されるべきではないので、市民の労力奉仕等により捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
4　費用の範囲	1　借上費 (1)　船艇その他の捜索に必要な機械及び器具の借上費 (2)　直接捜索作業に使用したものに限る。 2　修繕費 捜索のために使用した機械及び器具の修理費 3　燃料費 機械及び器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 4　死体捜索のための賃金職員等雇上費及び輸送費は、経理上捜索費から分離し、「輸送費」「賃金職員等雇上費」に一括計上すること。
5　費用の限度	捜索を実施するに、真にやむを得ない上記に要する費用の通常の実費
6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	捜索期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内

8　実施状況報告	捜索状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　捜索用機械、器具、燃料受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　死体の捜索費（第 22 号様式） 4　捜索費用支払及び物品関係等証拠書類
10　その他	1　被災者の救出と死体の捜索とを区分することが極めて困難である場合は、災害発生後３日間は救出とし、３日以降は捜索として扱うのが適当である。 2　輸送費、人件費は、別途計上。 3　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

(13)　死体の処理

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、死体の一時保存又は検案を行うことができない場合 2　通常、死体の発見から埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。
3　救助の方法	1　救助の実施機関が現場給付として行うものであること。 (1)　死体の一時保存のための施設等の設置 (2)　死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供 (3)　処理に必要な物資の調達 2　刑事訴訟法及び検視規則等他の法令規定に該当するものは、該当法令に基づいて実施すること。 (1)　死亡の原因が明らかでない変死体等 (2)　警察官が発見した死体又は警察官に届出がなされた死体等 3　検案については、原則的には救護班が実施する。
4　費用の範囲	1　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 2　死体の一時保存のための費用 （原則的には、輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。） 3　救護班によらない場合の検案料
5　費用の限度	1　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 １体当たり 3,400 円以内 2　死体の一時保存 (1)　既存建物を利用する場合 借上げに要する通常の実費 (2)　野外仮設の場合 １体当たり 5,300 円以内 3　検案（救護班によらない場合） 当該地域の慣行料金の額以内で検案書代を含まない。
6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	処理期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内

8　実施状況報告	死体処理実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　死体処理物資受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　遺体処理台帳（第 23 号様式） 4　死体処理費支出関係証拠書類
10　その他	1　死体の捜索、埋葬等との関係に留意すること。 2　検案は原則として救護班。 3　輸送費、人件費は、別途計上。 4　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

(14)　障害物の除去

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 2　日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物の除去に限られること。 3　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。 4　住家の半壊又は床上浸水したものであること。 5　対象世帯の選定については、応急仮設住宅の設置方法に準ずること。
3　救助の方法	1　市長が現物給付をもって実施すること。 除去に必要な機械、器具の借上げにより賃金職員等及び技術者等を動員して障害物を除去すること。 2　日常生活に欠くことのできない場所の障害物を応急的に除去するものであり、原状回復することではない。
4　費用の範囲	除去に必要な機械、器具（ロープ、スコップ等）等の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費
5　費用の限度	１世帯当たり 134,800 円以内
6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	処理期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8　実施状況報告	1　障害物除去対象数 2　障害物除去実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　障害物除去関係物資等受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　障害物除去の状況（第 24 号様式） 4　除去のための工事関係書類（契約書、仕様書等） 5　除去費支払関係書類証拠書類
10　その他	1　住家の所有権にかかわりなく実施して差し支えない。 2　業者に一括して請け負わせて差し支えない。

(15)　応急救助のための輸送

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　当面の日常生活が営みえない状態にあること。 (1)　避難命令に基づき避難する住民の輸送 (2)　被災者を誘導するための人員、資材等の輸送 (3)　警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が応援した場合は、認められない。 (4)　災害の予防又は拡大の防止のための人員、物資、資材の輸送は、認められない。 (5)　避難所から帰宅する際の輸送は、原則的には認められない。 2　医療及び助産のための輸送 (1)　重症患者又は産婦を救護班の仮設する診療所、病院、産院等に入院、通院させる場合の輸送 (2)　救護班に関する人員の輸送 (3)　退院又は分娩後の帰宅の際の輸送は、原則的には認められない。 3　被災者救出のための輸送 (1)　救出された被災者の輸送 (2)　救出のために必要な人員、資材等の輸送 (3)　被害の拡大防止、早急な解消策のための人員、物資の輸送は含まない。 4　飲料水供給のための輸送 (1)　飲料水そのものの輸送 (2)　飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送 5　救済用物資の輸送 (1)　被服、寝具その他生活必需品の給与のための輸送 (2)　炊き出し用食料等の輸送 注：　被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資を救済用物資という。 (3)　学用品支給のための輸送 (4)　救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送 (5)　その他被災者救援のために直接使用される一切の物資の輸送 （10 その他欄に記載したものを除く。） 6　死体の捜索のための輸送 死体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送 7　死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送 (1)　死体の消毒、縫合、洗浄等の処理及び検案のための救護班員等の人員の輸送 (2)　死体の処置のための衛生材料等の輸送 (3)　死体発見場所から一時安置所までの輸送 (4)　死体の移動に伴う死体そのものの輸送 (5)　死体を輸送するための人員の輸送
3　救助の方法	1　県、市町村等所有の自動車、船舶等を使用して実施する。 2　輸送業者等から借り上げて実施する。契約する際、条件を明確にし、最も有効かつ適切な方法をとるよう配慮すること。 3　輸送業者以外から借り上げて実施する。
4　費用の範囲	1　運送費（運賃） 2　借上料 3　燃料費 4　消耗器材費 5　修繕費

5　費用の限度	当該地域の通常の実費とすること。原則的には、国土交通省の許可を受けている料金の額以内とすること。
6　救助の期間	各救助種目別の定められている救助期間の範囲内とすること。 （種目ごとの救助の期間が特別基準の承認を得た場合は、その期間とする。） 1　被災者の避難については、救助の種目の中では特に規定されていないが、災害発生又は発生しようとする一両日中に限定される。 （避難所の開設期間７日以内と同一のものではないこと。） 2　救済用物資の輸送については、救援物資等の内容により、救助の種目別給与品目（例えば、被服類なら 10 日以内、学用品なら 15 日以内、食品類なら７日以内）に準ずること。
7　特別基準	1　輸送期間の延長 各救助種目ごとの救助期間が延長されればその救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。ただし、各救助の期間延長はされないが、輸送期間だけの延長もすることができる。 2　輸送の特例 (1)　埋葬のための輸送 市の火葬場が使用できず、遠距離のものを使用するような場合 (2)　その他の輸送 避難所開設及び仮設住宅設置のための人員、資材等を遠方から輸送するような場合
8　実施状況報告	輸送状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　燃料及び消耗品等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　輸送記録簿（第 25 号様式） 4　輸送に関する支払関係証拠書類
10　その他	広義の救済用物資であっても次の場合には、各救助の基準額の中に包含されているので、原則として輸送費に計上しないこと。 1　避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材の輸送 2　応急仮設住宅建築の際の資材の輸送 3　住宅の応急修理用資材の輸送 4　埋葬の棺、骨つぼ等の輸送 5　死体保存のための仮設安置所設置資材の輸送 6　障害物除去のための資材の輸送

(16)　応急救助のための賃金職員等

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　被災者を避難させるために雇い上げたもの 2　医療及び助産における移送 (1)　重傷患者又は産婦を救護班、病院又は産院に運ぶ際のもの (2)　救護班の移動に伴い、医師、看護師等を移動させるためのもの （例）救護班員を背負って急流を渡る場合等 3　被災者の救出 (1)　被災者を救出するもの (2)　救出する機械、器具その他の資材を操作するもの 4　飲料水の供給 (1)　飲料水を供給するために要するもの

	(2)　飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要するもの (3)　飲料水を浄水するための医薬品等の配布に要するもの 5　救済用物資の整理、輸送及び配分 (1)　救済物資を区分し、整理し、保管するためのもの (2)　救済物資を送達するための荷物の積みおろし、上乗り及び運搬するためのもの (3)　輸送された物資をり災者に配分するためのもの 6　死体の捜索 (1)　死体を捜索するために必要なもの (2)　捜索に要する機械、器具その他の資材を操作するために必要なもの 7　死体の処理 (1)　死体の洗浄、消毒等の処理をするためのもの (2)　死体を安置所まで輸送するために必要なもの
3　救助の方法	1　知事、市長等が正当な方法で雇い上げて実施する。 2　仕事の量及び質の両面から検討し、必要最小限度の人数とする。
4　費用の範囲	この業務を行うために２つの方法で雇い上げた人夫に支払う賃金
5　費用の限度	当該地域の通常の実費とすること。 (職業安定所の業種別標準賃金を基礎とするのが適当である。)
6　救助の期間	救助の種類実施期間の範囲内とする。 り災者の避難及び救助用物資に関する期間は、(15)応急救助のための輸送で認めた期間とする。
7　特別基準	雇い上げ期間の延長、各救助種目ごとの期間以上に残務整理のための延長もできる。 雇い上げの特例 1　埋葬のためのもの 2　炊き出しのためのもの 3　遠距離から資材等を輸送するためのもの
8　実施状況報告	雇い上げの実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　雇上げ記録簿（第 31 号様式） 3　雇上げた賃金等に対する賃金移管する支払関係証拠書類
10　その他	救済用物資として認められないものの範囲は、輸送費に準ずる

(17)　実費弁償

1　範囲	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者
2　費用の限度	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。
3　期間	救助の実施が認められる期間内
4　その他	時間外勤務手当及び旅費は、別に定める。

(18)　救助に要した事務費

1　事務費の対象となる経費	1　旅費 (1)　県への打合せ旅費 (2)　救助物資の調達 (3)　輸送の旅費等 2　時間外勤務手当 県及び市職員に限られる。 3　賃金 臨時に雇い上げた職員の賃金 4　消耗品費 (1)　文具 (2)　用紙及び消耗器材 5　燃料費 (1)　燃料（暖房用灯油等） (2)　自動車燃料 6　食糧費 (1)　職員に対する炊き出しの賄料 (2)　応急救助対策打合せ会の賄料 7　印刷製本費 (1)　各種帳簿、台帳、諸用紙類 (2)　被災証明書 8　光熱水費 電灯料、水道料、ガス代等 9　通信運搬費 (1)　通信料　(2)運搬料　(3)近距離のバス、電車、船舶等の回数券 10　借料及び損料 (1)　土地、家屋の借上料 (2)　自動車及び船舶の借上料 (3)　機械器具の借上料 11　修繕費 (1)　自動車、船舶及び自動車等交通連絡の手段として使用した輸送機械器具に限られる。 (2)　現状回復であって、改良、改善は含まれない。 12　委託料 職員の行う事務の業務委託等
2　事務費の範囲	1　法第4条に規定する応急救助の事務を行うに必要な経費に限られるものとする。 2　事務費として認められる経費は、応急救助の実施に必要な事務に要した費用である。 3　応急救助を実施する機関の経費である。
3　事務費を支出できる機関	災害発生の日から救助期間内に支出したものに限られる。 この場合の支出とは、債務の確定をいうものであり、事実上の支払の意味ではない。
4　精算事務費の取扱い	1　精算の事務を行うに必要な経費については、精算事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる。 2　事務費の対象となる範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。
5　整備書類	1　救助事務費一覧表（第32号様式） 2　事務費に関する支払関係証拠書類

第 ３ 部　　災害応急対策計画

第２章　　風水害応急対策計画

第１節　　気象情報等伝達計画

風水害等は気象情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

１　実施担当班（課）

(1)　気象情報等の収集及び提供、災害情報発信の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課	防災安全係	１　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 ２　避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。 ３　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班 総　務　班	―	

(2)　報道要請等の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	総　務　課 広報戦略室	広報広聴係 情報政策係	報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

２　気象業務法に定める気象注意報・警報等の種類及び発表基準

気象等の予報に関係のある台風、大雨、その他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報・警報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかけることを目的としたものと、注意報・警報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

新潟地方気象台はこれらの情報を一般及び関係機関に対して発表する。

新潟地方気象台が佐渡地域を対象に発表する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。（平成 27 年 5 月 28 日現在）

(1) 注意報、警報

発表官署　新潟地方気象台

佐渡市	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	佐渡		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	関川流域=5.6，矢柄川流域=6.8，大倉川流域=7.3，馬首川流域=6.9， 和木川流域=5.9，白瀬川流域=7.8，椿川流域=7.5，梅津川流域=8.8， 石名川流域=9.5，入川流域=7.1，石花川流域=10.3，天王川流域=4.8， 久知川流域=9.4，河崎川流域=6.2，真更川流域=7.4，羽茂川流域=11.6， 西三川川流域=9.7，小川内川流域=6.9，真野川流域=5.2，国府川流域=24， 石田川流域=5.5，濁川流域=3.7，北狄川流域=7.3，戸地川流域=10.2， 貝喰川流域=5.2，長江川流域=6.2，山田川（佐和田）流域=6.4， 竹田川流域=6.2，藤津川流域=6.7，小倉川流域=13.6，中津川流域=5.1， 新保川流域=5.3，大野川流域=7，地持院川流域=6.6，帆柱川流域=4.5， 山田川（羽茂）流域=4.4，大久保川流域=6.1，長谷川流域=5.7	
		複合基準*1	天王川流域=（6，4.3），真更川流域=（6，6.6），石田川流域=（6，4.9）， 濁川流域=（6，3.3），藤津川流域=（6，6），小倉川流域=（6，10.2）， 新保川流域=（6，4.7），大野川流域=（6，6.3），長谷川流域=（6，5.7）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s*2
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s*2 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高	5.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	61	
	洪水	流域雨量指数基準	関川流域=4.5，矢柄川流域=5.4，大倉川流域=5.8，馬首川流域=5.5， 和木川流域=4.7，白瀬川流域=6.2，椿川流域=6，梅津川流域=7， 石名川流域=7.6，入川流域=5.6，石花川流域=8，天王川流域=3.8， 久知川流域=7.5，河崎川流域=5，真更川流域=5.9，羽茂川流域=9.2， 西三川川流域=7.7，小川内川流域=5.5，真野川流域=4.1，国府川流域=19.2， 石田川流域=4.4，濁川流域=2.9，北狄川流域=5.8，戸地川流域=8.1， 貝喰川流域=4.1，長江川流域=4.9，山田川（佐和田）流域=5.1， 竹田川流域=5，藤津川流域=5.3，小倉川流域=10.9，中津川流域=4， 新保川流域=4.2，大野川流域=5.6，地持院川流域=5.2，帆柱川流域=3.6， 山田川（羽茂）流域=3.5，大久保川流域=4.8，長谷川流域=4.1	
		複合基準*1	天王川流域=（5，3.8），真更川流域=（6，4.7），真野川流域=（7，4.1）， 国府川流域=（5，19.2），石田川流域=（6，3.5），濁川流域=（6，2.9）， 竹田川流域=（5，5），藤津川流域=（6，4.2），小倉川流域=（5，9.2）， 中津川流域=（6，3.2），新保川流域=（5，4.2），大野川流域=（6，4.5）， 帆柱川流域=（5，3.6），長谷川流域=（6，3.3）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	13m/s*3
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s*3 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%		
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか，日降水量20mm以上の降雨がある場合		
	低温	5～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11～4月：最低気温-4℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 11月～4月は相川特別地域気象観測所の観測値は23m/sを目安とする。

*3 11月～4月は相川特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

(2)　特別警報

種　類	発　　表　　基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

(3)　注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表

注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

注意報・警報の発表及び解除については、以下の点に注意する。

ア　同時に２つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した１つの注意報文又は警報文を作成する。

イ　１つ又は２つ以上の注意報又は警報が行われた後において、１つ又は２つ以上の注意報又は警報を行った場合は、前に行われた注意報又は警報は後で行われた注意報又は警報に切り替えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

３　消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1)　火災気象通報

新潟地方気象台長は、消防法第 22 条の規定により、気象状況が火災の予防上危険であると認めるときに火災気象通報を知事に通報する。知事は、新潟気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、市に伝達する。

ア　実効湿度が 65%以下になる見込みの場合

イ　平均風速 15m/s 以上の風が１時間以上続いて吹く見込みの場合

（降雨、降雪中は、通報しないこともある。）

ウ　出火危険度が５以上になる見込みの場合

注　「出火危険度とは」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

(2)　火災警報

市長は、消防法第 22 条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じて、火災警報の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

また、市長は火災警報を発令し、又は解除したときは、市民に周知するとともに、県消防課へ通報する。

4　伝達系統及び伝達体制

(1)　気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

気象注意報・警報等の伝達系統図

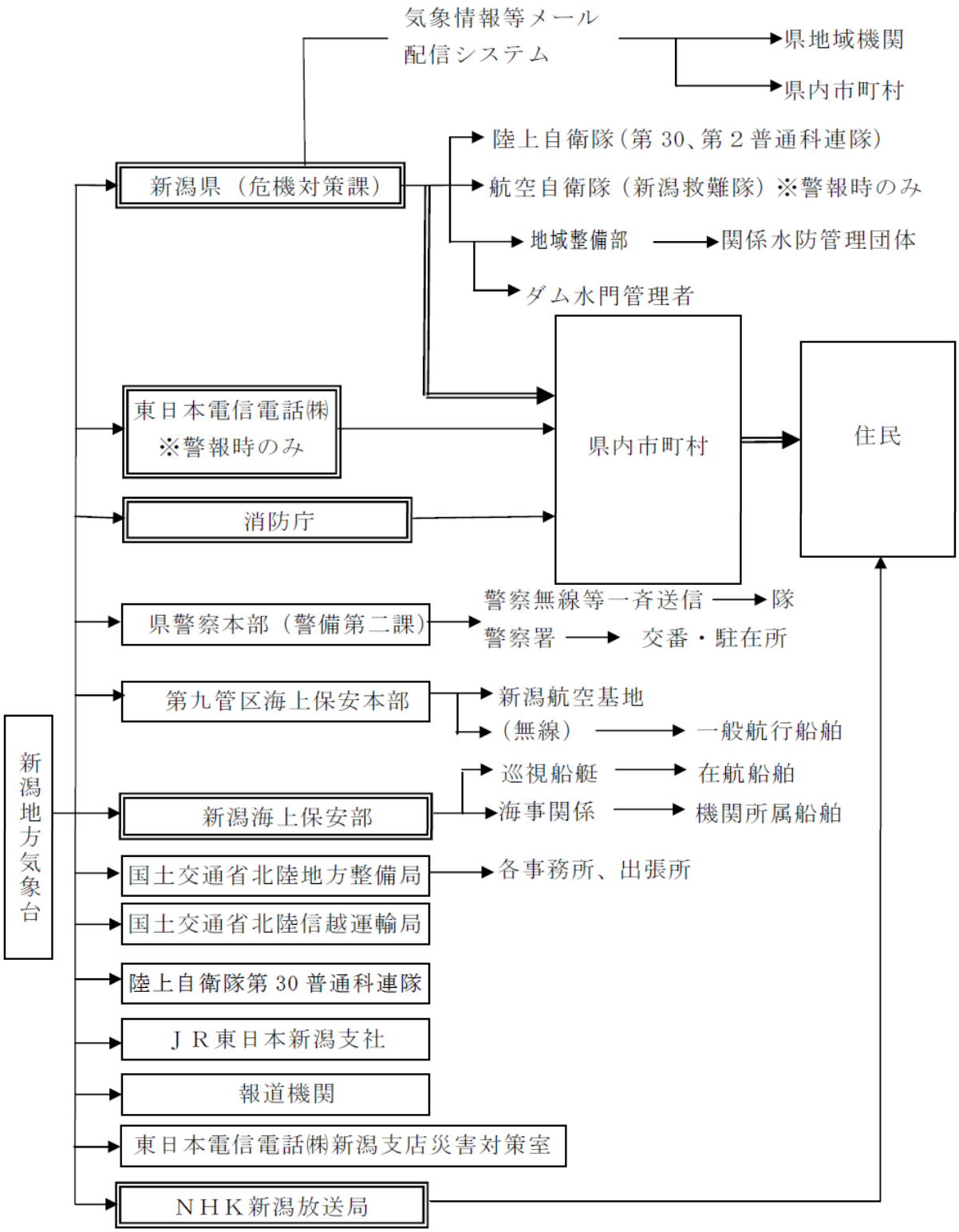

二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(2) 伝達方法

ア 庁内への伝達は、庁内放送、庁内電話、文書、口頭等で行う。

イ 支所等への伝達は、電話、FAX、E-mail 等迅速かつ的確な方法により行う。

ウ 市民への伝達は、緊急情報伝達システム、佐渡市メール、エリアメール、ケーブルテレビ、市ＨＰ等を利用して行う。

エ 関係課等が関係施設、関係機関等に対する伝達は、電話、FAX 等迅速かつ的確な方法により行う。

(3) 伝達内容

ア 気象等の特別警報・警報・注意報の内容

イ 措置すべき事項の概要

ウ その他留意すべき事項

(4) 庁内放送の文例

庁内放送の文例を次に示す。

庁内放送の文例

○○班（課）から連絡します。ただいま○○警報が発表されました。各職員においては、必要に応じて関係施設、関係機関等に連絡するとともに、被害予想地域や災害発生危険箇所の警戒など万全を期してください。また、今後の気象情報等に十分留意してください。

○○班（課）から連絡します。ただいま大雨洪水警報が発表されました。各職員においては、必要に応じて関係施設、関係機関等に連絡するとともに、浸水予想地域や災害発生危険箇所の警戒など万全を期してください。また、今後の気象情報等に十分留意してください。

第２節　　洪水予報・水防警報伝達計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　市民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ　市の責務

国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、市民への避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防本部を準備又は出動させる。

ウ　国及び県の責務

(ｱ)　洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｲ)　水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超え、災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は県及び市に、県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｳ)　水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県に、県は水防管理者その他水防関係機関に通知する。

(ｴ)　水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（水防団待機水位を超え、災害の発生を警戒する水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2)　要配慮者に対する配慮

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、避難行動要支援者への避難準備・高齢者等避難開始等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(3)　積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河川の埋塞への対応は、本計画に準じて行う。

2　設定水位の種類

・　水防団待機水位：　通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位

↓

・　氾濫注意水位：　水防団の出動の目安となる水位

災害時要援護者の避難等の参考となる水位

↓

・　避難判断水位　：　避難等の参考となる水位

避難判断水位に到達したときは、広く市民に周知する。

↓

・　氾濫危険水位：　洪水により相当の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

3　量水標管理者（県）からの伝達フロー図

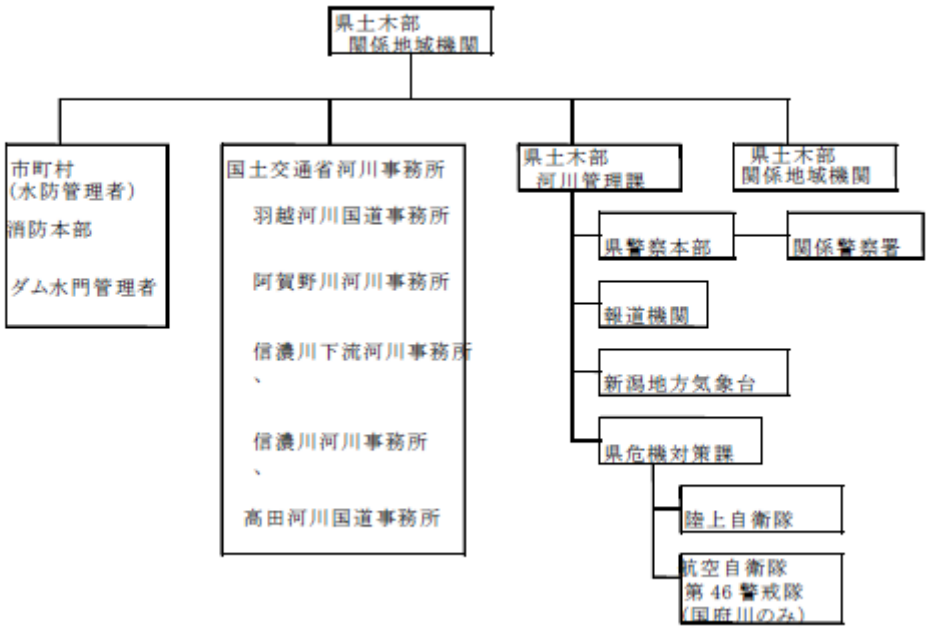

4　業務内容

(1)　市の業務

ア　市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ　避難情報の発令

国・県が伝達する避難判断水位等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難勧告発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

ウ　水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがあって国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、県及び市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ　水防団及び消防本部の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、県及び市の水防計画に定めるところにより、水防団及び消防本部を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(2)　県の業務

ア　洪水予報河川

(ｱ)　国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。

(ｲ)　国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(ｳ)　洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ　水位周知河川

(ｱ)　国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。

(ｲ)　洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

(ｳ)　避難判断水位を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ　水防警報河川

(ｱ)　国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。

(ｲ)　洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(ｳ)　これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市町村その他水防関係機関に通知する。

エ　水位の通報及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

オ　河川防災情報システムによる情報提供

(ｱ)　河川に関する雨量・水位・ダム放流量等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。

(ｲ)　上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。

(ｳ)　雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

カ　県所管の洪水予報･水防警報･水防情報提供河川の一覧（佐渡市該当分）

(ｱ)　洪水予報河川（平成 25 年 4 月 1 日現在）

該当なし。

(ｲ)　水位周知河川（平成 25 年 4 月 1 日現在）

河　川　名	指定水位局	所管地域機関
国　府　川	八　幡	佐渡地域振興局

(ｳ)　水防警報河川（平成 25 年 4 月 1 日現在）

河　川　名	指定水位局	所管地域機関
国　府　川	八　幡	佐渡地域振興局

(3)　新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水のおそれがあるときは､その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に協力を求めて一般に周知する。

第３節　　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

１　基本方針

(1)　市民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2)　市の責務

国､県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、市民への避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(3)　国及び県の責務

ア　土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

イ　土砂災害警戒情報

大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう県は新潟地方気象台と共同して、該当する県内市町村（聖籠町を除く）に土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、既に発表済みの措置内容を再度確認し、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する。

２　情報の流れ

(1)　被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	関係行政機関	被害情報、危険箇所の情報
県	関係行政機関	〃

(2)　被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
村	市民	避難情報
県（地域機関）	市	土砂災害緊急情報
国	県、市	〃
新潟地方気象台 （県と共同発表）	県、関係行政機関、報道機関	土砂災害警戒情報

3　業務の内容

実 施 主 体	対　　策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市
県・新潟地方気象台	土砂災害警戒情報の発表	
市	避難情報の発令	市民

(1)　国の業務

ア　河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2)　県の業務

ア　地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市に通知する。

ウ　大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時に市の防災活動や市民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表する。

4　業務の体系

(1)　土砂災害緊急情報の伝達フロー図

ア　河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

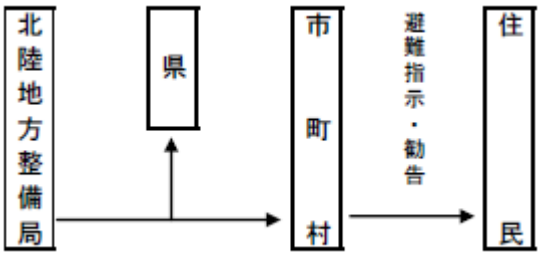

イ　地すべりの場合、県が行う。

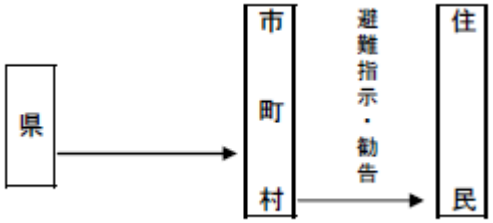

(2)　土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。

土砂災害警戒情報の伝達系統図

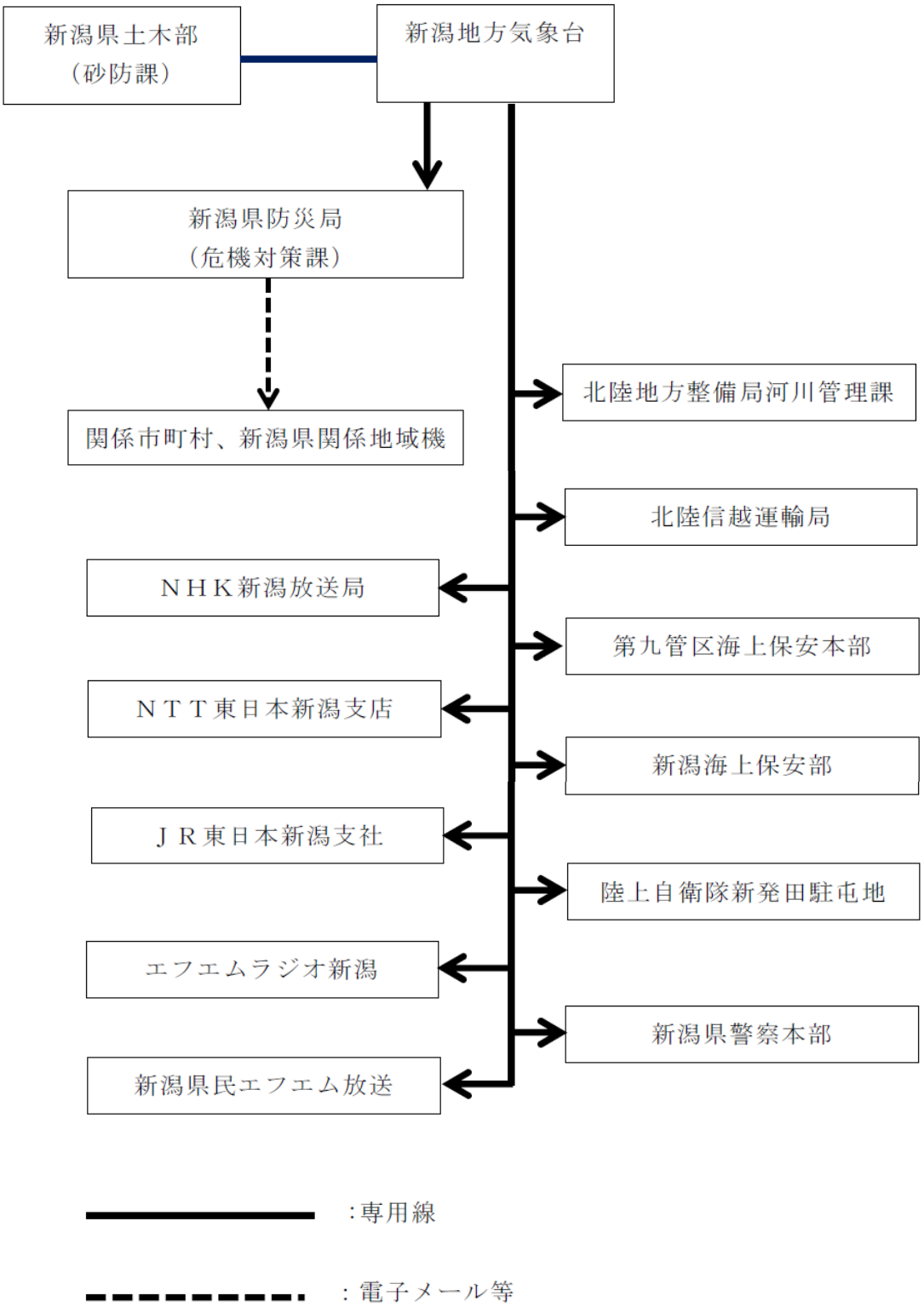

第４節　　水防活動計画

市内各河川、ため池、海岸等に洪水又は高潮による被害が生じ、また生じるおそれがあるときは、被害を軽減するため、所要の措置をとるものとする。

１　実施担当班（課）

(1)　気象情報等及び被害状況等の取りまとめに係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災管財課 建　設　課	防災安全係 管　理　係	１　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 ２　各班からの被害状況・対策状況報告の収集・整理に関すること。 ３　関係機関からの被害状況報告の収集・整理に関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	－	

(2)　消防団に係る実施担当班（署）

設置状況	班（本部）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	消 防 本 部	各 消 防 署	消防団の活動に関すること。
災害対策本部設　置　後	消　防　班	－	

(3)　被害状況調査等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	各　課	各　係	所管する施設等に係る被害状況調査並びに応急対策等に関すること。
災害対策本部設　置　後	各　班	－	

２　水防組織

(1)　県の組織

県は土木部河川管理課に新潟県水防本部、地域振興局に水防支部をそれぞれ設置する。

なお、新潟県水防本部は新潟県災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

(2)　市の組織

第３部第１章第１節「災害対策本部の組織・運営計画」を準用する。

なお､水防本部は市災害対策本部が設置された場合には､同本部に統合されるものとする。

3　水防態勢

(1)　責任

市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第３条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

(2)　配備

市は、洪水または高潮に関する通知を受けたとき、及び水防警報の通知、並びに気象情報の急変により洪水または高潮による被害が予想される時からその危険が去ったと認められるまでの間、水防態勢を配備する。

4　非常配備

(1)　市職員の非常配備

第 3 部第 1 章第 2 節「職員の配備・招集」を準用する。

なお、消防本部の非常配備については「佐渡市消防本部・署職員非常招集計画」による。

(2)　消防団員の非常配備

ア　配備命令

水防管理者が消防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

(ｱ)　水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合

(ｲ)　水防警報指定河川にあっては、水防警報が発令された場合

(ｳ)　緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

(ｴ)　「佐渡市消防団の災害出動計画」による。

イ　非常配備の種類と発令時期

種　類	配　　備　　内　　容	発　　令　　時　　期
待　機	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準　備	消防団の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。	河川水位がなお上昇し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出　動	消防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令	河川の水位が氾濫注意水位を超えるおそれがあり出動の必要を認めたとき。

(3)　巡視出動の連絡

各水防団管理者は次の各号の行動または作業をしたときは、直ちに地域振興局長に連絡して必要な措置を求めなければならない。(水防法第９条、30 条)

ア　堤防等を巡視して異常を発見した時

イ　水防団（消防団を含む。）が出動した時

ウ　水防上危険箇所等に水防作業を開始した時

(4)　解除

水防管理者は、水位の低下により水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを市民に知らせる。

５　決壊時の措置

(1)　決壊の通報及び措置

堤防が決壊し、またはこれに準ずる事態が生じたときは、水防管理団体は直ちにこの状況を関係機関（地域振興局長、警察署長）及びその他必要な団体に通報する。

地域振興局長は水防管理団体から前記通報を受領した場合、水防本部及び必要と認める機関に通報する。(水防法第 25 条)

決壊後といえども水防管理者、消防団長及び消防本部の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(水防法第 26 条)

(2)　避難立退き

ア　避難の指示

洪水または高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた職員または水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により、立退き、またはその準備を指示する。

水防管理者が指示する場合においては、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。(水防法第 29 条)

イ　立退き

警察は、立退きまたはその準備を指示された区域の居住者の救出避難について、水防管理者と協力して誘導する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等に必要な措置を講じておくものとする。

６　水防態勢時における水防関係機関相互の連絡系統

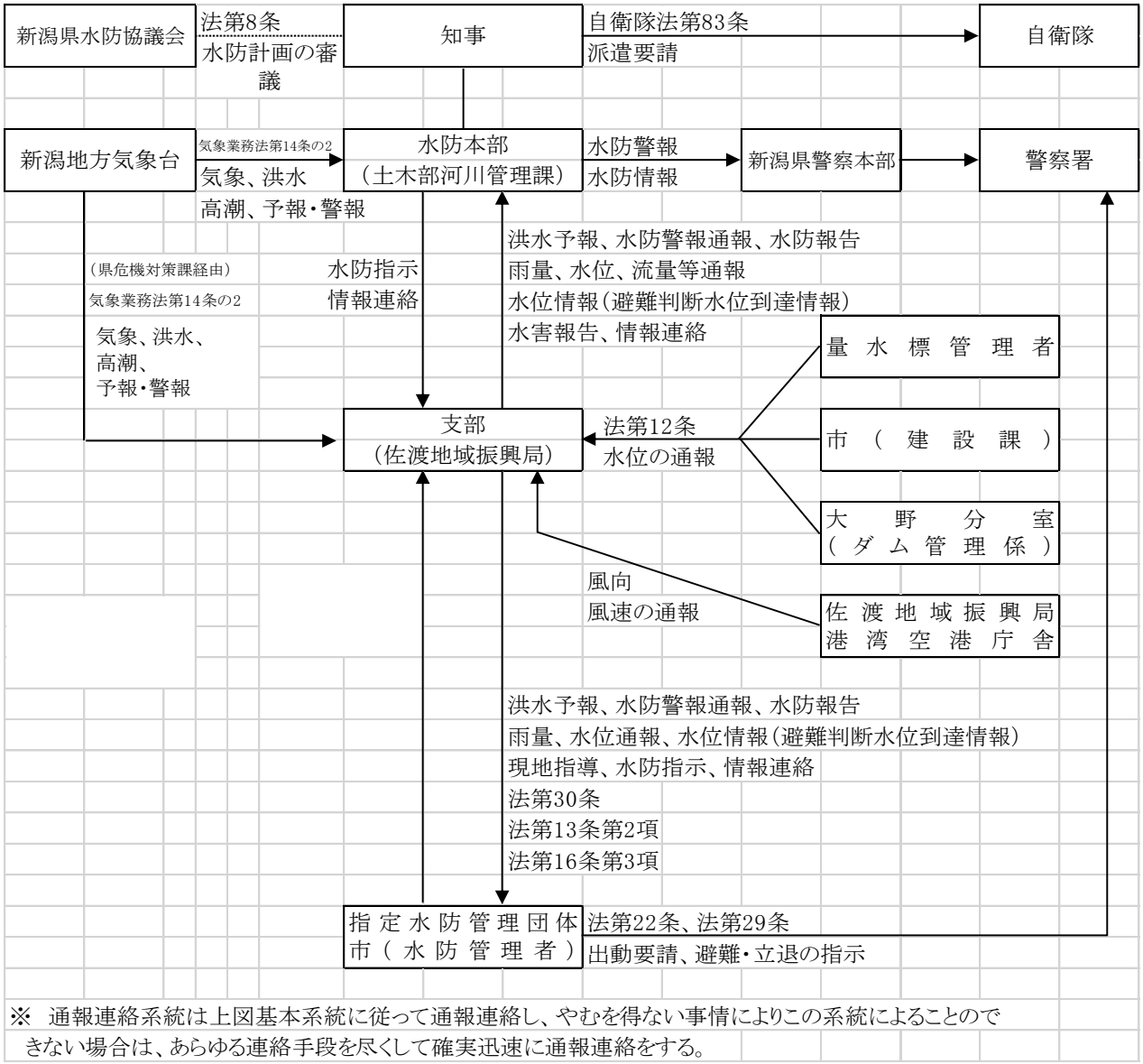

※　通報連絡系統は上図基本系統に従って通報連絡し、やむを得ない事情によりこの系統によることのできない場合は、あらゆる連絡手段を尽くして確実迅速に通報連絡をする。

７　指定水防管理団体及び水防区

(1)　指定水防管理団体

水防法第４条の規定により指定された指定水防管理団体は以下のとおりである。

水防管理団体	所　在　地	摘　　要
佐　渡　市	佐渡市千種２３２	平成１６年度

(2)　水防区及び水防詰所

水防区及び水防詰所は以下のとおりである。

なお、水防管理団体は担当水防区域の水防活動が円滑に実施されるよう、水防態勢の整備に努めるものとする。

水 防 区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	佐渡市相川二町目浜町 20－１ 佐渡地域振興局	74-3311	市一円
佐 渡 水 防 区 （ 支 所 等 ）	佐渡市役所 両津支所 相川支所 羽茂支所 佐和田行政サービスセンター 新穂行政サービスセンター 畑野行政サービスセンター 真野行政サービスセンター 小木行政サービスセンター 赤泊行政サービスセンター	63-3111 27-2111 74-3111 88-3111 57-2111 22-3111 66-3111 55-3111 86-3111 87-3111	市一円
水 防 区 計	１市		

※　水防管理団体は担当水防区域の水防活動が円滑に実施されるよう、水防態勢の整備に努めるものとする。

８　重要水防箇所

(1)　河川関係

重点区間		水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		要注意区間		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
0	0	68	24,815	228	191,455	0	0	296	216,270

(2)　海岸関係

水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		やや危険な区間 C		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
9	3,102	37	13,838	26	9,293	72	26,233

9　気象情報の伝達・把握

水防法第 10 条第１項の規定による気象状況の連絡系統

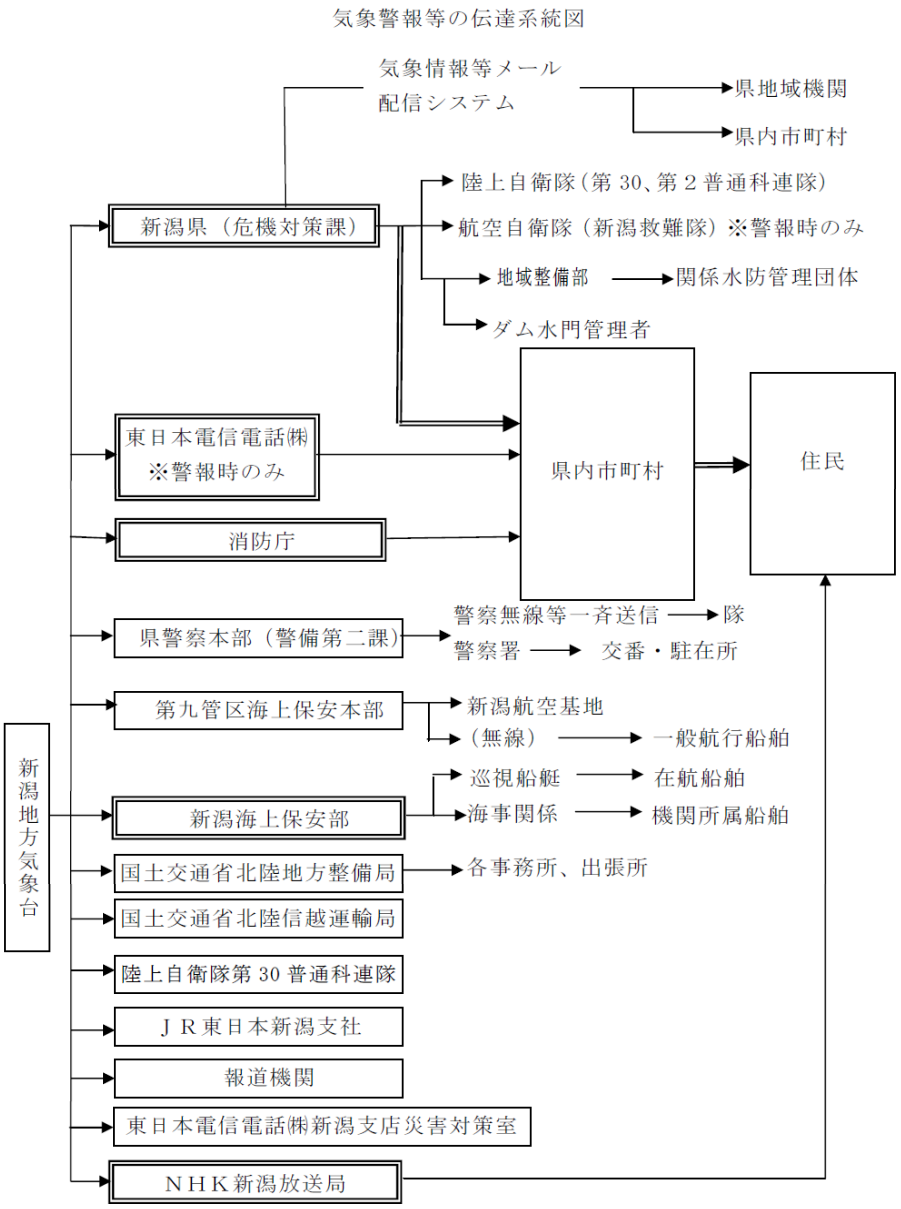

二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

10　雨量、水位の観測施設

市内においての観測施設は以下のとおりである。

(1)　雨量観測所　　（インターネット：気象庁、新潟県河川防災情報システム）

管理者	観測所名	位　　置	雨量計種類	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄからの閲覧	電話応答番号
気象庁	相川	相川三町目新浜	転倒マス型雨量計	○	
〃	弾崎	鷲崎	〃	○	
〃	秋津	秋津	〃	○	

〃	両津	両津湊	〃	○	
〃	羽茂	羽茂本郷	〃	○	
県	南片辺	北片辺	転倒マス型雨量計	○	74-4669
〃	ドンデン	椿	〃	○	〃
〃	鷲崎	鷲崎	〃	○	〃
〃	柿野浦	柿野浦	〃	○	〃
〃	滝平	羽茂滝平	〃	○	〃
〃	大野川ダム	新穂大野	転倒マス型雨雪量計	○	22-3746
〃	大野	新穂大野	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	久知川ダム	下久知	転倒マス型雨雪量計	○	〃
〃	生椿	新穂田野沢	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	新保川ダム	金井新保	転倒マス型雨量計	○	〃
市	両津消防署	両津湊	自動気象観測装置	×	
〃	中央消防署	八幡	転倒マス型雨量計	×	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	〃	×	
〃	赤泊行政ＳＣ	徳和	〃	×	

(2) 水位観測所

テレメーターによる水位観測

	観　測　所　名			
	中興	新穂	羽茂	石田
位　　置	佐渡市中興	佐渡市新穂瓜生屋	佐渡市羽茂本郷	佐渡市石田
河 川 名	藤津川	国府川	羽茂川	石田川
自記・普通の別				
水防団待機水位				
氾濫注意水位				
氾濫危険水位				
O点高	5.200m	26.300m	11.200m	7.700m

テレメーターによる水位観測

項　目	観　測　所　名				
	八　幡	一宮橋	白　原	皆　川	久知河内
位　　置	佐渡市八幡	佐渡市宮川	佐渡市新穂大野	佐渡市新穂皆川	佐渡市久知河内

河　　川　　名	国府川	小倉川	大野川	大野川	久知川
水防団待機水位	2.50m	18.80m			
氾濫注意水位	2.70m	19.65m			
避難判断水位	3.21m				
氾濫危険水位	4.01m				
O　　点　　高	-1.240m	17.400m	99.00m	0.500m	34.20
テレメーター画面表　　示	有	有	有	有	有
電話応答番号	74－4669	74－4669	22－3746	22－3746	22－3746
備　　考	指定水位観測所		（大野分室）	（大野分室）	（大野分室）

(3)　風向・風速の観測所

ア　指定観測所

観測所名	観測所管理者	位　　置	電話番号	FAX 番号	備　　考
両　　津	佐渡地域振興局港湾空港庁舎	両津夷 384-1	27-3311	27-3321	

イ　その他観測所

管理者	観測所名	位　　置	テレメーター画面表示	電話応答番　　号	備　　考
気象庁	相　　川	相川三町目新浜	無	無	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄからの閲覧可能
〃	弾　　崎	鷲崎	無	無	〃
〃	秋　　津	秋津	無	無	〃
〃	両　　津	両津湊	無	無	〃
〃	羽　　茂	羽茂本郷	無	無	〃
県	南　片　辺	北片辺	有	無	
〃	ドンデン	椿	有	無	
〃	鷲　　崎	鷲崎	有	無	
〃	柿　野　浦	柿野浦	有	無	
市	両津消防署	両津湊	有	無	

〃	中央消防署	八幡	無	無	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	無	無	

11　水防警報計画

(1)　水防法第 16 条の規定による、新潟県知事が水防警報を行う河川

河 川 名	区　　域	発 表 者
国 府 川	左岸　佐渡市新穂長畝(島) 右岸　佐渡市大和　} 地持院川合流点から海まで	佐渡地域 振興局長

(2)　水防警報の対象とする水位観測所（新潟県知事所管）

（単位：m）

河川名	観測所名	所在地	堤防高	0点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	摘要
国府川	八幡	佐渡市八幡	5.400	－1.24	2.50	2.70	3.21	4.014	テレメーター電話応答 74－4669

(3)　水防警報の段階と範囲

水防警報の段階と内容		水防警報範囲（発令基準）
第１段階 「準　備」	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備及び水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
第２段階 「出　動」	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位、流量、その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあり、または氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水が予想されるとき
第３段階 「状　況」	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	適宜河川状況により、必要と認められるとき
第４段階 「解　除」	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に復したとき。ただし、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めれれるとき

(4)　水防警報を発表しない場合の措置

洪水の概要を示し、次の 12（1）に示す関係者に通知する。

12　水防警報の伝達系統

(1)　水防警報の伝達系統は以下のとおりとする。

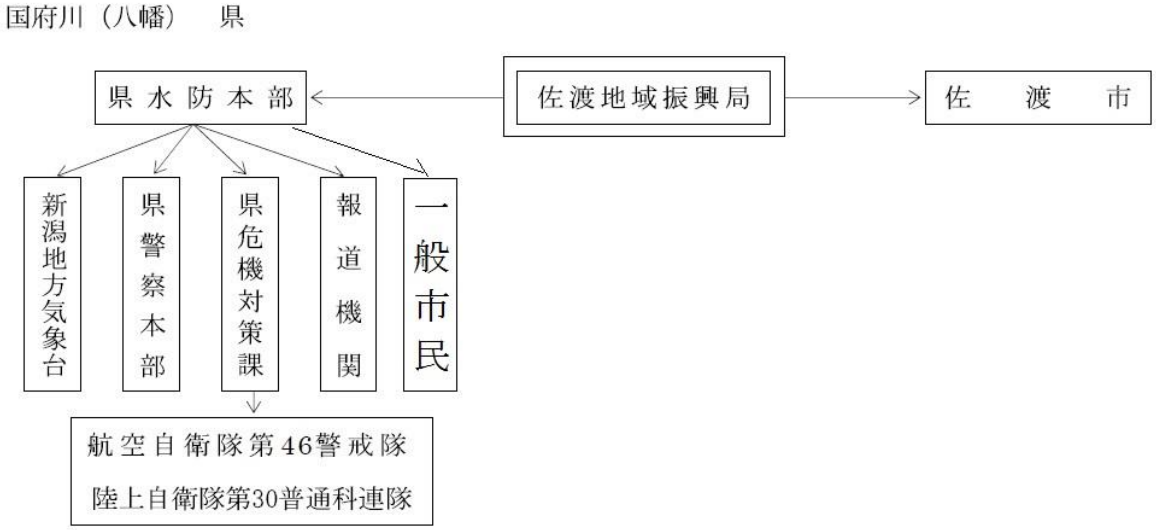

(2)　伝達方法

気象注意報・警報等の伝達系統に準ずる。

(3)　伝達内容

気象注意報・警報等の伝達系統に準ずる。

13　水防法第 13 条第２項の規定により、新潟県知事が水位情報の通知を行う河川（水位情報周知河川）

河川名	観測所名	位　置	避難判断水位	通　知　者
国府川	八　幡	佐渡市八幡	3.21m	佐渡地域振興局長

14　水位情報の通知

水位情報周知河川の河川水位が避難判断水位に達した時の通知に係る伝達は、水防警報の伝達系統と同様とする。

15　水防用備蓄資材

市が保有する水防資材は、各水防倉庫において保管する。

第５節　　土砂災害・斜面災害応急対策

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　市民の責務

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

イ　市の責務

市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。

また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ　県の責務

県は､土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

また、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2)　要配慮者に対する配慮

ア　市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3)　積雪地域での対応

ア　市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

２　情報の流れ

(1)　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主 な 情 報 内 容
市民、警察	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	企業等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報、危険箇所等の情報

(2)　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主 な 情 報 内 容
県・国	市	防災情報、調査結果、応急対策工事の実施状況、土砂災害緊急情報
市	市民、警察	防災情報、調査結果、応急対策工事の実施状況、避難勧告・指示等

3　業務の体系

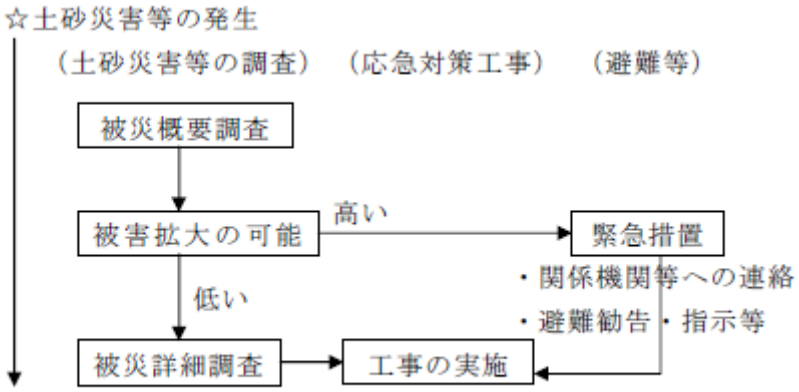

4　業務の内容

(1)　土砂災害等の調査

実施主体	対　　策	協力依頼先
国 県 市	・　土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・　被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 ・　被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 ・　重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。	新潟県治山ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 新潟県治山防災ﾍﾙﾊﾟｰ 新潟県砂防ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ協会 北陸地方防災ｴｷｽﾊﾟｰﾄ (社)新潟県建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部 (一社)新潟県測量設計業協会 (一社)新潟県地質調査業協会
国 県	・　被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する。 ・　緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第29条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。	
市	・　土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	

(2)　応急対策工事の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
国 県 市	・　被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・　ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(社)新潟県建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部 (一社)新潟県地質調査業協会

(3)　避難勧告・指示等の実施

実施主体	対　　策
国 県	・　迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。
市	・　土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。 ・　異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第 3 部　　災害応急対策

第３章　　震災応急対策計画

第１節　　建物の応急危険度判定計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定(以下この節において「判定」という。)を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下この節において「協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

ア　各主体の責務

(ｱ)　市民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(ｲ)　市の責務

a　判定に必要な資機材の備蓄に努め、判定実施の際に供給する

b　地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、判定実施の要否を決定する。

c　実施本部及び判定拠点を設置し、判定実施計画を策定し、判定を実施する。

d　被災者等への判定実施の周知を図り必要に応じて、判定結果に対する相談窓口を設置する。

e　自力で判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

f　判定結果の集計を行い県に報告する。

(ｳ)　県の責務

a　市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

b　被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、国土交通省及び広域被災建築物応急危険度判定協議会（以下「ブロック協議会」という。）に応援を要請する。

c　判定活動に必要な情報収集を行い、被災市町村に情報提供する。

d　民間の応急危険度判定士(以下「判定士」という。)の災害補償制度の手続を行う。

e　判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

(ｴ)　国土交通省及び北陸地方整備局の責務

県災害対策本部の応援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

(ｵ)　建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

(ｶ)　応急危険度判定士の責務

a　地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。

b　判定士への情報連絡に協力する。

c　対策本部及び支援本部の要請により、判定業務を行う。

イ　関係機関

県（支援本部）、市（被災地以外）、ブロック協議会幹事県（支援本部）、
国土交通省（支援調整本部）、建築関係団体（(一社）新潟県建築士会、応急危険度判定士）

(2)　要配慮者に対する配慮

ア　判定の目的の周知徹底（罹災証明書との区別を十分に説明）

イ　判定結果に対する相談窓口を設置する。

2　関係機関との連携

(1)　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主 な 情 報 内 容
市	県	・　判定実施の要否、実施本部の設置、実施計画内容 ・　判定支援要請の有無及び内容
県	ブロック協議会幹事県	・　広域支援要請の有無及び内容 ・　判定拠点までの交通事情等
県	国土交通省	判定応援要請及び他の都道府県との支援調整要請の有無及び内容
県	建築関係団体	・　確保が必要な判定士の数 ・　判定拠点までの交通事情等
県	市町村 (被災地以外)	・　判定士派遣等の要請の内容 ・　判定拠点までの交通事情等

(2)　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主 な 情 報 内 容
市	市民	判定活動実施の広報
県	市	・　支援予定情報 ・　被災地及び周辺の被害状況等

3　業務の体系

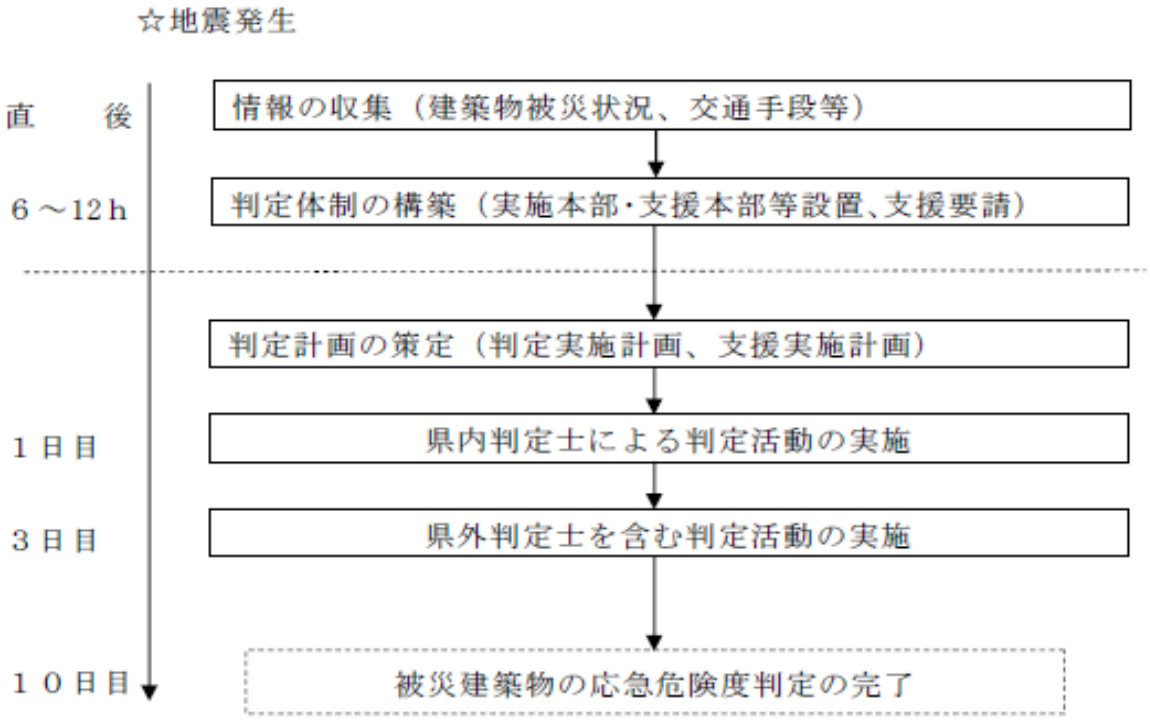

4　業務の内容

(1)　情報の収集

実　施　主　体	対　　策	協 力 依 頼 先
判定士	建築物等の被害状況を市町村に連絡	
市（実施本部）	・　建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。 ・　得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体 県
県（支援本部）	・　被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・　被災市町村への情報提供を行う。	県災害対策本部
国（支援調整本部）	・　被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・　県への情報提供を行う。	

(2)　判定体制の構築

実　施　主　体	対　　策	協 力 依 頼 先
市（実施本部）	・　実施本部、判定拠点を設置する。 ・　判定ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰを配置する。 ・　県に支援要請を行う。	県
県（支援本部）	・　支援本部を設置する。 ・　新潟県建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。 ・　その他の市町村に協力要請する。	(一社)新潟県建築士会 市町村（被災地以外） 国土交通省 ブロック協議会幹事県

	・　国土交通省、ブロック協議会幹事県に広域支援を要請する。	
国土交通省 （支援調整本部）	・　支援調整本部を設置する。 ・　建築関係団体に協力を要請する。	建築関係団体

(3)　判定計画の策定

実　施　主　体	対　　策	協 力 依 頼 先
市（実施本部）	・　判定実施計画を作成する。 ・　地元判定士を参集する。 ・　市民へ判定実施の周知及び広報を行う(罹災証明書との区別を十分に説明する)。 ・　必要に応じて、判定結果に対する相談窓口を設置する。	県 建築関係団体 判定士
県（支援本部）	・　支援実施計画を作成する。 ・　応援判定士の派遣の調整を行う。 ・　判定資機材等を調達する。 ・　輸送方法を確保する。	
国土交通省 （支援調整本部）	他の都道府県の支援本部との応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	

(4)　判定・支援の実施

実　施　主　体	対　　策	協 力 依 頼 先
市（実施本部）	・　判定士の受入れを行う。 ・　判定資機材を判定士に供給する。 ・　判定士を実施地区に誘導する。 ・　判定結果を県に報告する。	県 建築関係団体 判定士
県（支援本部）	・　応援判定士を実施本部に派遣する。 ・　判定資機材を実施本部に提供する。 ・　判定結果のとりまとめを行う。 ・　民間判定士補償制度の手続を行う。	
国土交通省 （支援調整本部）	応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	
判定士	・　判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 ・　判定業務を行う。	

参考資料（新潟県地域防災計画　震災対策編より抜粋）

判定実施体制 （詳細は「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」参照）

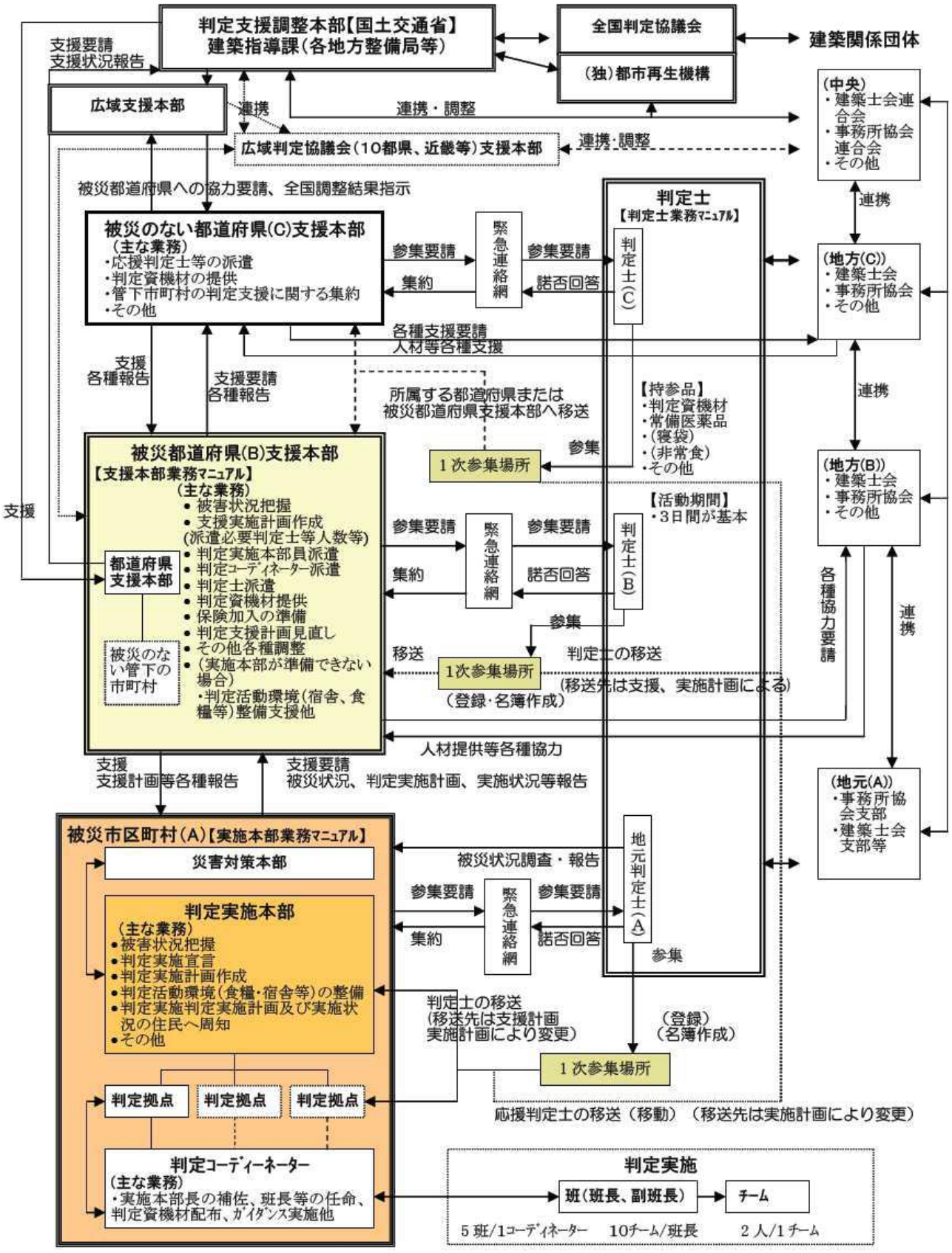

第２節　　宅地等の応急危険度判定計画

１　基本方針

(1)　各主体の責務

ア　被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

(ｱ)　宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

(ｲ)　宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

イ　市の責務

(ｱ)　市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

(ｲ)　市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

(ｳ)　市長は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。

(ｴ)　市長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

(ｵ)　市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

ウ　県の責務

(ｱ)　県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。

(ｲ)　知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。

(ｳ)　被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

(ｴ)　知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

(ｵ)　知事は、他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

エ　国土交通省の責務

国土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、併せて都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

オ　宅地擁壁技術協会の責務

知事からの要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

(2)　活動調整

県災害対策本部、市災害対策本部、宅地擁壁技術協会

(3)　達成目標

ア　実施の決定

(ｱ)　市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。

(ｲ)　知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね 24 時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

イ　対象区域及び宅地の決定

市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

ウ　実施体制の調整

(ｱ)　市長は、危険度判定の実施に際し、概ね 72 時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。

(ｲ)　知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね 72 時間以内に支援措置を講じる。

エ　危険度判定の実施

市長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

2　情報の流れ

(1)　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主 な 情 報 内 容
宅地管理者（地権者）	市	宅地の被災情報
市	県	宅地の被災情報 支援要請の有無
県	国土交通省	宅地の被災情報 支援調整要請の有無
県	宅地擁壁技術協会	支援要請の有無

(2)　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主 な 情 報 内 容
宅地判定士	宅地管理者（地権者）	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	第三者（通行人など）	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	市	被災宅地の危険度判定結果

３　業務の体系

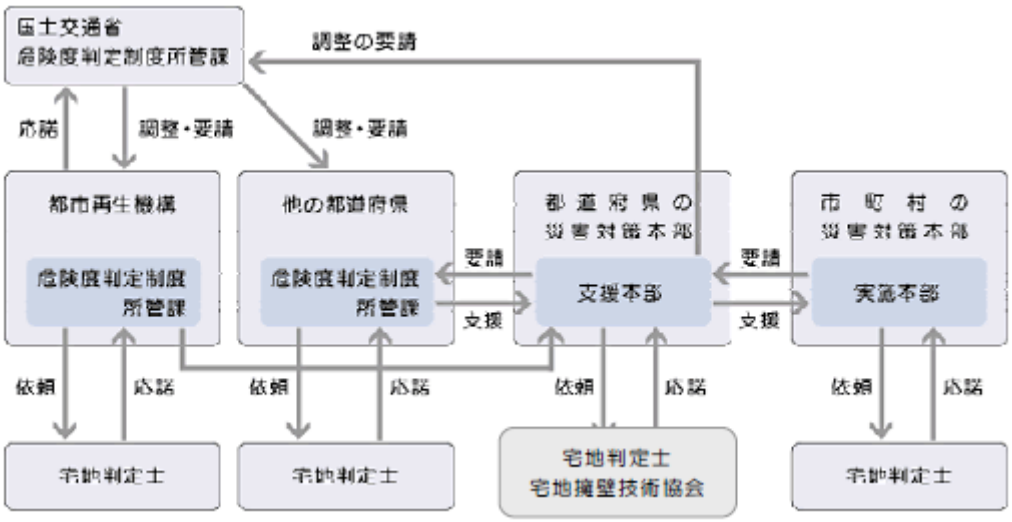

４　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
宅地判定士	危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。	
被災市町村	・　大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 ・　危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 ・　被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を知事に要請する。 ・　宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。 ・　二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 ・　必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。	県 宅地判定士 宅地判定士 県
国土交通省	県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、併せて都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。	他の都道府県 都市再生機構

県	・　市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。	宅地判定士 宅地擁壁技術協会
	・　被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。	宅地判定士
	・　市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。	国土交通省 他の都道府県
	・　他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。	宅地判定士

第 ３ 部　　災害応急対策

第４章　　津波災害応急対策計画

第１節　　津波避難計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　迅速な避難

強い地震（震度４以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。

また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

イ　津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

ウ　津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所の孤立や避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

エ　その他

地震又は津波の被害により孤立した市民を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

(2)　要配慮者に対する配慮及び積雪期の対応

ア　要配慮者に対する配慮

(ｱ)　情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、市民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

(ｲ)　市は、あらかじめ策定した「要配慮者の避難支援プラン」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。

また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

(ｳ)　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

(ｴ)　県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

イ　積雪期の対応

(ｱ)　屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

(ｲ)　足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

(ｳ)　倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

(ｴ)　寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

２　大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

(1)　大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に津波警報等を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が「８」を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(2)　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表</th><th>定性的表現での発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m＜高さ</td><td>10m超</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">陸域に津波により浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>５ｍ＜高さ≦10m</td><td>10m</td></tr>
<tr><td>３ｍ＜高さ≦５ｍ</td><td>５ｍ</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>１ｍ＜高さ≦３ｍ</td><td>３ｍ</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>0.2m≦高さ≦１ｍ</td><td>１ｍ</td><td colspan="2">（定性的表現での発表：表記なし）
陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波警報等の留意事項

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

３ 津波情報

(1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情 報 の 種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表 ［発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照］
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※１ 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発　表　基　準	発 表 内 容
大 津 波 警 報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津　波　警　報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津 波 注 意 報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※２　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。

また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発 表 中 の 津波警報等	発　表　基　準	発 表 内 容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津 波 警 報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2)　津波情報の留意事項等

ア　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ｱ)　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(ｲ)　津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ　津波観測に関する情報

(ｱ)　津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(ｲ)　場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ　沖合の津波観測に関する情報

(ｱ)　津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(ｲ)　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

４　津波予報

(1)　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

＜津波予報の発表基準とその内容＞

	情 報 の 種 類	発　表　内　容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2)　津波予報区

予　報　区	区　域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

(3)　地震及び津波警報等発表の流れ

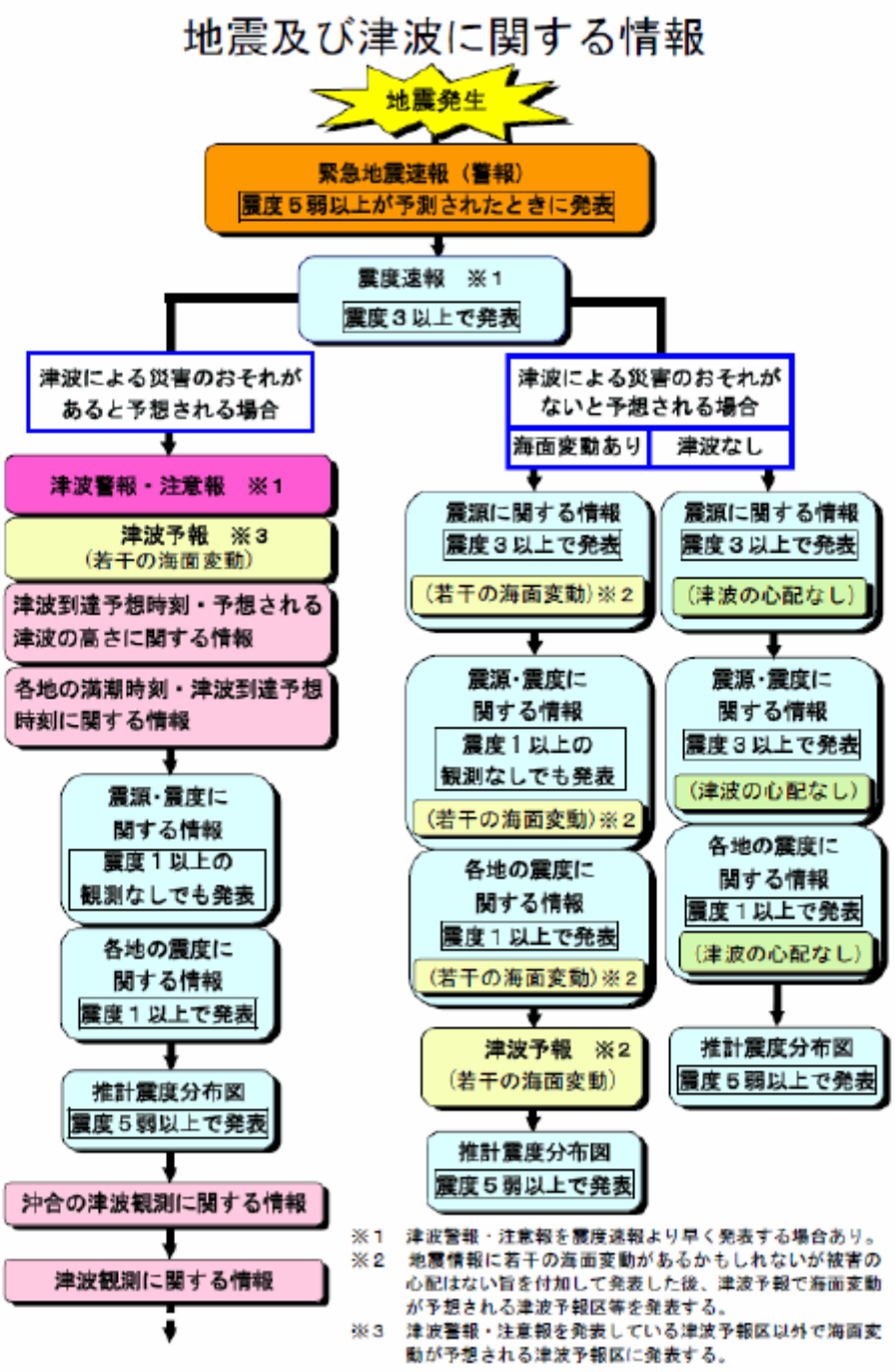

5　業務の内容

(1)　津波警報等の伝達

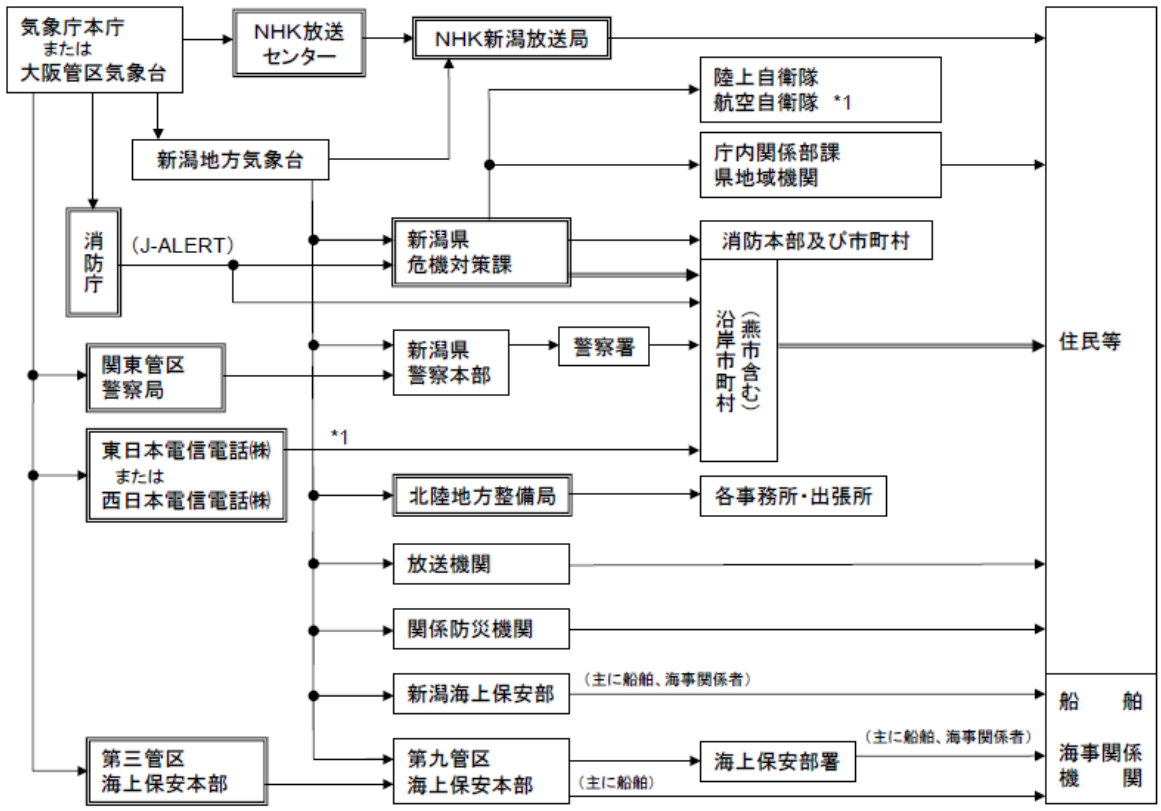

＊1　警報のみ

□　気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

═　特別警報が発表された際に、気象業務法第15条の2により、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注)　関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に務める。

ア　市

市は、津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、市民、観光客等に伝達する。

伝達に際しては、佐渡市緊急情報伝達システム、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、テレビ（ケーブルテレビを含む。)、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、広報車等、多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

イ　県

県は、県防災行政無線その他の方法により、市に伝達するほか、防災関係機関に伝達する。

(2)　避難の勧告又は指示の実施

ア　市

(ｱ)　地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努めるものとする。

(ｲ)　地域の特性等を踏まえつつ、避難の勧告又は指示の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難勧告等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(ｳ)　地震又は津波が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立退きを勧告し、又は急を要するときは避難のための立ち退きを指示することができる。

　このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。

　これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。

(ｴ)　必要と認める地域の居住者等に対して、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

　これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。

(ｵ)　避難の勧告、指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。

(ｶ)　避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。

(ｷ)　避難勧告等の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

　このとき､高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮するものとする。

(ｸ)　避難の勧告又は指示､又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとするときは、居住者等に対して、市緊急情報伝達システム、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、テレビ（ケーブルテレビを含む。)、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、広報車等、多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図るものとする。

(ｹ)　地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(ｺ)　避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ　県

(ｱ)　地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項を、公表するよう努めるものとする。

(ｲ)　市が行う発令基準の策定や見直しを支援するものとする

(ｳ)　市から避難の勧告、指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

(ｱ)　市が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、市に代わって、避難の指示等を実施するものとする。

ウ　その他防災関係機関等

(ｱ)　市による避難の指示ができないと認めるとき、又は市から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示すること

ができる。

立退き先を指示したときは、直ちに市に通知するものとする。

(ｲ) 水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。

(ｳ) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、市から避難の勧告、指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

(3) 避難誘導及び救助

ア 市

(ｱ) 具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、市民や自主防災組織と多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での行動ルール、待避の判断基準も定めるものとする。

(ｲ) 避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

(ｳ) 津波警報又は津波注意報が発表された場合、もしくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告又は避難指示(緊急)を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとする。

イ 県

(ｱ) 市が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する。

(ｲ) 市における津波避難計画策定及び避難訓練の実施を支援する。

(4) 避難所等の確保

ア 市

(ｱ) 地震又は津波が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、必要に応じて、避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

(ｲ) できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所を避難場所又は避難所として指定する。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化を図るものとする。

(ｳ) 各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

(ｴ) 避難所の開設が必要な場合、地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、避難所を開設する。

(ｵ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検

討するものとする。

イ　県

市からの報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

(5)　避難所相互の移送

市は、避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

(6)　広域避難対策

ア　市

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。

イ　県

(ｱ)　市からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。

(ｲ)　市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。

(7)　帰宅困難者対策

市及び県は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

(8)　津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合、市及び消防本部が受けたときは県に、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県に、速やかに通報する。

通報を受けた県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。
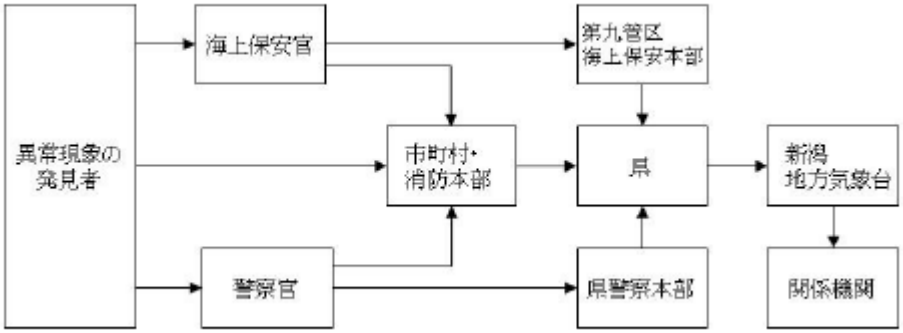
異常現象発見者の通報系統図